

平成27年（行ウ）第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外87名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

第 3 5 準 備 書 面

(最終準備書面)

2019（令和元）年12月27日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 廣 島 敦 隆

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 池 上 忍

同 弁護士 竹 森 雅 泰

同 弁護士 端 野 真

同 弁護士 橋 本 貴 司

同 弁護士 松 岡 幸 輝

同 弁護士 佐 々 井 真 吾

目次

第1	はじめに	11
第2	被爆者援護法1条3号「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の解釈	11
1	原告らの主張の要旨	12
(1)	はじめに	12
(2)	原爆医療法2条と被爆者援護法1条の関係	12
(3)	原爆医療法2条3号の解釈	12
ア	原爆医療法の趣旨・目的	12
イ	原爆医療法2条3号の制定経過	14
ウ	小括	15
(4)	被爆者援護法1条3号の解釈のあり方には原爆医療法2条3号のそれがあてはまること	15
ア	被爆者援護法制定に至る一連の法改正やその背景となった事情	15
イ	被爆者援護法の趣旨・目的と同法1条3号の解釈のあり方	16
2	被告らの主張に対する反論	17
(1)	被告らの主張の要旨	17
(2)	これまでの審理の中で被告らは原告らの主張・反論にまともに応答できていないこと	18
(3)	被告らの主張の主だった問題点	20
ア	被爆者援護法は国の責任で被爆者の特殊な健康被害を救済するための法律であり、制度の根底には実質的に国家補償的配慮がある	20
イ	被告らの主張は、被爆者健康手帳の交付の段階であるにもかかわらず、放射線被爆と健康被害との間に具体的かつ明確な関連性を要求するものであり、被爆者援護法の趣旨・目的や最高裁判決にも反するものであるばかりか、402号通達による第1種健康診断受診者証から被爆者健康手帳への切替え制度に	

関する被告らの主張とも矛盾している.....	22
ウ 被告らの「100mSv 閾値論」は、寿命調査の前提条件を理解しない誤用であり、むしろ大瀧証人らの最近の研究成果によって放射性微粒子被爆による健康影響の可能性が示唆されていること	24
エ 被爆者援護法が「100mSv 閾値論」に立脚していないことは「被爆者」の定義からも明らかである	26
オ 内部被曝は実効線量によってその人体影響の有無を評価することはできないのであるから、その意味でも被告らの「100mSv 閾値論」は不当である	28
カ 小括	29
3 まとめ.....	29
第3 「黒い雨」被爆の被爆者援護法1条3号該当性～総論～	29
1 はじめに	29
2 「黒い雨」被爆の機序と「黒い雨」降雨域	30
(1) 原爆の炸裂と原子雲の形成.....	30
(2) 原子雲の上昇と火災による上昇気流により原子雲中心軸が形成される（矢ヶ崎9～10, 12頁）	31
(3) 水平原子雲の生成（矢ヶ崎19～24頁）	31
(4) 「黒い雨」雨域は水平原子雲の範囲と移動により説明できる（矢ヶ崎24～26, 34～35頁）	33
(5) 「黒い雨」被爆の機序（矢ヶ崎26～28, 37～38, 50～51頁, 大瀧25～28頁）	35
3 「黒い雨」被爆の人体影響.....	36
(1) はじめに	36
(2) 内部被曝の機序・危険性.....	36
(3) 内部被曝の人体影響	38

4	「黒い雨」被爆者は被爆者援護法 1 条 3 号に該当すること	39
(1)	はじめに	39
(2)	段階的に「黒い雨」被爆者の一部が被爆者援護の対象とされてきた経緯（甲 A 7 3 参照）	40
ア	「黒い雨」による残留放射能濃厚地域に在った「黒い雨」被爆者は、「特別被爆者」として扱われていたこと	40
イ	「特別被爆者」廃止後も、「黒い雨」による残留放射能濃厚地域が被爆地域＝直爆地域として維持されたこと	41
ウ	宇田雨域のうち大雨地域が健康診断特例区域に指定されたこと	42
エ	小括	43
(3)	行政実務の運用は被爆者援護の対象となる「黒い雨」被爆者を不当に制限している	43
ア	「黒い雨」被爆者は被爆者援護法 1 条 3 号に該当する	43
イ	「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域が第 1 種健康診断特例区域に指定されるべきであり、「黒い雨」被爆者が健康管理手当の対象となる 1 1 種類の障害を伴う疾病を発症している現状に鑑みれば、やはり「黒い雨」被爆者は、被爆者援護法 1 条 3 号に該当するというべきである	44
5	被告らの主張の不合理性	48
(1)	はじめに	48
(2)	上記①第 1 種健康診断特例区域を宇田雨域のうち大雨地域に限定して指定していることの不合理性	49
ア	被告らの主張	49
イ	宇田雨域のうち大雨地域のみを第 1 種健康診断特例区域に指定すること自体が不合理であること	49
ウ	増田雨域の信用性について	55
エ	「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）の信用性について	57

オ 小括	61
(3) 上記②第 1 種健康診断特例区域外の地域に関する放射線の健康影響に関する 知見について	62
ア 被告らの主張	62
イ 上記①昭和 5 1 年度残留放射能調査, ②昭和 5 3 年度残留放射能調査...	62
ウ 上記③「黒い雨」専門家会議報告書.....	66
エ 上記④平成 2 4 年検討会報告書.....	70
(4) 小括.....	71
6 まとめ.....	71
7 手続的瑕疵に関する主張について.....	72
第 4 「黒い雨」被爆の被爆者援護法 1 条 3 号該当性～各論～	72
1 はじめに	72
2 砂谷村で被爆した原告らについて.....	73
(1) はじめに	73
(2) 砂谷村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと	73
(3) 原告番号市 2 1 ・ ■■■■■ (甲 B 市 2 1 の 1)	74
(4) 原告番号市 2 2 ・ ■■■■■ (甲 B 市 2 2 の 1, 2)	75
(5) 原告番号市 2 5 ・ ■■■■■ (原告■■■■■, 甲 B 市 2 5 の 1, 2)	76
(6) 原告番号市 2 7 ・ ■■■■■ (甲 B 市 2 7 の 1, 2)	77
(7) 原告番号市 2 8 ・ ■■■■■ (甲 B 市 2 8 の 1, 2)	78
(8) 原告番号市 3 5 ・ ■■■■■ (甲 B 市 3 5 の 1, 2)	79
(9) 原告番号市 4 4 ・ ■■■■■ (甲 B 市 4 4 の 1, 2)	80
(10) 原告番号市 4 6 ・ ■■■■■ (甲 B 市 4 6 の 1, 2)	81
3 水内村で被爆した原告らについて.....	82
(1) はじめに	82
(2) 水内村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと	82

(3) 原告番号市 6 ・ ██████████ (甲 B 市 6 の 1, 2 - 地図)	83
(4) 原告番号市 7 ・ ██████████ (甲 B 市 7 の 1, 2)	84
(5) 原告番号市 8 ・ ██████████ (甲 B 市 8 の 1, 2)	85
(6) 原告番号市 9 ・ ██████████ (甲 B 市 9 の 1, 2)	85
(7) 原告番号市 17 ・ ██████████ (甲 B 市 17 の 1, 2)	86
(8) 原告番号市 24 ・ ██████████ (甲 B 市 24 の 1, 2)	87
(9) 原告番号市 26 ・ ██████████ (甲 B 市 26 の 1 ~ 3, 6, 原告本人調書)	88
(10) 原告番号市 38 ・ ██████████ (甲 B 市 38 の 1, 2)	88
(11) 原告番号市 39 ・ ██████████ (甲 B 市 39 の 1, 2)	89
(12) 原告番号市 41 ・ ██████████ (甲 B 市 41 の 1, 2)	90
(13) 原告番号市 45 ・ ██████████ (甲 B 市 45 の 1, 2)	91
(14) 原告番号市 51 ・ ██████████ (甲 B 市 52 の 1, 2)	92
4 上水内村で被爆した原告らについて	92
(1) はじめに	92
(2) 上水内村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと	93
(3) 原告番号市 1 ・ ██████████ (甲 B 市 1 の 1, 2, 原告本人調書)	93
(4) 原告番号市 19 ・ ██████████ (甲 B 市 19 の 1, 2)	95
(5) 原告番号市 47 ・ ██████████ (甲 B 市 47 の 1, 2)	96
5 亀山村で被爆した原告らについて	97
(1) はじめに	97
(2) 亀山村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと	97
(3) 原告番号市 10 ・ ██████████ (甲 B 市 10 の 1, 2)	98
(4) 原告番号市 20 ・ ██████████ (甲 B 市 20 の 1, 2)	99
(5) 原告番号市 23 ・ ██████████ (甲 B 市 23 の 1, 2)	100
(6) 原告番号市 40 ・ ██████████ (甲 B 市 40 の 1, 2, 原告本人調書)	101
(7) 原告番号市 48 ・ ██████████ (甲 B 市 48 の 1, 2)	102

(8) 原告番号市 5 2 ・ ██████████ (甲 B 市 5 2 の 1, 2)	102
(9) 原告番号県 4 ・ ██████████ (甲 B 県 4 の 1)	103
6 殿賀村で被爆した原告らについて	104
(1) はじめに	104
(2) 殿賀村の広範囲に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと	104
(3) 原告番号県 9 ・ ██████████ (甲 B 県 9 の 1, 2)	105
(4) 原告番号県 1 2 ・ ██████████ (甲 B 1 2 の 1, 2, 原告本人調書)	106
(5) 原告番号県 3 1 ██████████ (甲 B 県 3 1 の 1)	108
7 安野村（水内村宇佐・久日市の各地区を含む。）で被爆した原告らについて	108
(1) 安野村（水内村宇佐・久日市の各地区を含む。）全域に「黒い雨」が降り放射 性微粒子が降下したこと	109
(2) 安野村大字穴（船場地区）で被爆した原告らについて	110
ア 原告番号市 2 ・ ██████████ (甲 B 市 2 の 1, 2, 原告本人調書)	110
イ 原告番号市 5 ・ ██████████ (甲 B 市 5 の 1, 2)	111
ウ 原告番号市 3 0 ・ ██████████ (甲 B 市 3 0 の 1, 2)	112
エ 原告番号市 3 1 ・ ██████████ (甲 B 市 3 1 の 1, 2)	113
オ 原告番号市 3 2 ・ ██████████ (甲 B 市 3 2 の 1, 2)	114
カ 原告番号市 3 3 ・ ██████████ (甲 B 市 3 3 の 1, 2)	115
キ 原告番号市 3 4 ・ ██████████ (甲 B 市 3 4 の 1, 2)	116
ク 原告番号市 4 2 ・ ██████████ (甲 B 市 4 2 の 1, 2)	117
ケ 原告番号県 1 1 ・ ██████████ (甲 B 県 1 1 の 1, 2)	118
(2) 安野村大字穴（澄合・早木・芦杉・本郷・修道の各地区）で被爆した原告ら について.....	118
ア 原告番号市 4 ・ ██████████ (甲 B 市 4 の 1 - 陳述書, 2 - 地図)	119
イ 原告番号市 5 6 ・ ██████████ (甲 B 市 5 6 の 1, 2)	120

ウ	原告番号県1・	■■■■■	(甲B県1の1, 4~6, 原告本人調書)	120
エ	原告番号県6・	■■■■■	(甲B県6の1)	121
オ	原告番号県13・	■■■■■	(甲B県13の1)	122
カ	原告番号県14・	■■■■■	(甲B県14の1, 2)	123
キ	原告番号県30・	■■■■■	(甲B県30の1)	124
(3) 安野村大字坪野(澄合・宇佐地区), 水内村大字下(宇佐・久日市)で被爆した原告らについて				 125
ア	原告番号市16・	■■■■■	(甲B市16の1, 2)	125
イ	原告番号市18・	■■■■■	(甲B市18の1, 2)	126
ウ	原告番号市36・	■■■■■	(甲B市36の1, 2)	126
エ	原告番号市37・	■■■■■	(甲B市37の1, 2)	127
オ	原告番号市43・	■■■■■	(甲B市43の1, 2)	128
カ	原告番号県5・	■■■■■	(甲B県5の1, 2)	129
キ	原告番号県29・	■■■■■	(甲B県29の1)	130
(4) 安野村大字坪野(坪野・光石地区)で被爆した原告らについて				 131
ア	原告番号市53・	■■■■■	(甲B市53の1)	131
イ	原告番号市54・	■■■■■	(甲B市54の1)	132
ウ	原告番号市55・	■■■■■	(甲B市55の1)	132
エ	原告番号市57・	■■■■■	(甲B市37の1, 2)	133
オ	原告番号県15・	■■■■■	(甲B県15の1, 2)	134
カ	原告番号県16・	■■■■■	(甲B県16)	135
キ	原告番号県17・	■■■■■	(甲県17の1)	136
ク	原告番号県18・	■■■■■	(甲B県18の1, 原告■■■■■本人調書)	136
ケ	原告番号県19・	■■■■■	(甲B県19の1)	137
コ	原告番号県20・	■■■■■	(甲B県20の1, 原告本人調書)	138

サ	原告番号県 2 1	■■■■■	(甲 B 県 2 1 の 1, 2)	139
シ	原告番号県 2 2	・ ■■■■■	(甲 B 県 2 2 の 1, 2)	140
ス	原告番号県 2 3	・ ■■■■■	(県甲 2 3 の 1, 2)	140
セ	原告番号県 2 4	・ ■■■■■	(甲 B 2 4 の 1, 2)	141
ソ	原告番号県 2 7	・ ■■■■■	(甲 B 県 2 7 の 1)	142
8	筒賀村			143
	(1)	はじめに		143
	(2)	筒賀村の広範囲に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと		143
	(3)	原告番号県 2 5	・ ■■■■■ (甲 B 県 2 5 の 1, 原告本人調書)	144
	(4)	原告番号県 2 6	・ ■■■■■ (甲 B 県 2 6 の 1, 原告■■■■■本人調書)	145
9	加計町			146
	(1)	はじめに		146
	(2)	加計町の広範囲に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと		146
	(3)	原告番号県 2	・ ■■■■■ (甲 B 県 2 の 1, 2)	147
	(4)	原告番号県 3	・ ■■■■■ (甲 B 県 3 の 1, 2)	148
	(5)	原告番号県 7	・ ■■■■■ (甲 B 県 7 の 1)	149
	(6)	原告番号県 8	・ ■■■■■ (甲 B 県 8 の 1, 2)	150
	(7)	原告番号県 1 0	・ ■■■■■ (甲 B 県 1 0 の 1)	151
1 0	小河内村			152
	(1)	はじめに		152
	(2)	小河内村の全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと		152
	(3)	原告番号市 2 9	・ ■■■■■ (甲 B 市 2 9 の 1, 2)	153
1 1	吉坂村			154
	(1)	はじめに		154
	(2)	吉坂村の広範囲に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと		154

(3) 原告番号市 5 0 ・ ██████████ (甲 B 市 5 0 の 1, 2)	155
1 2 緑井村	155
(1) はじめに	155
(2) 緑井村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと	156
(3) 原告番号県 2 8 ・ ██████████ (甲 B 県 2 8 の 1)	157
1 3 河内村	158
(1) はじめに	158
(3) 原告番号市 1 2 ・ ██████████	159
1 4 八幡村	160
(1) はじめに	160
(2) 八幡村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと	160
(3) 原告番号市 1 1 ・ ██████████ (甲 B 市 1 1 の 1, 2 - 地図, 原告本人調書)	161
(4) 原告番号市 1 3 ・ ██████████ (甲 B 市 1 3 の 1, 2)	162
1 5 観音村	163
(1) はじめに	163
(2) 観音村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと	164
(3) 原告番号市 1 4 ・ ██████████ (甲 B 市 1 4 の 1, 2, 原告本人調書)	164
1 6 まとめ	166
第 5 原告らに対する第 1 種健康診断受診者証交付申請却下処分の違法性	167
1 現行の第 1 種健康診断特例区域の指定が違法であり, 「黒い雨」降雨地域 (大瀧雨域) あるいは増田雨域も含めて, 第 1 種健康診断特例区域に指定されるべきこと	167
第 6 訴訟承継	169
第 7 結語	169

第1 はじめに

本件は、原告らが、広島市に居住する原告らについては広島市長に対し、広島市以外に居住する原告らについては広島県知事に対し、それぞれ被爆者健康手帳及び第1種健康診断受診者証の交付申請をしたところ、いずれの申請についても却下処分（以下「本件各却下処分」という。）を受けたことから、本件各却下処分が違法であるとして、主位的に被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消しと被爆者健康手帳交付の義務付けを求め、予備的に第1種健康診断受診者証交付申請却下処分の取消しと第1種健康診断受診者証交付の義務付けを求める事案である。

本件訴訟の主要な争点は、①被爆者援護法1条3号「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の解釈（第2）、②被爆者健康手帳交付申請却下処分に被爆者援護法1条3号該当性についての判断を誤った違法が認められ、被爆者健康手帳交付の義務付けが認められるか否か（第3、第4）、③（予備的に）第1種健康診断受診者証交付申請却下処分に違法性が認められ、第1種健康診断受診者証交付の義務付けが認められるか否か（第5）、④口頭弁論終結前に死亡した原告ら9名について、その相続人に訴訟承継が認められるか否か（第6）である。

以下、証人矢ヶ崎克馬琉球大学名誉教授（以下「矢ヶ崎証人」という。）及び証人大瀧慈広島大学名誉教授（以下「大瀧証人」という。）に対する証人尋問、並びに原告ら11名に対する本人尋問の結果（以下、各証人の証人調書ないし各原告の本人調書の該当箇所を指摘する時は、「矢ヶ崎1頁」、「原告〇〇1頁」などと略記する。）も踏まえつつ、順に検討する。

第2 被爆者援護法1条3号「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の解釈

1 原告らの主張の要旨

(1) はじめに

この点については、主として原告ら第3準備書面で詳論したところであるが、要旨は以下のとおりである。

(2) 原爆医療法2条と被爆者援護法1条の関係

「被爆者」の定義を定めた被爆者援護法1条の規定は、原爆医療法2条の規定をそのまま引き継ぐ形で設けられたものであるから、まず原爆医療法2条3号のあるべき解釈について検討した上で、被爆者援護法のもとにおいてもその解釈が妥当するか否かを検討し、被爆者援護法1条3号の解釈のあり方について判断されるべきである。

(3) 原爆医療法2条3号の解釈

ア 原爆医療法の趣旨・目的

原爆医療法は、原爆投下後十年以上が経過した当時においてもなお、被爆者に原爆に起因するとみられるような複雑困難な障害が起こる等の事態が生じており、そうした事象を解明する科学的知見が十分に確立されていなかった事実を踏まえ、被爆者に対する健康管理（健康診断等）を十分に行うことによって、上記のような障害を予防ないし軽減するとともに、被爆者の不安を一掃し、ひいては将来における科学的知見の蓄積・発展をもたらすことを主たる目的として制定された法律であったといえることができる。

この点、被爆者に原爆に起因するとみられるような複雑困難な障害が起こる等の事態が生じており、そうした事象を解明する科学的知見が十分に確立されていなかったことは、①「原子爆弾災害調査報告集」（甲A15、甲A16）で、原爆投下後に広島市に移動した者に、白血球の減少等の急性症状が生じた旨が報告されており、残留放射線の影響を無視することができないと示唆されていること、②「於保論文」（甲A20）で、I 原爆投下後3か月以内に中心地（爆心地から1km以内）への立入りが無い場合には、有症率、各急性症

状の発症率が被爆距離（爆心地から2 km以遠を含む。）に反比例する形で減少し、また、Ⅱ 3か月以内に中心地への立入りがある場合には、Ⅰの場合よりも有症率が高くなったばかりか、原爆投下時に広島市内にいなかった者にまで急性症状がみられ（特に、20日以内の立入りの場合や滞在時間が10時間以上の場合に有症率が高くなった。）、有症率は必ずしも被爆距離に反比例しなかったこと、Ⅲ Ⅰ、Ⅱのいずれの場合でも、遮蔽がない状況（屋外）で被爆した者に、より症状が現れる傾向がみられたことが報告され、爆心地付近への立入りに伴う残留放射線の影響を軽視できないことが強く示唆されていること（なお、大瀧証人は、大瀧10～14頁、甲A125の19～22頁において、於保論文の臨床研究についてデータを統計解析した結果、被爆直後の3か月以内に市内（爆心地）に入った人は、遠くでピカに遭った人のほうがより急性症状の発症危険度が高かったという結果が得られたことから、急性症状の発症危険度は、ピカだけではなくて、その後、間接被爆が多かったかどうかによっても大きく変化することを示していること、すなわち、遠くでピカにあった人はピカによる放射線の影響というのは小さいはずで、ダメージも少なかったが、そのような人の方が爆心地付近まで、家族の捜索とかいろいろな作業により積極的に参加し、多くの時間を爆心地付近のより高度に放射能に汚染された地域で活動し、その結果、より多くの間接被爆を受けたのであろうと推察されると証言している。）、③都築（甲A19）が、原爆投下時に爆心地から2 kmないし6 km程度の位置にいたような者が、爆心地付近に入り救護活動等を行った場合、急性症状が生じた例があることを指摘し、残留放射線の強さ自体は微弱であるとしつつも、残留放射線が作用する時間が非常に長いため、その生物学的作用は一定の場合に無視することができないという考え方を示していること、④ABC Cの調査（甲A22）において、放射線によって加齢現象が生じること等が裏付けられたわけではなかったし、残留放射線の影響が重視されたわけでもなかったが、疾病の潜伏期の関係もあり、必ずしも放射線の影響に

ついて断定的な結論が出せる状況にないことが指摘されていたこと等から裏付けられる。

そして、このような当時の科学的知見を受けて、「原子爆弾後障害症治療指針」（甲A17）は、いかなる疾患又は症候についても一応被爆との関連性を考える必要があるため、被爆者の健康管理を系統化する、すなわち一定規格のカードを交付して、被爆者の軽微な変調についても慎重に経過を観察する必要があると指摘し、また、都築（甲A19）も、原爆投下後に後障害が起こる場合には、特徴のない、種々雑多な障害が生じることを指摘した上、相当の放射能傷害を蒙っている疑いが濃厚な者が不定の症状を発した場合には、原則として慢性原子爆弾症を疑うことが相当であると指摘しており、このような指摘も踏まえて、被爆者に対する健康管理（健康診断等）と原爆障害者に対する医療の給付を基調とした原爆医療法が制定されるに至ったのである（以上、第3準備書面4項(1)（57～62頁））。

イ 原爆医療法2条3号の制定経過

また、原爆医療法2条3号の制定経過をみると、まず、厚生省の原案段階（「途中整理案」甲A13の51～59頁）から、同号に関し、放射線の影響を受けた「おそれ」という文言を用いることが検討されたところ、その後法案成立までに、同号の基礎となった考え方につき実質的な意味での修正が加えられたとは認められない。さらに、原爆医療法案の策定過程において、法所管庁である厚生省が、3号被爆者の定義規定について当初予定していた政令への委任（「途中整理案」甲A13の51～59頁）を取りやめ、あえて抽象的な文言の規定を設けた（「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案」甲A13の6～14頁、「原爆医療法案」甲A13の63頁）経緯からすると、原爆医療法2条3号への該当性を判断するに際しては、最新の科学的知見が考慮されるべきことが想定されていたことがうかがわれる（以上、第3準備書面4項(2)（62～65頁））。

ウ 小括

上記に述べた原爆医療法の趣旨・目的及び同法 2 条 3 号の制定過程からうかがえる立法者の意思を勘案すると、原爆医療法 2 条 3 号に該当するか否かは、最新の科学的知見を考慮した上で、個々の申請者について、身体に放射能の影響を受けたことを否定できない事情が存するか否かという観点から判断することが予定されていたといえる（以上、第 3 準備書面 4 項(3)（65 頁））。

(4) 被爆者援護法 1 条 3 号の解釈のあり方には原爆医療法 2 条 3 号のそれがあてはまること

ア 被爆者援護法制定に至る一連の法改正やその背景となった事情

以上の点に加え、原爆医療法制定から被爆者援護法制定に至る一連の法改正やその背景となった事情を検討すると、①原爆投下後約 50 年が経過していた被爆者援護法制定当時においても、依然として原爆放射線による晩発被害が収まらず、原爆被害の特殊性が以前にも増して顕著になった一方で、未だ放射線の影響の全貌は科学的に解明されておらず、更なる科学的知見の積み重ねが期待されており、このことは厚生大臣の諮問機関である基本懇の報告書で「原爆放射線の身体的影響については、多くの事実が明らかにされているが、なお解明されていない分野がある。・・・このため、研究体制の整備充実を図ることにより周到な研究を進め、問題を逐次解明することが、被爆者に対する国の重大な責務であると同時に、世界における唯一の被爆国であるわが国が国際社会の平和的発展に貢献する道といえるであろう」と指摘されており（乙 34 の 12～13 頁）、基本懇、ひいては政府によっても十分に認識されていたといえること、②被爆者援護法制定に至るまでの間、健康管理のための施策の充実が図られるとともに、さらに、主として被爆者が健康診断や治療を安心して受けられるようにすることを目的として、被爆者に対する生活援護の強化も進められ、これらの成果を基礎として被爆者援護法が制定されたこと、③被爆者援護法の前文が、放射能被害の特殊性に鑑み、国の責任において、高齢化の進行して

いる被爆者に対する保健，医療等にわたる総合的な援護対策を行うことを目的に掲げていることが認められる。

イ 被爆者援護法の趣旨・目的と同法 1 条 3 号の解釈のあり方

これらの諸事情を総合勘案すれば，被爆者援護法もまた，原爆医療法と同様に，放射線の身体に対する影響が完全には解明されていないという事実を踏まえ，被爆者に対する健康管理を十分に行って，被爆者の不安を一掃し，また，被爆者の障害を予防ないし軽減することを一つの目的とした法律であるということが出来る。

こうした被爆者援護法の趣旨・目的を的確に踏まえた上で，①被爆者援護法の 1 条 3 号に，原爆医療法 2 条 3 号の定義規定がそのまま引き継がれたこと，②原爆医療法制定以降，被爆者援護法の制定に至るまでの間，402号通達（乙44）による第1種健康診断受診者証から被爆者健康手帳への切替え制度によって，第1種健康診断受診者証を所持する「黒い雨」被爆者が，原爆による放射能の影響によるものである可能性を否定できないとされる11種類の障害を伴う疾病（被爆者援護法27条，施行規則51条）を発症した場合に，「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」として3号被爆者として扱われる行政実務上の取扱いとなっており，この運用の改善によって3号被爆者と扱われる者の類型が拡大されたこと（第31準備書面第2（4～7頁）），なお，被告らも，第12準備書面6～8頁において，当該取扱いが，現在の科学的知見に照らして，合理的であることを認めている。），③被爆者援護法制定に至る経緯の中で，新たな科学的知見等を踏まえ，原爆医療法制定時と同様に，あるいはそれ以上に，いわゆる3号被爆者に生じる原爆障害が注目されていた経緯もあることを併せ考えれば，被爆者援護法1条3号の基本的な解釈のあり方については，原爆医療法2条3号の基本的な解釈のあり方について前述したところがそのまま妥当すると解すべきである（以上，第3準備書面5項（66～70頁））。

(5) 被爆者援護法 1 条 3 号の解釈

よって、被爆者援護法 1 条 3 号に該当するか否かは、最新の科学的知見を考慮した上で、個々の申請者について、身体に放射能の影響を受けたことを否定できない事情が存するか否かという観点から判断されるべきと解される（広島地裁 2009 年（平成 21 年）3 月 25 日判決・甲 A 29 に同旨）。

2 被告らの主張に対する反論

(1) 被告らの主張の要旨

この点、被告らは、第 2 準備書面の第 4 の 1 項（58～65 頁）において、「被爆者援護法 1 条の定める被爆者の趣旨ないし範囲は、原爆医療法 2 条のそれがそのまま妥当するといえる」と述べた上で、「原爆医療法は・・・原爆投下後十余年を経過してもなお、多数の要医療者を数えるほか、放射線による障害は、一見健康に見えても、突然発症し、死に至ることもあり、被爆者の健康状態は、医師による綿密な観察指導が必要とされたこと等を踏まえ、一定の「被爆者」に対して被爆者健康手帳を交付し、毎年健康診断及び必要な健康上の指導等を行うことにより、疾病の早期発見その他被爆者の健康の保持を図るために制定されたものである」と主張しており（第 2 準備書面 58～59 頁）、この限度で、原告らの主張と被告らの主張は相違ないと思われる。

ところが、肝心の被爆者援護法の解釈について、被告らは、①「被爆者対策について法解釈を行うに当たっては、・・・懇談会報告書における被爆者対策の基本理念及びその基本的な在り方を踏まえてこれを行わなければならないというべきであり」、「被爆者対策が国民の租税負担によって賄われていることや、全ての国民が何らかの戦争被害を受けていること等の事情に鑑み、同条 3 号の「身体に放射能の影響を受けるような事情の下にあった」とは、特定の被爆態様によって現実に健康被害が発生したという科学的知見の存在を前提に、個々人の被爆態様を個別具体的に見て、実質的に上記科学的知見の基礎となった事実と同様の被爆状況にあったと認められる場合が想定されているということ

ができ、「身体に放射能の影響を受けるような事情」が肯定されるためには、国民的合意を得ることが可能な程度の科学的・合理的根拠に基づくことが必要であると解すべきである」などと主張する（第2準備書面58～63頁）。

そして、②「上記科学的知見には、放射線被曝によって、健康被害が発症し得るか否かも定かでないようなものは含まれないというべきである」として、「現在の科学的知見においては、100ミリシーベルトを超える放射線に被曝をすることで、がんを発症することがあることについて、科学者の間でコンセンサスが得られている」が、「100ミリシーベルトを下回るような放射線に被曝した場合については、それによって健康被害が発症し得るか否かも定かではなく、そもそも人体に何ら健康影響を与えない可能性も十分にあり得ると考えられている」から、「原爆に被曝したという理由だけで、上記の100ミリシーベルトを下回るような線量の放射線被曝の場合にまで、被爆者援護法の定める手厚い援護措置を適用することは、およそ公正妥当な範囲にとどまるものとは言い難く、国民的合意を得ることは困難である」（同書面63～65頁）などと主張する。

(2) これまでの審理の中で被告らは原告らの主張・反論にまともに応答できていないこと

被告らの上記主張を受けて、原告らは、被告らの上記①の基本懇報告書に基づく被爆者援護法1条3号の解釈については第6準備書面の3～25頁で、被告らの上記②の「100mSv 閾値論」に基づく主張については同書面25～32頁で詳細に反論した。

ところが、原告らの反論に対し、被告らは第5準備書面5頁で、「原告らの主張は、いずれも、被告らの主張を正解せず、同号の解釈論とは無関係の事情を論難するか、独自の見解を述べるものであって、被告らにおいて、現時点での反論の要を認めない」として、被爆者援護法1条3号の解釈が本訴訟の主要な争点の一つであるにもかかわらず、個別具体的な反論をすることなく、何ら

応答しないという態度をとった。

原告らは、2017年（平成29年）2月10日付け求釈明書、同月22日付け求釈明補充書において、被告らに対し、応答するように求めたが、被告らは第6準備書面3頁で、再度「回答の必要性を認めない」として逃げ、反論をしなかった。

そこで、原告らは第10準備書面2～3頁において、このような経緯に言及しつつ、特に、上記②の「100mSv 閾値論」に基づく主張について、「被告らの態度から、被告らも、100mSv 閾値論の不当性や内部被曝では実効線量によって人体影響の有無を評価できないことについては認めたものと考え」と整理したところ、被告らは、第8準備書面23頁において、「被告らは、原告らが、そもそもいわゆる「黒い雨」を浴びたことを認めるに足りる科学的根拠を欠く上、いわゆる「黒い雨」に必ず放射性微粒子が含まれているという科学的根拠を欠くため、万一、原告らがいわゆる「黒い雨」を浴びていたとしても、それによって「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」とは認められないのであって、原告らのいう「100mSv 閾値論」や「内部被曝」の影響について論ずるまでもなく、原告らの各請求に理由がない旨主張している」と強弁し、原告らの主張は、「被告の主張を正解しないものと言わざるをえない」と主張するに至った。

しかし、ここで被告らが言及している、「原告らがいわゆる「黒い雨」を浴びていたとしても、それによって「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」とは認められない」という主張は、原告らの依拠する「100mSv 閾値論」にあてはめた結果であることは明らかであり、にもかかわらず、あてはめの前提となる「100mSv 閾値論」の当否、あるいは内部被曝の人体影響について、具体的に反論しないというよりもできないのは、結局、以下で詳細に指摘するとおり、原告らがよってたつ「100mSv 閾値論」が科学的根拠のない俗論であることを認めているに等しいのである。

さらに、原告らは、以上のとおり反論に窮している被告らに対して、第33準備書面において、田村和之広島大学名誉教授の『原爆被爆者対策基本問題懇談会（基本懇）について－「何が語られ、「報告」どのように作られたか－』と題する論文（甲A117）及び湯浅正恵広島市立大学教授の『「黒い雨」被爆者の認定を阻む「科学的・合理的な根拠」』と題する意見書（甲A119）に基づいて、被告らの上記①の基本懇報告書に基づく主張に詳細に反論するとともに、湯浅教授の『「黒い雨」による内部被曝』と題する意見書（甲A121）に基づいて、被告らの上記②の「100mSv 閾値論」に基づく主張についても詳細に反論しているところである。

以上のとおり、被爆者援護法1条3号の解釈論あるいはその論拠となる科学的知見について、これまでの審理の中で被告らは原告らの主張・反論にまともに応答できていないことが確認されなければならない。

(3) 被告らの主張の主だった問題点

既に前記(2)で指摘した原告らの準備書面で、被告らの主張に詳細に反論しているところであるが、ここでは、被告らの主だった問題点を、証人尋問の結果等も踏まえて、端的に指摘する。

ア 被爆者援護法は国の責任で被爆者の特殊な健康被害を救済するための法律であり、制度の根底には実質的に国家補償的配慮がある

被告らはしきりに基本懇報告書（乙34）の重要性を指摘するが、原爆医療法ないし被爆者援護法などの法令の法解釈については、憲法において、司法が有権的解釈を行うこととされている（憲法76条1項）のであるから、行政機関である厚生大臣の私的諮問機関にすぎない基本懇の報告書ではなく、最高裁判所がどのような解釈を示しているのかを確認する必要がある（憲法81条参照）。

この点、被爆者援護法の前身である原爆医療法の法的性質については、最高裁1978（昭和53）年3月30日判決（甲A46）が明らかにしていると

ころである。すなわち、「原爆医療法は、被爆者の健康面に着目して公費により必要な医療の給付をすることを中心とするものであるであつて、その点からみると、いわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものであるということが出来る。」としつつ、「しかしながら、被爆者のみを対象として特に右立法がされた所以を理解するについては、原子爆弾の被爆による健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が遡れば戦争という国の行為によつてもたらされたものであり、しかも、被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれているという事実」から、「原爆医療法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であつた国が自らの責任によりその救済をはかるといふ一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができないのである。」として、原爆医療法は、国の「責任」に基づく「実質的に国家補償的配慮」を有する法律であるとした。

他方で、原爆医療法と原爆特別措置法のいわゆる原爆二法を一本化して1994（平成6）年12月9日に成立した被爆者援護法について、その法的性質に直接言及した最高裁判例は同法成立後長らくなかつた（なお、下級審判決は、原爆症認定請求裁判や在外被爆者裁判などで、繰り返し被爆者援護法に国家補償的配慮があることを指摘している。）。しかし、長崎被爆体験者訴訟における最高裁2017（平成29）年12月18日判決は、「被爆者援護法は、被爆者の健康面に着目して公費により必要な医療の給付をすることを中心とするものであるであつて、その点からみると、いわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格を持つものであるということが出来るものの、他方で、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることに鑑みて制定されたものであることからすれば、被爆者援護法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であ

った国が自らの責任によりその救済を図るという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは否定することができない。」と判示し、原爆医療法と同様に、被爆者援護法も国の責任で被爆者の特殊な健康被害を救済するための法律であり、制度の根底には実質的に国家補償的配慮があるものであることを明示した。

したがって、被爆者援護法は、原爆被爆者が受けた放射線による被害の特殊性に鑑みて、「戦争被害受任論」（戦争という国の存亡をかけての非常事態の下においては、国民がその生命・身体・財産等について、その戦争によって何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは国を挙げての戦争による一般の犠牲として、すべての国民が等しく受任しなければならないという考え方）が妥当するとされる一般的な戦災とは異なり、被爆者の特殊な健康被害を国の責任で救済する国家補償的配慮に基づく法律であることがまずもって確認されなければならない。

イ 被告らの主張は、被爆者健康手帳の交付の段階であるにもかかわらず、放射線被爆と健康被害との間に具体的かつ明確な関連性を要求するものであり、被爆者援護法の趣旨・目的や最高裁判決にも反するものであるばかりか、402号通達による第1種健康診断受診者証から被爆者健康手帳への切替え制度に関する被告らの主張とも矛盾している

被告らの上記主張は、結局、特定の被爆態様によって現実に健康被害が発生したことを前提として、放射線被曝と健康被害との間に具体的かつ明確な関連性（リスク）が存在することが科学的に証明されるに至っていない場合には、健康被害が発症しうるか否か明らかでないという理由によって、そのような場合は「被爆者」として扱わないというのに等しい。

前述のとおり、被爆者援護法は、原爆医療法と同様に、放射線の身体に対する影響が完全には解明されていないことを前提として、被爆者に対する健康管理を十分に行い、被爆者の不安を一掃し、また、被爆者の障害を予防ないし軽

減することを一つの目的とした法律であるところ、「被爆者」と認定されて被爆者健康手帳の交付を受けることによって初めて健康管理等の援護施策を受けることができるようになるのであるから、原爆による放射線の影響を否定できない場合には広く「被爆者」と認定されるべきであり、このような解釈が被爆者援護法の上記趣旨・目的にも適うというべきである。

にもかかわらず、被告らの主張のように、放射線の影響が科学的に証明されなければ「被爆者」と扱わないというのは、本末転倒であるといわざるを得ず、被告らの主張は、被爆者援護法の趣旨・目的に反するものであり、ひいては被爆者援護法が国の責任において被爆者に生じた特殊な健康被害を救済する国家補償的配慮に基づく法律であるという最高裁2017（平成29）年12月18日判決の法解釈にも反するものである。

さらに言えば、被爆者援護法1条3号の「被爆者」認定に際し、放射線被曝と健康被害との間に具体的かつ明確な関連性（リスク）が存在することを要求する被告らの主張は、402号通達による第1種健康診断受診者証から被爆者健康手帳への切替え制度に関する被告らの主張とも矛盾すると言わざるを得ない。

すなわち、この制度は、第1種健康診断特例区域に在った者で、かつ、現実に特定の疾病に罹患した者については、被爆者援護法1条3号に該当する3号被爆者として取り扱うものであるが、被告らは、裁判所からの求釈明に対し、「上記特定の疾病とは造血機能障害等の11障害を伴う疾病をいうものであるところ、これらの障害は、被爆者援護法上の被爆者に健康管理手当（被爆者援護法27条）が支給されることになる11障害（被爆者援護法施行規則51条）と同じものである」り・・・「これらの障害は、被爆者援護法27条1項において「厚生労働省令で定める障害を伴う病気（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているものに対し、健康管理手当を支給する。」と規定されていることから明らかなとおり、11障害

を伴う疾病が、現在の科学的知見において、いずれも原爆の放射能の影響によるものである可能性を直ちには否定できない障害を伴う疾病であるといえる」ことから、「第1種健康診断特例区域に在った者のうち、現実に当該疾病に罹患した者については、「被爆者」として取り扱う」、すなわち「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」ものとして、被爆者援護法1条3号の3号被爆者として取り扱うことにしたと回答しているのである（被告ら第12準備書面7～8頁）。

このように、第一種健康診断受診者証を所持する者（「黒い雨」被爆者）が、「原爆の放射能の影響によるものである可能性を直ちには否定できない障害を伴う疾病」を発症したという理由で、「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」として3号被爆者として取り扱われるということは、被爆者援護法1条3号該当性は、「原爆の放射能の影響によるものである可能性を直ちには否定できない」状態にある場合、すなわち「最新の科学的知見を考慮した上で、個々の申請者について、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情が存する」場合に認められるべきという、原告らの被爆者援護法1条3号の解釈と整合する一方、被告らの、射線被曝と健康被害との間に具体的かつ明確な関連性（リスク）が存在することを要求する解釈と矛盾するものであることは明らかである。この意味でも、被告らの解釈は失当という他ないのである。

ウ 被告らの「100mS v 閾値論」は、寿命調査の前提条件を理解しない誤用であり、むしろ大瀧証人らの最近の研究成果によって放射性微粒子被曝による健康影響の可能性が示唆されていること

被告らの「100mS v 閾値論」は、寿命調査の前提条件を理解しない誤用であり、この点については、湯浅意見書（甲A121）に基づき、第33準備書面19～25頁で詳論したところである。

すなわち、初期放射線のデータから得た寿命調査という「科学的知見」によ

り、「わからない」はずの残留放射線の影響を判断し、「直接関係ない」残留放射線による内部被曝を判断するのは非科学的であり不合理としか言いようがない。そして、この誤用は「100mSv以下の初期放射線量とリスクの関係が不明」という知見を、100mSv以下の残留放射線を含む放射線全般の影響はないという「100mSv閾値論」に転換してしまうことでさらに深刻化する。つまり、被告らは、多くの批判に晒されているDS86第6章に示された残留放射線推計（乙62）により、原告らの被曝線量を100mSv未満と過小評価し（DS86第6章の残留放射能推計については、矢ヶ崎証人も、矢ヶ崎2～3頁、甲A122の4頁において、DS86第6章が枕崎台風後の測定にもかかわらず、当初からそれだけしか放射性降下物はなかったとして結論を出していることは科学の原理・倫理に悖ると指摘しているところである。）さらに妥当性のない初期放射線に関する知見で、本来は「わからない」残留放射線について、初期放射線に関する知見とは「関係のない」「内部被曝」を判断していることになるのである。

さらに言えば、従来、「わからない」とされていた残留放射線の人体影響について、大瀧証人らの最近の研究成果により、放射性微粒子被曝（内部被曝）による健康影響の可能性が示唆されているのである（大瀧7～25頁、甲A125の18～44頁）。

例えば、放影研の研究グループがラディエーションリサーチという放射線生物学のトップジャーナルの一つに2001年に発表した論文のデータによると、同じ線量でありながら、家の中で被曝した人のほうが、家の外で被曝した人よりも、染色体異常を持つ細胞の頻度が高くなっており（これは、高線量染色体異常うち安定型異常と言われる異常は、異常率が時の経過にかかわらずほぼ一定であることから、安定型異常の異常率を定量化することによって、過去の程度の放射線に被曝したかと逆に推定できるという特性を利用したものである。）、その統計的有意性はどの程度あったのかということに関して、大瀧証

人が共分散分析という回帰分析の一種をもって定量的に解析してみると、家の中で被爆した方が、家の外で被爆したときに比べて44%位染色体異常率が高かったことが統計的に有意な結果として得られたというのである。この結果から、現在使われているDS86あるいはDS02による線量システムが、家の中で被爆すると遮蔽があったという理由で放射線が減衰する（甲A125の29頁のイメージ図）として、30%程度線量を低く見積もり、他方で、非初期線量の影響の存在を無視することと相俟って、被爆線量を過小評価してしまい、同じ線量なのに染色体異常率が44%も異なるという生物学的に説明不能なデータが得られてしまったことが推察できる。従来、ピカは家の壁や屋根で遮蔽されて、家の中にいる場合は放射線の線量は小さくなるというイメージ（甲A125の29頁の図）であったが、放射性微粒子の吸入による内部被曝の場合、甲A125の30頁の図のように、原爆炸裂時における家の壁や屋根による遮蔽の効果というのは余り期待できないのではないかと、更に考えると、甲A125の31頁の図のように、ピカによる被曝とドーンによる被曝というのは、同時ではなく若干タイムラグがあり、最初にピカに遭って、数秒後にドーンに遭った時点では、もう既に窓ガラスが割れたり家そのものが倒れたり屋根が吹っ飛んだりしており、家の中にいても、外で生成された放射性物質にさらされるリスクとしては、ほとんど変わらない、また、このような人は、その後移動したりいろいろな活動をしたりして、そこで放射性微粒子を体内に取り込み被曝したとすると、もはや被爆した瞬間に家の中にいたかどうかというような本質的ではなく、ということになるのである（以上、大瀧14～18頁、甲A125の23～31頁）。

エ 被爆者援護法が「100mSv 閾値論」に立脚していないことは「被爆者」の定義からも明らかである

被爆者の定義を定めた被爆者援護法1条が、100mSv以下の残留放射線を含む放射線全般の影響はないという「100mSv 閾値論」には立脚してい

ないことは明らかである。

例えば、被爆者援護法1条1号は「原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者」を直接被爆者として「被爆者」の一類型と定義付けているが、その範囲は「爆心地よりおおむね5 kmの範囲が妥当であろうという学者の意見」等に基づいて（甲A23の問九に対する答え）、施行令1条1項及び施行令別表第1によって、初期放射線が到達し得ない、つまり残留放射線の影響しか考えられない爆心地から2.5 km以遠の地域も被爆地域と指定されている。また、被爆者援護法1条2号は「原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者」を入市被爆者として「被爆者」の一類型と定義付けており、具体的には、施行令1条2項、3項及び別表第2によって、2週間以内に爆心地から2 km以内に立ち入った者を「被爆者」としているが、これら入市被爆者は原爆投下時には直爆地域外にいたのであるから、初期放射線は到達し得ない、つまり残留放射線の影響しか考えられないものであるが、「被爆者」とされているのである。

このような初期放射線による被害を受けていない者も含めて、被爆者援護法が「被爆者」として被爆者援護の対象としているのは、第3準備書面58～61頁で検討し、前述したとおり、原爆医療法制定当時の科学的知見によっても、残留放射線による被曝の影響が示唆されており、このような残留放射線による被爆者についても、原爆医療法の援護が及ぶ「被爆者」と広く認定して、被爆者に対し健康管理（健康診断等）を行うことにより、被爆者の不安を一掃し、いつ生じるとも分らない後障害に対する適正な予防・治療を実現しようとしたからに他ならない。つまり、初期放射線を浴びていない者であっても、残留放射線による被曝の影響を考えて、初期放射線の影響のあったものと同様に「被爆者」とされていたのであって、被爆者援護法1条が、残留放射線の影響を初期放射線のそれよりも一律に過小評価する「100 mSv 閾値論」に立脚し

ていないことは明らかである。

なお、このような初期放射線しか影響がないという考え方について、広島大学原爆放射線医科学研究所教授を務め、現在は放射線影響研究所顧問も務める大瀧証人は、「もし、初期線量しか影響がないという考え方に基づくのであれば、また、そういうスタンダードを持ち込むのであれば、早期入市者とか救護被爆者に関しては、ピカによる線量はゼロのはずであるから、それに該当しないはずである。なのに、その一方で国の政策として、法律で、入市被爆者とか救護被爆者に対して、直接被爆者に準じた医療の給付等の援護施策が行われている。これは全く納得がいかない。片方ではないと言いながら、片方で援護をしている。それはダブルスタンダードだと思う。放影研は、初期線量しか影響がないということを、ここまで強く主張するのであれば、入市被爆者や救護被爆者に対して、現状の被爆者援護制度を国が実施しているということに関して、強く反対すべきだが、黙っている。」と痛烈に批判しているのである（大瀧 37～38頁）。

オ 内部被曝は実効線量によってその人体影響の有無を評価することはできないのであるから、その意味でも被告らの「100mSv 閾値論」は不当である

第6準備書面26～29頁、第33準備書面25～31頁で検討したとおり、現在の科学的知見では、残留放射線による被曝の態様は、放射性物質を含んだほこりなどを吸い込んだり飲み込んだりして、体内に取り込んだ放射性物質によって被曝する内部被曝という被曝態様と理解されているところ、内部被曝では外部被曝では問題とならない α 線、 β 線が危険をもたらすし、しかも放射性物質が体内に取り込まれると、身体の深部、特定臓器に集まることから、ホールボディカウンターを使用しても α 線、 β 線などは飛距離が短く計測できないため、内部被曝は外部被曝と異なり測定することができない等の困難を伴う。

このように、そもそも残留放射線による内部被曝は、実効線量（シーベルト）によってその人体影響の有無を評価することはできないのであって（大瀧証

人も、大瀧28～29、35頁において、本来、内部被曝についてはグレイ値で評価しないといけないところ、シーベルト値で放射線影響を論じること自体が、全く科学的にナンセンスである、内部被曝の線量を測ることは今の技術ではほぼ不可能であり、線量を概算したとしても、局所的にどこがどの程度の高線量被曝を受けているかという分布までは分らないと証言している。）、内部被曝の実効線量を測定できることを前提とする「100mSv 閾値論」は、その意味でも不当であるという他ないのである。

カ 小括

以上のとおりであるから、被告らの上記①基本懇報告書に基づく解釈も、上記②の「100mSv 閾値論」に基づく主張も、いずれも失当であることは明らかである。

3 まとめ

よって、原告らが主張するように、被爆者援護法1条3号に該当するか否かは、最新の科学的知見を考慮した上で、個々の申請者について、身体に放射能の影響を受けたことを否定できない事情が存するか否かという観点から判断されるべきである。

第3 「黒い雨」被爆の被爆者援護法1条3号該当性～総論～

1 はじめに

原告らは、いずれも、原爆投下当時、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域内におり、原爆投下当日に降った放射性微粒子を含んだ「黒い雨」を浴び、あるいは「黒い雨」によって汚染された畑の作物を食べたり、あるいは「黒い雨」によって汚染された井戸水や川水を飲んだりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたのであるから、被爆者援護法1条3号「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当する。

以下では、「黒い雨」被爆の機序と「黒い雨」降雨域の範囲、「黒い雨」被爆の人体影響について整理するとともに（後記2ないし3）、「黒い雨」被爆者が被爆者援護法1条3号に該当すること（後記4）及び被告らの主張の不合理性（後記5）について論ずるものである。

2 「黒い雨」被爆の機序と「黒い雨」降雨域

(1) 原爆の炸裂と原子雲の形成

原爆が炸裂し、核分裂連鎖反応が起きると、広島原爆「リトルボーイ」を構成していた全ての物質は、瞬間最高温度100万℃以上にも達する超高温のため（甲A10の6頁，甲A30の9頁），沸騰・蒸発し、原子を構成する原子核と電子が一緒にいれなくなるようなプラズマ状態となり、火球が形成された。その後、火球が直径200mのサイズまで膨張していくプロセスで、プラズマ状態から冷えていって核分裂生成原子核と電子が結合して原子が再形成されて、今度は原子同士がぶち当たって分子が形成され、さらに分子どうしが当たったものが結合していく過程で放射性微粒子が形成されていった（矢ヶ崎10～11頁，甲A122の18頁，甲A31の66～68頁）。

原爆投下直後に放射性微粒子から発射される放射線は、圧倒的にベータ線であり、ベータ線を一つの放射性微粒子からどんどん出す。これが周囲にある原子に衝突して原子中の電子を吹き飛ばす電離を行い、電離された原子はプラスの電荷を帯びたイオンとなる。また、放射性微粒子自体もマイナスの電気をほうり出すことによって、自身はプラスの電荷を帯びることになる。これらプラスに電荷されたイオンや放射性微粒子に対して、水分子はプラスの中心点とマイナスの中心点が一致していないので、マイナスの酸素をどんどんくっつけて、一旦方向性を持たれば次々と水分子が拡大していく。このようにして、放射性微粒子を核として水滴が形成され、火球周辺に巨大な雲が形成される。これが原爆投下当時人々から「キノコ雲」と呼ばれた原子雲の形成の機序である（矢ヶ崎16～17，49頁，甲A122の28頁，甲A31の68～69頁）。

なお、広島原爆において、放射性微粒子が雨滴を形成することから、原爆投下直後に降った「黒い雨」が原爆由来の放射能を含んでいるということは、被告らが第1種健康診断特例区域を指定する根拠とした原爆投下直後の報告（乙71～73）でも指摘されており、「とうの昔から、関係する物理学者などが言及して」（矢ヶ崎39～40頁）いる確たる科学的知見である。

(2) 原子雲の上昇と火災による上昇気流により原子雲中心軸が形成される（矢ヶ崎9～10, 12頁）

元火球である高温気団は、高温になっているために周囲よりも密度が小さく、それ故に強い浮力を受けて急上昇することになる。これは、熱気球が、ほろに囲まれた内部の空気の温度を熱して高くすることによって、浮力という上昇する力を得て浮上するのと同じ原理である（甲A122の15頁）。

このようにして高温気団は強い浮力で上昇するが、一切の熱と放射性微粒子は高温気団の中に閉じ込められて上昇する。すると、ドーナツ型の気流を招くことになり、高温気団の頭部の直下、人間の頭でいえば首に当たる所に、熱と放射性微粒子をずっと置いたまま上昇することになる（甲A122の19頁図）。

このようにして高温気団の中心軸は強い浮力を持って上昇し、さらに中心軸に大量の放射性微粒子が留まることになる。

他方で、原爆炸裂と同時に、地上では、半径2キロメートル程度の所が、猛烈な火災が起こって全焼した（甲A122の20頁図）。この火災により、爆心地を中心として、非常に強い上昇気流が発生した。

この火災による上昇気流と、高温気団の浮力が合体して原子雲を形成していくことになるのである。

(3) 水平原子雲の生成（矢ヶ崎19～24頁）

原爆投下約1時間後の広島原子雲の写真（甲A122の16, 31頁）について科学的に解析すると、広島原爆投下後、以下の機序で、水平原子雲が生成

されたことが分かる。

まず、前述のとおり、浮力は、周囲の温度と高温気団の温度とを比較して、高温気団の温度が高いときに発生するものである。甲 A 1 2 2 の 3 6 頁の図は高温気団の内部構造を熱力学的な速度の観点から描いたものであり、温度が高い真ん中の矢印が長く、周辺に行くほど短い矢印が描かれている。これは温度が高いほど空気の分子や放射性微粒子といった全てのものが速い速度で動き、ぶつかり合うことになり、速度が速くぶつかり合うほど、原子、分子、微粒子の間隔が長くなり、密度が小さくなる、つまり、温度が高いほど密度が小さくなって浮力が大きくなることを示している。甲 A 1 2 2 の 3 7 頁の図は高温気団を真上から見て温度と密度の分布を描いたものであり、高温気団の中心ほど温度が高く、密度が薄くなる。

これを原子雲中心軸に当てはめたのが、甲 A 1 2 2 の 3 8 頁の図である。中心軸は周囲から冷やされるので、高温気団と同じように、中心軸の真ん中ほど温度が高くて浮力も大きく、周辺に行くほど温度が低くて浮力も小さいということになる。

結局、甲 A 1 2 2 の 3 9 頁の図のように、原子雲頭部の高温気団が浮力を持って全てを引っ張り上げていくことなるが、周囲の温度が不連続的に変わるような境目があると、異変が生じることになる。

甲 A 1 2 2 の 4 0 頁の図のように、その異変が生じるのは、一つには、対流圏と成層圏の境目の圏界面 1 である。対流圏は上に行くほど温度が低くなっていくが、それに対して成層圏は逆に高さが上がると温度が上がる。このような性質から対流圏と成層圏の境目の圏界面 1 で周囲の温度が不連続的に変わることになり、原子雲の頭部の浮力が失われ、もうこれ以上上昇しないという結果をもたらす。

それから異変が生じる二つ目として、地上風圏と偏西風圏の境目の圏界面 2 が挙げられる。原子雲の頭部は成層圏と対流圏の境目である圏界面 1 で浮力を

失うが、原子雲中心軸の一番外側で一番浮力が低い部分は、対流圏の地表風圏を上昇していく過程で周囲の空気によって冷やされ、偏西風圏の底に突き当たるとき、偏西風圏の温度が地表風圏よりも高いために、中心軸の外側の気団と偏西風圏の温度が等しくなってしまう、それ以上浮力が働かなくなる。しかし、下から次々と浮力を持った放射能を含んだ気団が押し寄せてくるので、浮力を失った部分というのは、水平に広がっていかざるを得なくなる。水平に広がる原子雲は、原爆投下当初からできるものではなく、時間的には少し遅れてから生まれてくる。このようにして、圏界面2で水平に広がる原子雲が生成されるのである。

なお、このような理論的考察は、広島原子雲の写真（甲A122の16，31頁）で示されている水平に広がる原子雲の状態や、長崎原子雲の写真（甲A122の32頁）で水平に広がる原子雲よりも低い所の原子雲の中心軸は非常に太いが、水平原子雲よりも上に上っている部分は非常に細くなっていることから裏付けられる。

そして、前述のとおり、元火球・高温気団が上昇するときに、その中に含まれている熱と放射性原子は、流体力学的な循環が起こり、あたかも真空状態になる頭部の直下にとこりに詰まっていき、それによって原子雲中心軸が放射能で満たされることになるところ、原子雲中心軸の一番外側で一番浮力が低い部分、つまり密度が濃く放射性微粒子が濃い部分が、圏界面2で水平に広がることになるから、中心軸から外側へ広がっていく水平原子雲にはたっぷりの放射能が含まれていることになるのである。

(4) 「黒い雨」雨域は水平原子雲の範囲と移動により説明できる（矢ヶ崎24～26，34～35頁）

さらに、原爆投下約1時間後の広島原子雲の写真（甲A122の16，31頁）について、当該写真の画像解析によって原子雲の高さをおよそ16kmと推定した馬場らの研究結果（甲A79，甲A80）も踏まえて考察すると、以

下のことが科学的に推定できる。

水平に広がる原子雲は、南南東毎秒3mの地上風に乗って（大瀧7頁，甲A125の14頁の図5），約1時間後に約10km北北西に運ばれていく。原爆投下から約1時間後の原子雲を米軍が撮影した写真が甲A122の16頁であるが，原子雲の中心が爆心地から北北西約10kmの地点まで移動しており，科学的推定と証拠写真が合致する。

さらに，現在明らかになっている「黒い雨」雨域は，上記のような水平原子雲の移動により説明できる。まず，甲A122の43頁の図の青色で示されているのが大瀧雨域であるところ，この雨域の中心は，爆心地から10km大体北北西にずれており，甲A122の16頁の写真から読み取れる原爆投下後約1時間後の水平に広がる原子雲の中心とちょうど一致している。それから，この雨域の半径が大体18kmであり，この水平に広がる原子雲のサイズと一致する。加えて，甲A122の43頁の図の濃い青色で示されているのが増田雨域であるところ，増田雨域は大瀧雨域と大体同じとみなすことができるが，更に北北西の部分に雨の区域が延びている。これも水平に広がる原子雲が地上風に乗って更に移動していったという意味で，水平原子雲に関する考察と合致するものである。これに対して，緑色で示された宇田雨域は，原爆投下直後に調査して描かれたという意味では貴重なことであるが，狭きに失している。

また，甲A122の44頁の図は，大瀧雨域について降雨時間を色分けして示したものであるが，これも水平に広がる雲が発生して活発化し最盛期を迎えて衰退していくプロセスを通ると同時に北北西に移動していくことによって，合理的に説明ができる。さらに，甲A122の45頁の図は，大瀧雨域について降雨強度を色分けして示したものであるが，同じように水平に広がる雲の発生，発達，衰退のプロセスと北北西への移動で合理的に説明ができる。

そういう意味で，水平に広がる原子雲が移動していきながら「黒い雨」をもたらしたという科学的推定が，現実に起こった「黒い雨」の現象と完全に合致

するのである。

(5) 「黒い雨」被爆の機序（矢ヶ崎 26～28, 37～38, 50～51頁, 大瀧 25～28頁）

前述のとおり、原爆炸裂と同時にリトルボーイを構成していた物質全部がプラズマ状態となり、その後、原子が再構成されてぶつかり合って合体して行く中で放射性微粒子が形成された。このようにアトランダムにぶつかり合って形成された放射性微粒子の表面の状態は凹凸であり、光学的に見ると黒色に見えるものとなった（なお、高温状態の原子が冷えていって微粒子の集合状態になったときに黒く見えるというのは、物性実験分野では常識である。）。また、爆心地の火災による煤も発生した。

加えて、爆心地近くでは、核分裂連鎖反応で発生された中性子で誘導された中性子誘導放射化物質も存在した（甲A122の47頁, 甲A76の30頁）。これは、原爆炸裂の際に発射される中性子が日本家屋等に当たり、その中の土壁とか屋根裏の粘土などに含まれるナトリウム、マンガンを、アルミニウム等を放射化したものである（以上、甲A125の46頁図）。

そして、これらが核となって「雨滴」を形成し、雨滴が集まって原子雲が形成され、それが地上風圏と偏西風圏の境界で浮力を失って水平に広がる原子雲となった。「黒い雨」の雨域は、このようにして形成・発展・移動した水平に広がる原子雲によってもたらされた。水平原子雲から降り注いだ「黒い雨」には、たっぷり放射性微粒子が含まれており、「黒い雨」の雨域に放射性微粒子が降り注いだのである。

なお、ここでいう放射性微粒子を含んだ「黒い雨」は、「雨滴」となって地上に降り注いだものだけを意味するのではない。すなわち、原爆が炸裂した際にできた核分裂生成物や未分裂原爆材料等の放射性降下物（フォールアウト）や、爆心地の地上付近での家屋に含まれるマンガンを55やナトリウムを23等や、中性子放射化して生成された放射性核種マンガンを56やナトリウムを24等が、

「雨滴」だけでなく、塵灰及び微粒子という形で地上に落下したものも含まれる。

このようにして、雨滴や塵灰や微粒子に混じって地上に落下した放射性微粒子を含む「黒い雨」は、地上に落下して、地上に積もったり、川水や井戸水に紛れ込んだり、空気中に漂ったりした。「黒い雨」が降り注いだ地域で生活していた人々は、川水、井戸水に混入したり、野菜に付着したりした放射性微粒子を摂取したり、あるいは呼吸を通じて空気中に滞留している放射性微粒子を体内に吸引することにより、被曝した。なお、このような機序をたどって放射性微粒子を体内に取り込んで内部被曝をすることから、「雨滴」への直接の接触は、本質的な問題ではないといえる（以上、甲A125の48頁図）。

3 「黒い雨」被曝の人体影響

(1) はじめに

このようにして「黒い雨」雨域に放射性微粒子が降り注ぎ、当時「黒い雨」の雨域にいた人々は、「黒い雨」によってもたらされた放射性微粒子を浴び、あるいは「黒い雨」によってもたらされた放射性微粒子に汚染された畑の作物を食べたり、井戸水や川水を飲んだり、あるいは汚染された空気を呼吸によって吸引することによって、放射性微粒子を体内に取り込んだ。

以下では、内部被曝の機序・危険性とその人体影響について、証人尋問の結果等を踏まえ、まとめる。

(2) 内部被曝の機序・危険性

あらゆる物質の組織（分子）は原子と原子が結びついて構成されている。原子と原子の結びつきはペア電子によって保たれているが、放射線による電離作用で原子に所属する電子を吹き飛ばしてしまい、原子が破壊される、原子が破壊されると組織（分子）がマイクロに切断される。たった1本の放射線でおおよそ1万5000個ほどの組織（分子）が切断されてしまう。人間は、これをつなぎ返す修復力を持っており、修復力が強い人には健康被害が現れない場合でも

、修復力が弱い人には健康被害が現れ、命を奪われるということがある。そういう意味で、放射線を浴びるだけで生命機能が損なわれ、体のエネルギーを奪ってしまう（矢ヶ崎3～5頁，甲A122の6～8頁）。

内部被曝は、体の内部から発射される放射線に被曝することである。空気中に放射性微粒子が漂っているような場合、呼吸によって体に取り込んでしまう。また、放射性微粒子が水や食べ物に溶け込んでいる場合に、それを食べてしまうと体の中に取り込んでしまう。このようにして体内に取り込んだ放射性微粒子から放射線が出ることになって、内部被曝が起こる。1 μm (=1000分の1 mm) の放射性微粒子で約1兆個の原子が含まれており、放射性原子に応じて放射線が継続的に出てくる。アルファ線は、体の中ではたった40 μm しか飛ばないが、その範囲では集中した被曝をもたらす。ベータ線は約2 mm走るが、ベータ線を発射する放射性原子の半減期が非常に短いものなので、その範囲では非常に高い電離の密度を持つ。

このように、内部被曝では、外部被曝では問題とならないアルファ線、ベータ線による被曝が問題となるのであり、短い範囲に全てのエネルギーが集中してしまうので、内部被曝は人体にとって非常に危険な被曝態様ということなる。（以上、矢ヶ崎5～7頁，甲A122の9～11頁）。

そして、シーベルト値で被曝の人体影響を測るICRP等の既存の評価の方法では、内部被曝のアルファ線、ベータ線などの危険性を正当に評価できないことになる（矢ヶ崎7頁）。すなわち、放射性微粒子が体内に入ってくる内部被曝の場合には、グレイ、要するにカロリー熱量としては小さくても、人体にかなり甚大な影響があり得る。つまり、内部被曝の場合は、放射性微粒子からの被曝を直接細胞が受けるので、局所的には非常に高線量の被曝が起こり得ることになる。したがって、同じグレイであったとしても、普通の外部被曝（ピカによる被曝）の場合よりも、場合によっては桁違い、仮にシーベルト換算ができるとすると、桁違いのシーベルト値になっている可能性がある。例えば、

1 m S v と言われている放射線被曝量であったとしても、実際は、1 S v になっているかもしれないし、更に局所的にはそれよりも高い10 S v 位になっているところもあるかもしれないのである（以上、大瀧28～29頁）。

(3) 内部被曝の人体影響

放射性微粒子を体内に取り込むことにより、放射線による電離の結果、分子を切断する、組織が切断されるということがもたらされ、生命機能の不調をもたらすことになる。放射線による電離によって、DNA損傷、ミトコンドリアDNAの損傷、あるいは活性酸素を生み出す。この点、活性酸素は、体の中の3分の2ほどを占める水分子が分子切断されて生み出されるもので、切断されたものが化学的に非常に活性なものであって、これが改めてDNAなどを損傷して、身体に危害をやはりもたらすことになる。

このように電離によってDNA損傷などがもたらされた場合に、修復できる場合はよいが、アポトーシスと呼ばれる細胞死（体が害を避けるために損傷を受けたDNAなどを持っている細胞を自動的にシステムの的に死亡させてしまうこと）が起こると、その細胞がなくなってしまうことになり、人体の生命機能に大きな影響を与えることになる。また、修復に失敗して結合し間違えたDNAなどが細胞の中に生き残ってしまうと、これが増殖してがん化することもある。

また、放射性微粒子には水溶性のものと不溶性のものがあるが、水溶性のものは血液やリンパ液に乗って体中を被曝することになる。また、不溶性のものは大きいものは1か所にとどまり永久被曝を与えるようなこともあり、その例が、原爆投下後70年が経過している中で、「黒い雨」地域の女性の肺に留まっているウラニウムからアルファ線が発射された瞬間を捉えた写真（甲A122の12頁）であり、この女性はウラニウムのアルファ線による電離のために細胞ががん化して肺がんを発症したものと考えられる。また、死亡した長崎被爆者の腎臓を米軍が資料として保管していたものを戦後60年ほどたって撮影

した写真（甲A122の13枚目）からは、腎臓の1箇所から2本のプルトニウムのアルファ線が発射されていることが確認できるのである。さらに、不溶性でも非常に小さい粒の放射性微粒子は、懸濁とって放射性微粒子のままリンパ液、血液に乗って全身を被ばくする作用をする（以上、矢ヶ崎7～9頁）。

(4) 小括

以上のように、放射性微粒子を体内に取り込むと、体の至る所あらゆる場所に放射能の影響というものが出てくるのであり、放射性微粒子たった1個で内部被曝するだけで「身体に原子爆弾の放射能の影響を受ける事情」が出現することは明らかである（以上、矢ヶ崎7～9頁、甲A122の12～14頁）。

4 「黒い雨」被爆者は被爆者援護法1条3号に該当すること

(1) はじめに

以上のとおり、原爆投下直後、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）ないし増田雨域にまで「黒い雨」によって放射性微粒子が降り注いだのであって、当時この雨域にいた人々は、「黒い雨」によってもたらされた放射性微粒子を浴び、あるいは「黒い雨」によってもたらされた放射性微粒子に汚染された畑の作物を食べたり、井戸水や川水を飲んだり、あるいは汚染された空気を呼吸によって吸引することによって、放射性微粒子を体内に取り込み、「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」のであるから、これら「黒い雨」被爆者は、被爆者援護法上の「被爆者」として、同法に基づく被爆者援護の対象とされるべきである。

しかし、行政実務においては、これら「黒い雨」被爆者のうち、一部の地域の者しか「被爆者」として被爆者援護を受けることができず、このような行政実務の運用は、本来「被爆者」とされるべき「黒い雨」被爆者のうち被爆者援護の対象となる者を不当に狭く制限していると言わざるをえない。

そこで、ここでは、行政実務において「黒い雨」被爆者のうち、どの地域の

者が被爆者援護の対象となっているかを整理し、その上で行政実務の運用の不当性を指摘し、「黒い雨」被爆者は全て被爆者援護法1条3号に該当することを述べる。

(2) 段階的に「黒い雨」被爆者の一部が被爆者援護の対象とされてきた経緯（甲A73参照）

この点については第13準備書面24頁以下でも言及しているが、ここではさらに原告らの主張を整理して詳論する。

ア 「黒い雨」による残留放射能濃厚地域に在った「黒い雨」被爆者は、「特別被爆者」として扱われていたこと

「特別被爆者」は、1960年（昭和35年）原爆医療法改正によって新設された制度である。「特別被爆者」は、「原子爆弾の放射線を多量に浴びた被爆者で政令で定めるもの」とされ、特別被爆者と認定されると、原爆症認定を受けた疾病以外の一般疾病で医療を受ける場合の医療費の自己負担分を国費から支給されることとなる（上記改正による原爆医療法14条の2、乙23の1）。その理由は、原子爆弾の放射能を多量に浴びた被爆者は、放射能の影響により、一般的に負傷または疾病にかかりやすいこと、負傷または疾病が治癒しにくいこと等の事情があるのみならず、それらの疾病にかかることによって原爆症を誘発するおそれがあるので、これらの被爆者には、原爆症以外の負傷または疾病についても国が必要な医療の給付を行うことによって、その健康を保持・向上をはかろうとするものである（乙25の3頁）。

特別被爆者の範囲は、1960年（昭和35年）当時は、政令で爆心地から2km以内にいた者とその胎児等に限定されていたが（乙23の2）、1962年（昭和37年）には、政令が改正され爆心地から3km以内に拡張される等（乙26）、制度創設以来、徐々にその適用対象が拡大されてきた。

ところで、1965年（昭和40年）9月25日の原爆医療法施行令の改正（乙28）により、爆心地から3km以遠の別表第3に掲げる区域として、①

広島市のうち、新庄町、三滝町、山手町、己斐町、古田町、庚午町及び三篠本町四丁目、②広島県安佐郡祇園町のうち、長束、西原及び西山本の各地域が「黒い雨」が降った残留放射能濃厚地域として指定され、これらの「黒い雨」による残留放射能濃厚地域内に在った者等も「特別被爆者」とされるようになった。つまり、これらの地域は、爆心地から3 km以遠であるから初期放射線の影響はなく、しかもその後爆心地から半径2 km以内に入市したという事情がなくても、「黒い雨」による残留放射能による影響がある地域ということで、原爆医療法2条1号の被爆地域＝直爆地域に指定されていたところ、その「黒い雨」による残留放射能が濃厚であり、放射能の影響により、一般的に負傷または疾病にかかりやすく、負傷または疾病が治癒しにくいこと等の事情があるということで、新たに「特別被爆者」とされ、一般疾病医療費の支給がされることになったのである。

さらに、1972年（昭和47年）5月1日、原爆医療法施行令の改正（乙32）により、原爆医療法2条1号の被爆地域＝直爆地域ではあったが、「特別被爆者」とはされていなかった、広島市草津東町、草津濱町、草津本町及び草津南町が新たに特別被爆地域に指定されるとともに、これまで原爆医療法2条1号の被爆地域とされていなかった、安佐郡祇園町のうち東山本、北下安、南下安及び東原についても、被爆地域とするのみならず、特別被爆地域に指定されることとなった。すなわち、この改正により、広島県安佐郡祇園町の全域及び広島市のうち草津東町、草津濱町、草津本町及び草津南町にまで、「黒い雨」が降った残留放射能濃厚地域が拡大され、当該地域に在った「被爆者」は「特別被爆者」とされることになったのである。

イ 「特別被爆者」廃止後も、「黒い雨」による残留放射能濃厚地域が被爆地域＝直爆地域として維持されたこと

その後、1974年（昭和49年）6月17日の原爆医療法改正により、「特別被爆者」が廃止され、被爆者健康手帳が一本化され、全ての被爆者が、健

康診断のみならず、一般疾病医療費の支給も受けられるようになり（乙33）、これに伴い、特別被爆地域について定めた原爆医療法施行令別表第3は削除された。

そして、「黒い雨」が降った残留放射能濃厚地域は、「特別被爆者」廃止後も、原爆医療法2条1号の被爆地域＝直爆地域とされ、同地域内に在った「黒い雨」被爆者には被爆者健康手帳が交付され、健康診断のみならず一般疾病医療費が支給される等、被爆者援護の対象をされてきたのである。

ウ 宇田雨域のうち大雨地域が健康診断特例区域に指定されたこと

以上のとおり、1974年（昭和49年）6月17日の原爆医療法改正により、「特別被爆者」が廃止され、被爆者健康手帳が一本化され、「被爆者」とされた者は、全て健康診断と一般疾病医療費の支給を受けられるようになったが、この改正で、併せて、原爆医療法附則3項が設けられ、被爆地域に隣接する政令で定める区域（健康診断特例区域）内に在った者について、暫定的な特例措置として、原爆医療法2条の被爆者に該当しない者についても原爆医療法の健康診断の規定（同法4条）の適用を認める（健康診断の特例）こととなった（乙33）。

なお、健康診断の特例が制定された約1か月後の同年7月22日、厚生省公衆衛生局長通達（いわゆる402号通達）（乙44）が発出され、健康診断特例措置の対象となった者が、健康管理手当の支給の対象となる造血機能障害、肝臓機能障害等の障害を伴う疾病を発症したと診断された場合には、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律・・・第2条第3号に該当する者として、被爆者健康手帳の交付を受けられることができる」として、健康診断受診者証から被爆者健康手帳への切替え制度が規定されることになった。

そして、1976年（昭和51年）9月、原爆医療法施行令の改正により、広島において、当時「黒い雨」降雨域を示したとされる唯一の調査結果であった宇田雨域のうち大雨地域が新たに健康診断特例区域に指定されることとなっ

たのである（乙４９）。

エ 小括

以上のとおり，原爆医療法下においても，段階的に「黒い雨」被爆者の一部が「被爆者」として，被爆者援護の対象とされてきた。具体的には，「黒い雨」地域のうち，広島市のうち新庄町，三滝町，山手町，己斐町，古田町，庚午町，三篠本町四丁目，草津東町，草津濱町，草津本町及び草津南町が，さらに広島県安佐郡祇園町の全域が，「黒い雨」による残留放射能濃厚地域として原爆医療法２条１号の被爆地域＝直爆地域に指定され，これらの地域に居住していた者は，「被爆者」認定され被爆者援護の対象とされたのである。

そして，原爆医療法附則３項の健康診断の特例の規定の新設と原爆医療法施行令の改正により，「黒い雨」降雨域を示した宇田雨域のうち大雨地域が健康診断特例区域に指定され，当該地域に在った者は健康診断受診者証を所持することにより原爆医療法の定める健康診断を受けることができるとともに，当該者が健康管理手当の支給の対象となる障害を伴う疾病を発症した場合に，原爆医療法２条３号の「被爆者」とみなされることにより，被爆者健康手帳制度による一般疾病医療費の支給等の被爆者援護の対象とされることになった。

しかし，その余の地域に居住していた「黒い雨」被爆者は，同じ「黒い雨」被爆者であるにもかかわらず，被爆者健康手帳や健康診断受診者証の交付の対象とされることはなく，被爆者健康手帳制度の手厚い援護施策を受けることができなかった。そして，「黒い雨」被爆者間の取扱いの違いは，その後も被爆者援護法の制定から現在に至るまで変わっていないのである。

(3) 行政実務の運用は被爆者援護の対象となる「黒い雨」被爆者を不当に制限している

ア 「黒い雨」被爆者は被爆者援護法１条３号に該当する

この点，１９７２年（昭和４７年）改正によって，「黒い雨」による残留放射能濃厚地域として特別被爆地域に指定され，現在も直爆地域に指定されてい

る、当時の広島県安佐郡祇園町や広島市草津町は、宇田論文（甲A71）で示された雨域の区分によれば、大雨地域だけでなく小雨地域あるいは宇田雨域外の地域も含まれている（第28準備書面別紙地図参照）。

このように小雨地域や宇田雨域外の地域も含まれている安芸郡祇園町や広島市草津町が、「黒い雨」が降ったことによる残留放射能濃厚地域として直爆地域に指定されるのなら、同じように「黒い雨」が降った原告らが原爆投下時に現在していた「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域も、当然に被爆地域＝直爆地域に指定されるべきであり、現行の被爆者援護法1条1号の規定は、本来同号によって「被爆者」とされ、被爆者援護の対象とされるべき「黒い雨」被爆者を規定しておらず不当である。

そして、このように「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域が被爆地域＝直爆地域に指定されていない現状を前提とするなら、少なくとも包括的な規定である被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」として、被爆者健康手帳が交付されるべきであるが、現在の行政実務の運用はそうはなっていない。

よって、現行の被爆者援護法の行政実務の運用は、本来、同号によって被爆者援護の対象とされるべき「黒い雨」被爆者を「被爆者」と認定しておらず、不当である。

イ 「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域が第1種健康診断特例区域に指定されるべきであり、「黒い雨」被爆者が健康管理手当の対象となる11種類の障害を伴う疾病を発症している現状に鑑みれば、やはり「黒い雨」被爆者は、被爆者援護法1条3号に該当するというべきである

このように被爆者援護法1条3号を解釈すべきとしても、現行の被爆者援護法において、被爆者健康手帳制度とは別個に規定されている健康診断の特例を定める被爆者援護法附則17条及び402号通達による第1種健康診断受診者証の被爆者健康手帳への切替え制度について、どのように位置づけるかが問題

となる。

この点については、原告ら第7準備書面3～12頁、第31準備書面で詳論したが、以下、整理する。

健康診断の特例を設けた被告ら（厚生省・現在の厚生労働省）は、「被爆者援護法附則17条の健康診断の特例は、原爆医療法附則3項を引き継いだものであるところ、当時の科学的知見に照らせば、原爆投下当時、当該区域内に在った者に原爆放射線による健康被害が生じたことについて必ずしも十分な科学的・合理的根拠までは認められず、当該区域を「被爆地域」として指定することはできないものの、その当時の科学的知見の内容や当該区域の住民の健康調査結果等を踏まえ、被爆者援護の観点から、暫定的措置として、当面の間、上記の者につき、特例区域について健康診断を受診することができるものとし」たものであること（被告ら第2準備書面74～75頁、第4準備書面4頁、第12準備書面4頁参照）、そして、402号通達による第1種健康診断受診者証から被爆者健康手帳への切替え制度は、被爆者援護法27条1項において「厚生労働省令で定める障害を伴う病気（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているものに対し、健康管理手当を支給する。」と規定されていることから明らかなとおり、11障害を伴う疾病が、現在の科学的知見において、いずれも原爆の放射能の影響によるものである可能性を直ちには否定できない障害を伴う疾病であることから、第1種健康診断特例区域に在った者のうち、現実に当該疾病に罹患した者については、「被爆者」として取り扱うことにより、健康管理手当（被爆者援護法27条）等の支給が認められるよう、行政実務上の特例措置を設けたものであるとする（被告ら第12準備書面7～8頁）。

このような健康診断の特例及び402号通達による第1種健康診断受診者証から被爆者健康手帳への切替え制度の理解からすれば、第1種健康診断特例区域の指定にあたっては、被爆地域の指定に当って求められるほどの科学的知見

がなくてもよいが、第1種健康診断受診者証の所持者が、原爆の放射能の影響によるものである可能性を直ちには否定できない11種類の障害を伴う疾病を発症すれば、原爆放射線による人体影響の可能性が否定できないとして、被爆者援護法1条3号に該当する者として被爆者健康手帳が交付されるということになる。

そうすると、11種類の障害を伴う疾病の発症という要件の加重はあるものの、健康診断の特例と402号通達による第1種健康診断受診者証から被爆者健康手帳への切替え制度を一連一体のものとして考えると、被爆者援護法1条3号による被爆者健康手帳の交付により、実質的には新たな被爆地域の指定と同視できる効果をもたらしているといえることができるのであり、他方で、健康診断の特例についてのみ考えると、第1種健康診断特例区域の指定にあたっては、被爆地域の指定に当て求められるほどの科学的知見がなくてもよいのだから、健康診断の特例は、被爆者援護施策の出発点である健康診断の対象者について、被爆者健康手帳制度よりも、さらに間口を広げる制度であるといえることができる。

そうだとすれば、原爆投下当時のある地域に在った者について、放射線の人体影響の可能性が懸念される一応の合理性をもった科学的知見があれば、当該地域を少なくとも第1種健康診断特例区域として指定し、安んじて健康診断を受けることができるようにすることが、原子爆弾の放射能に起因する健康被害の特異性及び重大性に鑑み、被爆者の置かれている特別の健康状態に着目してこれを救済する目的から被爆者の援護について定めた被爆者援護法の趣旨・目的、及び被爆者健康手帳制度において健康診断の対象者について間口を広げるという健康診断の特例措置の仕組みに合致するというべきである。

そして、被爆者援護法施行令附則2条別表第3によって、現行の第1種健康診断特例区域は宇田雨域のうち大雨地域に該当する地域が指定されているところ、現在の科学的知見を踏まえると、宇田論文（甲A71）以降の「黒い雨」

降雨域に関する調査結果として示されている、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）（甲A9）あるいは増田雨域（甲A34）に、原爆による放射性微粒子が降下して、当該地域の住民らが、放射性微粒子から放出される放射線によって被曝する環境にあった。そして、前述した、放射性微粒子を体内に取り込んで被曝する内部被曝に関する現在の科学的知見を踏まえると、これら地域に在った者について、放射線の人体影響の可能性が懸念される一応の合理性をもった科学的知見があることは明白である。

にもかかわらず、宇田雨域のうち大雨地域のみを第1種健康診断特例区域に指定している現行の第1種健康診断特定区域の指定（施行令附則2条別表第3）は狭きに失し不当であり、「黒い雨」被曝者間で著しい不平等を招来していると言わざるを得ない。

よって、健康診断の特例について規定する被曝者援護法附則17条の委任の趣旨に従えば、宇田雨域のうち小雨地域はもとより「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域も含めて、第1種健康診断特例区域に指定されるべきであり、これら「黒い雨」降雨地域に在った「黒い雨」被曝者は、第1種健康診断受診者証を所持する資格がある。

そして、裁判所からの求めに応じて、原告らが、原告毎に健康管理手当申請用の診断書を取得・提出し、原告ら第34準備書面別紙原告一覧表で主張しているように、被曝から74年以上が経過し、来年には被曝75年を迎えようという現在、「黒い雨」被曝者は、いずれも健康管理手当の対象となる11種類の障害を伴う疾病を発症しているのである。

以上のとおりであるから、本来、第1種健康診断受診者証を所持すべき者である「黒い雨」被曝者らが、「原爆の放射能の影響によるものである可能性を直ちには否定できない障害を伴う疾病」を発症しているのであるから、「黒い雨」被曝者らは、「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」として3号被曝者として取り扱われなければならない。

なお、このような健康診断の特例及び402号通達による第1種健康診断受診者証から被爆者健康手帳への切替え制度に関する解釈は、被爆者援護法1条3号該当性は、「原爆の放射能の影響によるものである可能性を直ちには否定できない」状態にある場合、すなわち「最新の科学的知見を考慮した上で、個々の申請者について、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情が存する」場合に認められるべきという、原告らの被爆者援護法1条3号の解釈とも整合するのである。

結局、健康診断の特例と402号通達による第1種健康診断受診者証から被爆者健康手帳への切替え制度により、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）ないし増田雨域に在った「黒い雨」被爆者は、被爆者援護法1条3号「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」者とみなされることになるのであり、その意味においても、やはり「黒い雨」被爆者については、被爆者援護法1条3号該当性が認められるのである。

5 被告らの主張の不合理性

(1) はじめに

この点、裁判所から、第1種健康診断特例区域の指定の合理性についてなされた求釈明に対し、被告らは、第12準備書面4～6頁において、広島における第1種健康診断特例区域を「黒い雨」強雨地域（宇田雨域のうち大雨地域）に限定して指定している理由について、黒い雨地域内の一部で高濃度の放射能が検出された例の報告があったこと、広島市及び周辺町村が昭和48年に行った住民に対するアンケート調査で有病者数等が4割であったことを踏まえて行ったものであり、これは現在の科学的知見を前提としても妥当すると主張した。

そして、大雨地域外の「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）ないし増田雨域を第1種健康診断特例区域に指定していない理由について、①増田雨域や大瀧雨域に関する調査研究はその正確性には疑義がある（第5準備書面7～18頁、第

8準備書面5～21頁)ので、第1種健康診断特例区域を「黒い雨」強雨地域(宇田雨域のうち大雨地域)に限定して指定することも、現在の科学的知見を前提としても不合理とはいえないこと、②第1種健康診断特例区域外の地域に関する放射線の健康影響に関する知見をみても、「黒い雨」降雨地域に係る残留放射線についての各種調査の結果によれば、「黒い雨」降雨地域においては残留放射線の残存も放射線によると思われる人体影響の存在も認めることはできず、平成24年検討会において、放射線の健康影響等に関する専門家により、研究者などからのヒアリング等、多角的な検討が行われたが、結論として「広島市等が第一種健康診断特例区域への指定を要望した地域において、広島原爆由来の放射性降下物は確認されておらず、従って、これによる外部・内部被曝があったとも確認できない」等とされており、「黒い雨」強雨地域外の地域において、高濃度の放射性物質は降下したと認められず、現在のところ、これを覆すに足りる科学的知見も存在しないので、広島の第1種健康診断特例区域の指定は、現在の科学的知見を前提としても不合理ではないと主張する。

以下、反論する。

(2) 上記①第1種健康診断特例区域を宇田雨域のうち大雨地域に限定して指定していることの不合理性

ア 被告らの主張

前述のとおり、被告らは、増田雨域や大瀧雨域に関する調査研究はその正確性には疑義がある(第5準備書面7～18頁、第8準備書面5～21頁)ので、第1種健康診断特例区域を「黒い雨」強雨地域(宇田雨域のうち大雨地域)に限定して指定することも、現在の科学的知見を前提としても不合理とはいえないなどと述べている。

イ 宇田雨域のうち大雨地域のみを第1種健康診断特例区域に指定すること自体が不合理であること

まず、被告らの主張は、増田雨域や「黒い雨」降雨地域(大瀧雨域)の正確

性に関する議論と、宇田雨域のうち「黒い雨」強雨地域（大雨地域）のみを第1種健康診断特例区域に指定することの合理性に関する議論を（意図的に）混同させ、問題点をごまかそうとするものに他ならない。

この点については、原告ら第13準備書面において詳論しているが、以下要点を指摘する。

原告ら第13準備書面は、宇田論文（甲A71）のもととなった当時の原爆被害調査メモ（甲A69）、その転記（甲A70）及び宇田技師らの調査を追った柳田邦男氏のノンフィクション作品である『空白の天気図』（甲A72）をもとに、宇田論文が、原爆投下当時、雨量計等の観測器機が整備されておらず、観測データが存在しないことを前提として、気象の専門家である宇田技師らができるだけ多くの原爆被害を受けた当事者に直接会って話を聴き、その供述内容を主として原爆投下当日の地域別の状況を再現してみるという調査方法を採用し、記憶の誤り等も考慮して慎重に吟味がなされた結果、まとめられた気象関係の科学論文であり、1945（昭和20）年8月ないし12月に行われた聴取り調査をまとめた宇田論文の付録である体験談聴取録（原爆被害調査メモを含む。）は、被爆直後に収集された唯一の体系的な証言集として貴重なものといえ、宇田論文及びその元となった体験談聴取録（原爆被害調査メモを含む。）の内容は基本的に信用できるものであることを述べた。特に、第13準備書面別紙体験談一覧表の「放射線の影響に関する記載」欄にまとめたように、「黒い雨」による放射性微粒子の降下により、実際に人体、魚類、動植物に発生した症状・状況が体験談聴取録に克明に記載されており、「黒い雨」によって放射性微粒子が降下し、「黒い雨」降雨域に種々の影響を及ぼしたことは、疑うべくもない事実である。

他方で、宇田論文は、原爆投下直後の4か月間というごく短期間のうちに、原爆の被害を受け混乱の最中にあった広島管区気象台のわずか6名の気象技師・技手らによって、文字通り足を使って調査されたものであり、しかも途中か

ら調査範囲を旧広島市内から旧広島市外にも広げたことにより、旧広島市外については、調査地点はまばらであり、しかも調査をしていない地域も多々ある等、調査自体が不十分なものであった。現に、第13準備書面別紙体験談一覧表記載の体験場所をプロットした同書面別紙体験場所地図1及び同2を見ると、旧広島市内を主とする被爆地域内に記載された調査地点は、海側を除いてほぼ全域を網羅しており万遍なく分布しているのに対し、被爆地域外に記載された調査地点は、爆心地から離れるに従ってまばらになっていることが一目瞭然である（特に、宇田雨域外の原告らが居住していた「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域は、調査すらしていない箇所がほとんどであることが手に取るように分かる。）。

以上のとおりであるから、宇田論文が時間的・物理的制約のある中で行われた調査結果にも基づくものであり、必然的にそのような観点からくる限界を内包していることは明らかであり、宇田論文によって、実際に原爆投下直後に降った「黒い雨」降雨域の全範囲を確定させたり、あるいは大雨域と小雨域を確定的に線引きするには、資料が不十分であることは明らかである。なお、このような限界は、宇田技師とともに実際に調査にあたった北技手も生前認めているところであった（甲A32の10～12頁）。

そういう意味で、宇田論文を健康診断の特例という援護施策の対象となる第1種健康診断特例区域の指定の根拠とすることは、そもそも想定されていないというべきである。また、実際の第1種健康診断特例区域の指定は、行政区画を前提としているところ、個別地域ごとに原告らの被爆状況等を主張した書面でも具体的に言及したように、例えば川を挟んで一方は特例区域内、他方は特例区域外となるなど、特に特例区域の境界に居住する住民間で著しい不平等を生じる結果となっているのであって、実際の第1種健康診断特例区域の指定が不合理極まりないものであることは火を見るよりも明らかである。

この点、被告らは、第11準備書面4頁において、原告らの第13準備書面

を受けてもなお、「宇田論文には、具体的に、いつ頃、どの地点で、どのような方法で調査がされたのか等記載されておらず、現時点でこれを検証することは著しく困難である」などと、宇田論文の作成過程を忠実に再現した原告ら第13準備書面を無視するかのような主張をするが、これが失当であることは明らかである。

さらに、被告らは、第11準備書面4頁以下において、宇田論文の①「宇田雨域の正確性自体にも疑義がある（原告らも宇田氏の調査には時間的・物理的制約による限界があることを認めている）」、②「内容に鑑みても、宇田論文からは、いわゆる「黒い雨」が降った全域において、人体等への影響がみられるような現象が生じていたとまでは認められない」、③「被告第5準備書面第1の2(1)（7ないし17ページ）などで述べたとおり、原爆投下3日後に宇田雨域の5地点で採取された土壌サンプルからはセシウム137が検出されなかったことも明らかになっている」などと、宇田論文ないし宇田雨域の信用性に疑義を挟むかのような主張もしているが、そもそも、これらの主張は、宇田論文の信用性を前提に、宇田雨域のうち大雨地域を第1種健康診断特例区域に指定しており、その指定が現在の科学的知見に照らしても合理的であるという、被告ら第12準備書面における被告ら（参加行政庁でありかつ区域の指定を行う権限を有する厚生労働大臣）自身の主張と矛盾するものであり、失当である。

なお、上記①の「宇田雨域の正確性自体にも疑義がある」という点については、原告らも同様の認識であり、だからこそ、原告らは、雨域の範囲について問題のある宇田雨域の、しかも大雨地域のみを第1種健康診断特例区域として指定していることが不合理であると主張しているのである。

また、上記②の「宇田論文からは、いわゆる「黒い雨」が降った全域において、人体等への影響がみられるような現象が生じていたとまでは認められない」という点は、確かに宇田技師らが調査を行った1945年（昭和20年）9

月から12月頃には、「黒い雨」が降ったという供述が得られている地域であっても、人体等への影響があったとの調査結果は得られていない地域もあることは事実である。しかし、放射線の人体影響は、被爆後6か月内に生じるいわゆる急性症状に限られるものではなく、むしろ被爆から相当時間が経過してもなお発症する発がん等の晩発障害の危険性があるという点が、放射線の人体影響の恐ろしさでもある。現に、第1種健康診断特例区域の指定の根拠の一つとして被告らが挙げている昭和48年住民アンケート調査（乙46）によれば、宇田雨域あるいはその周辺で飛散物があったとされる地域で「黒い雨」が降り、いずれの地域でも有病者数等が4割にのぼっているとされているのであり、この点を踏まえるならば、大雨地域だけでなく、少なくとも宇田雨域全域を第1種健康診断特例区域に指定すべきであったし、前述のとおり、宇田雨域は「黒い雨」降雨域を正確に表現したものとは到底いえないのであるから、宇田雨域外の飛散物があったとされる地域の「黒い雨」降雨の実態についても更なる調査を行い、第1種健康診断特例区域の指定を改めるべきだったのである。

さらに、被告らの上記③は、静間ら報告（甲A37）に関するものであり、「原爆投下3日後に宇田雨域の5地点で採取された土壌サンプルからはセシウム137が検出されなかった」のであるから、「黒い雨」に放射性物質が含まれていたということにはならないという反論である。

この点については、原告ら第9準備書面5～7頁で主張したとおりであるが、以下要点を指摘するとともに、証人尋問の結果も加えて主張を補充する。

そもそも、放射能環境の強さを土壌放射能の測定等により確認しようとする著しい過小評価を導く。放射能環境を物語るものとして全ての測定値は証拠となるものの、定量的意味で放射能環境の強さを反映するものとして取り扱ってはならない。全ての測定値は放射能環境の全量を語るものではなく多様な存在様式のひとつを測定するにすぎず、全て部分的なものである。例え原爆投下後3日目に収集した土壌サンプルであっても部分的であり放射能環境の全量を

反映するものではない。ましてやその土壌に雨が降り、その雨に放射能が含まれたとしても、降った場所そのものから水として流れてしまえば、もはやその場所は降下した放射能全量を留めてはいない。ましてや、その時、空中やその他の形で存在した全放射性物質の測定はしてはいないのであるから、原爆投下後3日目に収集した土壌サンプルであっても、あくまで部分的な測定に留まるのであって、仮にその土壌サンプルの放射能測定で検出限界よりも低いとされたとしても、それによって放射性物質が降下していないという結論を導くことは誤りである（以上、矢ヶ崎29～30、46～47頁、甲A76の15頁）。

また、「不検出」とは、検出限界の値、すなわち、その測定検出方法の場合に化学反応や装置の電気信号として検出し得るとされた最低量を基準にすると、それより低いエネルギーが測定されたという意味にすぎない。換言すると、検出限界より低い「不検出」の資料については、静間らが使用した低レベルバックグラウンドの測定器（甲A37の2の本文2行目）では検出限界よりも低いエネルギーしか検出されなかったということに過ぎず、当該資料に実際にセシウムが含まれていなかったかについては、低レベルバックグラウンドの測定器よりさらに性能の良い測定器（例えば、地下実験室でバックグラウンド計数がさらに低い測定器、つまり、極低レベル、さらには、超低レベルと呼ばれるもの）を使えばセシウムが有意に検出される可能性があるのであり、不検出とされていることから、必ずしも、セシウム137が沈着していなかった、すなわち「黒い雨」に放射性物質が含まれていなかったということにはならない。

しかも、検出限界以下であったサンプル2、3、13、14及び16の各採取地点は、増田雨域及び宇田雨域の双方に含まれる地点に位置していたのであって、このことは、「黒い雨」降雨域であっても、一様にセシウム137が沈着したわけではなくばらつきがあったことを示している（甲A36の125項、甲A37の2頁の下から4行目以下）（なお、矢ヶ崎証人も、矢ヶ崎46頁に

において、放射性微粒子の広がり方が均質か不均質かを問われて、「雨の降り方あるいは時間、そういうことによって、降下する量というのは、場合によって随分違いがある」としている。) のであって、セシウム137が不検出となっているからといって、セシウム137が沈着していなかった、あるいは、放射性物質が降下しなかったとはいえないということになる。

そして、重要なことは、静間ら報告に述べられているように(甲A37の2の2頁目の下から7～13行目)、サンプル18、22及び25からは、明確にセシウム137が検出されているのであり、これは「れっきとした放射性物質がそこにあったという証拠」になる(矢ヶ崎47頁)。しかも、これらの資料の採取箇所は宇田雨域の外側に位置しているとともに、全て増田雨域の範囲内であるという解析結果である。すなわち、このことは、実際の「黒い雨」降雨域の範囲は宇田雨域よりも広いことを意味するとともに、増田雨域の正確性を科学的に裏付けていることになるのである。

以上のとおりであるから、宇田雨域のうち大雨地域のみを第1種健康診断特別区域に指定すること自体が不合理であることは明らかと言える。

ウ 増田雨域の信用性について

増田雨域の内容及び信用性については、原告ら第5準備書面20～23頁において詳論したとおりであるが、その要旨は、以下のとおりである。

すなわち、増田雨域は、長年気象庁予報部電子計算室と気象研究所に勤務し数値予報の研究に携わってきた増田善信博士が、1989年(平成元年)に発表した「広島原爆後の“黒い雨”はどこまで降ったか」と題する論文(甲A34)によって提示された「黒い雨」の新たな雨域であるところ、増田博士は、宇田論文の基礎資料の他、広島県の調査資料(1万7369通回答したものの調査報告)、72人からの聴取調査結果、アンケート調査結果1188枚、手記集・記録集から358点の資料など、2000を超える豊富なデータをもとに(甲A34の14～18頁)、信用度の違いに配慮しながら吟味し、調査と

分析の結果を大学ノート2冊にまとめ上げ（甲A35の1, 2）（以上, 甲A36の10～18頁）, それを宇田雨域に替わる新たな雨域として示したものである。

これに対し, 被告らは, ①増田雨域は, 主として地域住民からの聴取り調査に基づいて作成されているところ, 宇田雨域全体を健康診断特例区域に指定するように求める「黒い雨の会」の協力を得て住民らからの回答を得ていることから, 意識的にせよ無意識的にせよ「黒い雨」降雨地域を拡大する方向に偏った回答がされた可能性を否定することはできず（第5準備書面7～8頁）, 現に, 例えば安野村宇佐は宇田雨域では小雨地域とされているのに, 増田雨域では大雨域とされていたり, あるいは爆心地南西方向は宇田雨域では雨がふらなかったとされているのに, 増田雨域では小雨又は中雨が降ったとされていることなど矛盾が生じているのはその証左であるなどと指摘する（第8準備書面5～9頁）他, ②増田雨域が, 静間ら報告（甲A37）や藤原ら報告（甲A38）で示される科学的データと符合しているという原告らの主張は理由がないなど指摘する（第5準備書面9～17頁, 第8準備書面9～21頁）。

まず, 上記①については, いわゆる「黒い雨」の体験対象は, 極めて非日常的な出来事であり, かつ, そこに評価等が介在する余地はほとんどなく, ありのままを単純な事実として容易に知覚, 認識しうるものであるところ, 増田博士による調査は, 上記のとおり, 2000を超える豊富なデータに基づいているのであって, これら2000以上の情報が, 全体として事実とは異なるものであるとか, さらには事実を捻じ曲げたものであるなどと評価することは, 経験則に反するものというべきである。なお, 被告らの主張を前提とすれば, 例えば, 被告らが大雨地域を第1種健康診断特例区域に指定した根拠である宇田論文（甲A71）や昭和48年住民アンケート調査（乙46）も地域住民の供述に基づくものに他ならないのである。にもかかわらず, 一方では供述に基づくものを根拠とし, 他方では供述は信用性がないとか偏っているなどと難癖を

つけて排除するのは、ご都合主義という他ない。

さらに、宇田雨域と増田雨域とで違いが生じているという指摘については、宇田雨域が前述のとおり時間的・物理的限界のなかで行われた不十分な調査であったこと、増田雨域は、宇田論文の調査資料も含め、2000を超える豊富なデータをもとに、「黒い雨」の雨域について再考察したものであることから、雨の強弱や降雨の有無に違いが生じるのは、ある意味当然のことである。被告らは、前述のとおり、宇田雨域の信用性についても疑義があるようなことを述べながら、他方で、増田雨域の信用性の検討の箇所では、宇田雨域との違いを指摘しているのであり、被告らのご都合主義は顕著であるという他ない。

なお、上記②については、前記イで反論・主張したとおりである。

エ 「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）の信用性について

「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）の内容及び信用性については、原告ら第5準備書面23～27頁において詳論したとおりであるが、ここでは大瀧証人の証言に基づいて、その内容及び信用性について整理する。

原爆体験者等健康意識調査は、甲A125の4頁のとおり、広島市が2008年（平成20年）に、原爆投下直後に「黒い雨」を体験した可能性のある、広島市及びその郊外の住人約3万人を対象としたアンケート調査である。これまでの「黒い雨」雨域に関する宇田技師や増田博士の研究報告では、その調査対象数が余り多くなかったため、第1種健康診断特例区域に指定されている大雨地域以外での状況について、多くの人の記憶をもって再確認したいという意図で進められたものであり、「黒い雨」雨域の見直しを視野に入れた調査が行われた。なお、大瀧証人は、いつどこでどの程度の雨が降ったのかということ、アンケートデータで実証する段階で、統計学的解析という専門的技法が必要になったため、当該調査に参加することになったのであり、大瀧証人は、参加後、アンケートのデータ集計および統計解析（現代的な高度なコンピューターを駆使した高度な統計解析）を実施し、結果を導いた（以上、大瀧2頁）。

甲A125の5頁のとおり、調査は、基本的に郵送法によるアンケート調査をし、情報の精度の向上を図るために面接調査が行われた（大瀧3頁）。

「いつどこでどの程度の雨が降ったのか」ということを特定するために使われた質問事項は、甲A125の6頁のとおりである。甲A125の7頁のように、元々のアンケート調査の対象者は3万人程度であったが、体験時の時刻に関する正確な情報が回答用紙に記載されていたものというものは多くはなく、降り始めの時刻と降り止んだ時刻がそれぞれ記されていたのが1084名分、降り始めの時刻だけ記されていたものが481名分であり、その合計1565名分の回答が、統計的処理に耐えうる精度を持っていた（以上、大瀧3頁）。

甲A125の8頁は、「何時から降り始め、何時に降り止んだのか」ということについて、「黒い雨」を体験した時間帯を二次元の表で表現したもので、甲A125の9頁は、二次元の表の数値を棒グラフで視覚化し分かり易くした図である。これらの図表により、「黒い雨」は午前10時辺りをピークに1時間～2時間程度降った地点が多いことがわかった（以上、大瀧4頁）。

以上のようにして得られた各種情報に関して多様な観点からの解析を行ったところ、最も基本的なものが体験率の時空間分布であり、これはいつどこでどの程度の者が「黒い雨」を体験したかを地理マップで表現したものである。アンケート調査から、各個人がそれぞれ局所的な時空間区分に入っていたか否かが分かるので、地域と時間の区分を行い、1時間ごとにどの程度の者がその時刻で「黒い雨」を体験したかの比率を分数の形で表現した。その値は、分母分子の数が小さい場合には大きく変動してしまうため、視覚的に大体の傾向をマップとして表現することは適当ではない。この問題を回避するために、平滑化処理という現代的統計手法を適用したが、その方法について、甲A125の10頁に記述してある（大瀧4～5頁）。

このようにして1945年（昭和20年）8月6日の午前9時から午後3時までの1時間ごとの体験率の地理分布を、体験率で色分けして描いて作成した

ものが甲A125の11頁の図である。なお、「黒い雨」の降り始めについて回答した者を解析対象とし、さらに解析精度を保持させるため、回答者数が10人以上の地区に限定しており、解析対象者数は1413人である（甲A9の21頁）。この図より、「黒い雨」は午前9時辺りから降り始め、午後2時位には終息していたということ、さらに最も多くの高い体験率が得られたのが、午10時、即ち原爆炸裂から約2時間後であるということが分かる。体験率が高い領域（この図でいうと黄色とか緑、特に黄色で表示された領域）が、午前9時には広島市の西の郊外の己斐・高須辺りから発生し、徐々に西ないし北の方角に拡大しつつ移動し、午後になって次第に消えていったことが分かる（以上、大瀧5～6頁）。

このようにして得られた「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）と、宇田雨域及び増田雨域とを甲A125の12頁（降雨の強さに関する図である。雨の強さについて回答した者を解析対象とし、解析精度を保持させるため、回答者数が10人以上の地区に限定されており、解析対象者数は1378人である。甲A9の22頁）のように重ねて比較すると、以下のことが指摘できる。

すなわち、宇田雨域の大雨域と大瀧雨域の強雨域はほぼ一致している。もっとも、詳細に観ると、北西側の湯来町付近は宇田雨域では大雨域外になっているが、大瀧雨域ではこの辺りも強い雨が降ったということになる。それから、増田雨域との関係については、概要としては増田雨域の雨域全体と大瀧雨域全体は、若干の違いは見られるがほぼ一致する結果となったといえる（以上、大瀧6頁）。

この点、被告らは第5準備書面17～18頁において、平成24年検討会（乙60）の結果に基づいて、①「郵送によるアンケート調査・・・は、原爆投下後、60年以上も経過した後に行われている点で、増田雨域作成時の調査にも増して、回答者が正確な記憶に基づいて回答したか疑わしい」、②「同じ地域において黒い雨の体験率が50%を超える地域は未指定地域においては一部に限ら

れること」，③「特に爆心地から20km以遠においてはデータ数が少ないこと」から，大瀧雨域によって「黒い雨」降雨域を確定することは困難であると主張する。

まず，上記①のアンケート内容及び大瀧雨域の推定の正当性については，甲A125の13頁のとおりであり，遠い昔のことについて長い時間を経た時点で行われるアンケート調査の結果として得られる回答の内容は，一般的には正確性という意味では限界がある。しかし，それは個々人のアンケート結果における不確かさという意味である。特に，今回の解析対象となったアンケート結果で言うと，「黒い雨」が降り出した時間が午前10時だったのか，午前9時だったのか，はたまた午前11時だったのか，その辺がゆらゆらしているという意味での劣り方，つまり人によってはちょっと長めに，人によっては短めにという意味での劣り方であるから，それを10人分とか20人分とかを集約し平均化すると，かなり本来の値，より真実に近づいていくものであり，それなりの精度の向上が得られることは明らかである。このように，大瀧雨域は，一人一人の結果をそのまま使用したのではなく，複数人の回答結果を時空間的に局所的に平均化しながら得たものであり，解析結果としてそれなりの精度を保持していると評価できるのであり，十分に信頼できるものである（以上，大瀧6～7頁）から，被告らの指摘は失当である。

また，上記②の体験率の指摘については，そもそもここでいう体験率は，降り始めの時刻を記載していた合計1565名分の回答のうち，さらに解析精度を保持させるために，回答者数が10人以上の地区に限定した1413名のアンケート回答を解析対象者としたものであり（甲A9の21頁），アンケート回答から各個人がそれぞれの局所的な時空間区分に入っていたか否かが分かるので，地域と時間の区分を行い，1時間ごとにどの程度の者がその時刻で「黒い雨」を体験したかの比率を分数の形で表現したものである（大瀧4～5頁）。したがって，トータルの体験率は，対象者全員が「黒い雨」を体験しているの

で100%になる。このような意味での体験率であるのに、なぜ体験率が50%以上でなくてはいけないのか、全く的を射ない指摘という他ない（大瀧30～32頁）。

さらに、上記③の20km以遠のデータ数が少ないという点であるが、確かにデータ数が少ないことは否めないが、そのような中においても、大瀧証人は、解析精度を保持させるために、いずれも回答者数が10人以上の地区に限定して、降雨時間の地理分布（甲A9の図4）、体験率の時空間分布（甲A9の図5、甲A125の11頁）、降雨の強さの分布図（甲A9の図6、甲A125の12頁）、雨の色の分布図（甲A9の図7）について、複数人の回答結果を時空間的に局所的に平均化しながら現代的統計手法を用いてこれらの図を作成したのであり、解析結果としてそれなりの精度を保持していると評価でき、十分に信頼できるものである（大瀧6～7頁参照）。

よって、被告らの指摘は、いずれも失当である。

オ 小括

以上のとおりであるから、被告らの、増田雨域や大瀧雨域に関する調査研究はその正確性には疑義があるという主張は、失当である。

そして、信用できる増田雨域は「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）の調査研究によれば、第1種健康診断特例区域を宇田雨域のうち大雨地域に限定して指定している、現在の被爆者援護法施行令附則2条及び別表第3は、現在の科学的知見を前提とすると、不合理なものという他ないのである。

なお、増田雨域は市井の気象研究家が、大瀧雨域は被爆地自治体が統計学の専門家である大瀧証人の協力を得て作成したものであるところ、被爆者援護法の前文で「国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ」ると謳われていることからすれば、本来、国（厚生労働省）の

責任で、「黒い雨」雨域に関する調査研究を率先して進め、その結果に基づいて、被爆地域ないし第1種健康診断特例区域の指定の見直しがされるべきであったことを指摘せざるを得ない。そして、そのような調査研究すらせずに、被爆地及び被爆者の科学的根拠に基づいた切実な要請を一顧だにしない国（厚生労働省）の姿勢は、大いに断罪されなければならないのである。

(3) 上記②第1種健康診断特例区域外の地域に関する放射線の健康影響に関する知見について

ア 被告らの主張

被告らが、第1種健康診断特例区域外の地域に関する放射線の健康影響に関する知見として挙げるのは、①昭和51年度残留放射能調査（乙50の2）、②昭和53年度残留放射能調査（乙53）、③「黒い雨」専門家会議報告書（乙55）であり（第2準備書面48～51頁）、加えて、被告広島県・広島市及び周辺自治体が、2010年（平成22年）7月、国に対し提出した「原子爆弾被爆地域拡大に関する要望書」（甲A2）を受けて、厚生労働省が設置した④「原爆体験者等健康意識調査報告書」等に関する検討会（平成24年検討会）における検討会報告書（乙60）である。

以下、これらの知見の不合理性について指摘するとともに、第1種健康診断特例区域を大雨地域に限定する、広島の第1種健康診断特例区域の指定の不合理性について改めて主張する。

イ 上記①昭和51年度残留放射能調査、②昭和53年度残留放射能調査

被告らは、第2準備書面48～51頁、第5準備書面22頁において、「原爆医療法制定後、被爆地域が拡大し、また、健康診断特例区域が設定されたことで、実質的に同法2条3号の被爆者として認められる者の範囲が拡大していったことを踏まえ、改めて、被爆地域拡大に科学的根拠があるのかと確認する必要があるものと考えられた」ことから、昭和51年度残留放射能調査及び昭和53年度残留放射能調査が行われたこと、昭和51年度残留放射能調査にお

いては、「人畜などによって踏み荒らされた形跡がないこと、・・・自然の力による土砂の流入・流出がないこと等、爆発当時の状態を保持していると思われる地点から土壌試料を採取し」たこと、昭和53年度残留放射能調査においては、「前回の調査では、各地点から1ヶずつの土壌試料を採取し、それらの放射能密度を測定し」たのに対し、「今回の調査では、検討地区、対象地区などについて、各地区から10地点以上の土壌試料を採取して、それらの地区の放射能密度の平均値を算出」するなどして、「可能な限り客観的な合理性を高める努力を払ったものであり」、「その結果、いわゆる「黒い雨」が降ったとされる地域に高線量の放射性物質（核分裂生成物）が降下したとの事実は認められなかったの」だから、「このような結果を軽視することはできない」と主張する。

これらの被告らの主張に対して、原告らは第18準備書面43～48頁において、矢ヶ崎意見書（甲A76）に基づき、詳細に反論をした。なお、これに対する被告ら第11準備書面では原告らの反論について何ら言及がなかった。

ここでは、要点を2つ指摘する。

まず、一つには、土壌試料等を事後的に測定しても放射性降下物の有無を決める定量的な価値はないことが挙げられる（矢ヶ崎意見書7，15頁）。

すなわち、土壌に雨が降り、その雨に放射能が含まれたとしても、降った場所そのものから水として流れてしまえばもはやその場所は降下した放射能全量を留めてはいないし、ましてや、空中やその他の形で存在した放射性物質の測定はそもそもしていないしできないのだから、事後的に採取した土壌試料が、「黒い雨」により放射性降下物が降下した当時の放射能環境を再現するものではあり得ない。したがって、事後的に採取した土壌試料をどれだけ測定しても、定量的意味で放射能環境の強さを測ることはできない。事後的に採取された土壌試料から放射性物質が検出されたとしても、これらは「単に放射能が在った」という証拠にしかならならず、定量的な価値があるものではない。

さらにいえば、事後的に採取された土壌試料から放射性物質が検出されても、原爆投下後繰り返し行われた大気圏内核実験による放射性降下物に紛れてしまうのだから、物理的測定によって原爆由来の放射能が確認されなかったことを理由に「黒い雨には放射能が無かった」などと結論するのは明らかに誤りである。

二つには、厚生省は原爆由来の放射性降下物が「黒い雨」降雨地域に降下したという結果がでないことが分かっていたにも関わらず、被爆地域の拡大の要求を退ける科学的根拠として利用するために、敢えて残留放射能調査を2度にわたり行ったことが挙げられる。

このことは、1980年（昭和55年）2月27日に開催された第7回原爆被爆者対策基本問題懇談会速記録（甲A82）における、以下の議論内容からも明らかである。

すなわち、放射線医学者であり、放射線医学総合研究所長を経て基本懇当時原子力安全委員会委員であった御園生圭輔委員（甲A83）が、「放射性物質というのは半減期というのがあり「持っている放射能がだんだん減っていき」るところ、原爆由来の放射性物質の半減期は「大体数十年のものが一番長いのではないだろうかというふうに考えられてい」て、「そういうものについては、ある程度いまでも調べようと思えば調べられる」が、他方で「五十数回にわたって核実験が世界じゅうで行われ・・・それが日本にもたくさん落ちてい」るから、「それとの区別はつかない」、結局、残留放射能調査を昭和「51年と53年にやって」いるが、「もうちょうど半減期になっている・・・から・・・そういう意味で差はないし、一般の核爆発の実験のフォールアウトと重なって、まず差がなくなっているというのが現状だと思」（以上、7～10頁）うと発言しているとおおり、本件調査によっても定量的な有意差がでないこととその理由は分かっていた。

にもかかわらず、本件調査が行われた理由について、経済学者であり東京大

学総長を務めた大河内一男委員（甲A84）から「残留放射能の調査をやらなければいけないというふうに決めたときの動機」を尋ねられた厚生省の官僚（高井）は、「西山地区・・・以外の地域については、残留放射能からは（注：被爆地域の）指定はできないというふうな気持ちがやはりあったのかもしれない」、「しかし、これを知ることによって否定的な答えでも出れば、それがまた1つの有力な根拠になると。とにかくいままでの（注：被爆地域の指定の）経過はいろいろありますが、それをいままでどおりにやっていたのでは、（注：被爆地からの被爆地域の指定の要求に対して）歯止めが全然ないと。」（39～40頁）と述べ、さらに、行政法学者であり最高裁判事も務めた田中二郎委員（甲A85）から、前述のような「御園生先生のお話を伺って・・・でも、有意差は出そうにないという予測は大体初めから持っておられたのではないのでしょうか。そして、やってみたら結局そうだと。西山地区を除いては長崎も広島も有意差はないと。」、とだめ押しで尋ねられた厚生省の官僚（北村）は、「私ども当時在籍をしていませんでしたので、前の人に聞くということになるわけですが、いろいろな思惑があったことは確かです。科学的にはおおよそ推測がついていたことではあろうけれども、政策的に逐年の拡大の動きがございまして、それにはかなり政策的なニュアンスがありましたので、これに対する1つのけじめをつけるという意味も行政庁側にはあったかと思えます。また、逆に原爆運動を推進しておられる方の中には、何かさらに地域拡大するための種がここから出てきはしまいかというお考えもあったかと思えます。」（以上、40～41頁）と、率直に本件調査の動機あるいは思惑を回答しているのである。

つまり、本件調査を実施した厚生省は、本件調査を行っても有意差はでないことは「科学的にはおおよそ推測がついていたこと」ではあるが、被爆地域拡大の要求に「1つのけじめをつけるという意味も行政庁側にはあった」ので、敢えて本件調査を行ったというのである。

事実、昭和51年度残留放射能調査及び昭和53年度残留放射能調査の結果は、予定どおり「原爆からの核分裂生成物が残留しているとはいえない」というものであり、1980年（昭和55年）12月11日に出された基本懇報告書（乙34）で「被爆地域の指定は、本来原爆投下による直接放射線量、残留放射能の調査結果など、十分な科学的根拠に基づいて行われるべきものである」と結論づけられたことと相俟って、残留放射能調査の結果及び基本懇報告書の空疎な「科学的根拠」は、厚生省および厚生労働省が、被爆地からの被爆地域あるいは第1種健康診断特例区域の拡大を阻止するための鉄壁の「守り」となったのである（原告ら第33準備書面16頁、湯浅論文（甲A119の7項））。

以上のとおりであるから、被告らが「黒い雨」降雨地域に放射性降下物が降下した事実が認められないと主張する主たる根拠としてきた昭和51年度残留放射能調査及び昭和53年度残留放射能調査をもって、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域に、放射性微粒子が降下した事実を否定する根拠とすることはできないことは明らかである

ウ 上記③「黒い雨」専門家会議報告書

被告らは、第2準備書面51頁において、「昭和62年5月26日、元気象研究所予報研究室長増田喜信により、新たにいわゆる「黒い雨」降雨地域が発表されたこと等を踏まえ、被告らは、昭和63年に8月25日に、医学、物理学及び気象学の研究者ら10人で構成され、いわゆる「黒い雨」の実態と、それによる人体影響などについて検討する「黒い雨に関する専門家会議」（以下「『黒い雨』専門家会議」という。）を設置し、・・・土壌や屋根瓦などを試料とした原爆による残留放射能検出や気象シミュレーションによる降下放射線量の推定などの調査研究が3年間続けられたこと、そして平成3年5月にまとめられた「報告書では、・・・『黒い雨降雨地域における残留放射能の現時点における残存と放射線によると思われる人体影響の存在を認めることはできな

かった』とされた（乙第55号証8ページ）」ことから、「黒い雨」降雨地域に放射性降下物が降下した事実が認められないと主張する。

これらの被告らの主張に対して、原告らは第18準備書面48～53頁において、矢ヶ崎意見書（甲A76）に基づき、詳細に反論をした。なお、これに対する被告ら第11準備書面では原告らの反論について何ら言及がなかった。

ここでは、証人尋問の結果も踏まえつつ、要点を2つ指摘する。

まず、一つには、「黒い雨」専門家会議（以下「専門家会議」という。）では、昭和51・53年度土壌調査データの見直し、土壌中ウラン235の測定、土壌以外の物質からの残留放射能検出の可能性として、屋根瓦及び柿木の測定が行われた（乙55の報告書5～6頁）が、土壌試料等を事後的に測定しても放射性降下物の有無を決める定量的な価値はないことは、前述したとおりである。これらに定量的な価値がないことには変わりはない。したがって、これらの事後的な測定で原爆由来の放射性物質が確認できなかったからといって、「黒い雨」降雨地域に放射性降下物が降下しなかったということはできない。なお、事後的な測定に放射性降下物の有無を決める定量的な価値がないことは、「BLACK RAIN 検証・黒い雨」（RCC放送）（甲A88）による、土壌、「背負子」及び「手押し車」の検証作業からも明らかである。

二つには、専門家会議の気象シミュレーションによる降下放射線量の推定に関する問題点である。具体的には、専門家会議が、①原子雲のでき方や上昇について基本的には衝撃波の反射波だと捉えている点と、②放射性微粒子と水との合体を認識せずに、砂漠モデルに基づいて、4.5km程度の幅の原子雲から放射性微粒子が拡散する前提で考察しているという点である。

まず、上記①についてであるが、専門家会議は、甲A122の23～24頁のとおり、原爆が炸裂したときに発生する衝撃波が地上に達して地上で反射した反射波が原子雲を上昇させたという前提で気象シミュレーションを行っている。

しかし、甲A122の26頁の図のとおり、原爆が炸裂して、瞬間的に直径200mに火球が広がると、空気がこの火球の表面に集められて、非常に高圧になり、高圧壁（ショックフロント）ができる。高圧壁を止めて考えると、高圧壁の小さい体積の中にたくさん空気分子が含まれており、自然現象として、できるだけ圧力を低めよう、普通の状態に戻ろうとする力が働き、高圧の部分から前方にも後方にも空気が噴き出すという現象が起こる。そして、実際の高圧壁は高速で進行していくので、前方に噴き出す爆風は、自分自身の速度と、この高圧壁から噴き出す爆風の両方の速度を足し合わせて、非常に大きなものとなる。他方、高圧壁から後方に噴き出す爆風は、高圧壁の進行方向とは逆方向に吹くので、前方に比べれば強い風ではなくなる。しかし、高圧壁の動きを止めてみると、前方と後方に出ていくその爆風の強さというのは同じである。このようにして、高圧壁（ショックフロント）が地上を襲うと、強烈な爆風を伴い、強烈な圧力を加えてすぐ減圧させることになるので、目や腸が飛び出すという悲惨な状態を生み出すことになるのである。

このように、高圧壁（ショックフロント）は、進行方向の前方にも後方にも爆風をもたらすところ、この構造は、これが地上に反射して上向きになっていく場合も、全く同じ構造をとる。したがって、専門家会議が前提とするような、反射波が中心に集まるとか、一つの中心に集まった風が求心的にずっと上昇していくような構造は、全く物理的に考えることができないのである（以上、矢ヶ崎10～11、13～15、53頁）。

次いで、上記②についてであるが、まず、専門家会議は、「爆心地から約20km南方の呉市若草町で爆発後約40分に撮影された」写真（甲A122の29頁の右側）を元に、「三角測量の方法を推定した」結果、原子雲の「雲頂高度約8080m、横径約4500mと算定された」ことを前提として、シミュレーションを行っている（乙55の資料編29～30、54～55頁）。この点、原子雲頭部の高度は、前述のとおり、現在の画像解析の結果では16k

mとされており（甲A79, 80），そもそもシミュレーションの前提となる原子雲頭部の高度が半分で計算されているという誤謬に加え，原子雲頭部の幅のみを問題とし（なお，現在の画像解析では原子雲頭部の幅は15.5kmとされており（甲A80），原子雲頭部の幅としても著しい過小評価である。）
，肝心の原子雲中心軸やそれが圏界面で広がった水平原子雲については，一切考慮の対象としていないという誤謬を犯しているのである。

加えて，専門家会議は，アメリカ軍が砂漠で行った核実験における放射性微粒子の拡散に関するモデルである「砂漠モデル」に基づいて，シミュレーションを行っている（乙55の資料編，33頁及び110頁で「静力学」の式を用いていること，111頁で「粒子の重力落下をストークスの式に従うものとして扱」っていることから明らかである。）。

すなわち，「砂漠モデル」では，直径1 μ m，すなわち1000分の1mmの放射性微粒子が個々ばらばらのまま真下にゆっくり降って行くだけである。これらの放射性微粒子の重さは10億分の1グラム程度，落下速度は毎秒1mm程度であり，風が吹いていれば，この落下する距離よりも横方向に運ばれて風下に分布することになる。他方で，広島原爆の際に起きた現象は，原子雲の形成の機序の箇所で前述したとおりであり，要するに，放射性微粒子から発射される放射線の電離作用によって，イオンや放射性微粒子自体が水分子と結合して水滴が形成されるため，湿った空気中で放射能が雨の母体となるということである。なお，このことはどうの昔から関係する物理学者などが言及している確たる科学的知見であり，現に，この科学的知見を用いた測定装置，すなわち，湿った空気を作り出しておいて，そこに放射線を飛ばして電離を行わせ，小さい水滴の微粒子を作ることによって，放射線の飛跡を観測する霧箱（ウィルソン霧箱）というものがあるくらいである。そして，放射性微粒子によって形成された雨滴は直径1mm，重さは1グラム程度の水滴のサイズになる，これが気象現象に従って雲の下に雨が降る，すなわち，原子雲の下に降ったのが「黒い雨」と

いうことであり、ストークスの法則が支配する「砂漠モデル」とは全く別の機序で放射性微粒子が降下・拡散することになるのである。にもかかわらず専門家会議は、「不思議なことに・・・水と合体する、水滴の核になる放射性物質、これ自体を、重さの上でも速度の上でも全く対象にしていない」のであり、このような専門家会議の考察は、「非常に不思議なこと」と言わざるを得ないものなのである（以上、矢ヶ崎13～19, 39～40頁）。

以上のとおりであるから、専門家会議の結論は、土壌や屋根瓦などを試料とした原爆による残留放射能検出についても、気象シミュレーションによる降下放射線量の推定についても、採用する根拠がない。

したがって、被告らが「黒い雨」降雨地域に放射性降下物が降下した事実が認められないと主張する主たる根拠としてきた専門家会議の結論から、「黒い雨」降雨地域に放射性降下物が降下した事実が認められないとは到底いえないことは明らかである。

エ 上記④平成24年検討会報告書

平成24年検討会報告書は、前述のとおり、被告広島県・広島市及び周辺自治体が、2010年（平成22年）7月、国に対し提出した「原子爆弾被爆地域拡大に関する要望書」（甲A2）を受けて、厚生労働省が設置した「原爆体験者等健康意識調査報告書」等に関する検討会における報告書（乙60）である。

被告らは第2準備書面56～57頁において、平成24年検討会報告書の結論を指摘して、原爆体験者等健康意識調査報告書（甲A9）等の報告は、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）における広島原爆由来放射線による健康影響としての合理性根拠とはならないとされたと主張する。

しかし、前述したとおり、被告広島県・広島市他の要望書（甲A2）の根拠となった原爆体験者等健康意識調査報告書（甲A9）で示された「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）は十分に信用できるものである。そして、平成24年検討

会で行われた残留放射能に関する検討は、基本懇報告書で示された「科学的根拠」を被爆地からの被爆地域あるいは第1種健康診断特例区域の拡大を阻止するための鉄壁の「守り」として使用した一連の流れに位置付けられるものに過ぎず、そのような空疎な検討結果をもって、「黒い雨」降雨地域に放射性降下物が降下した事実が認められないとは到底いえないことは、これまで繰り返し言及してきたとおりである。

(4) 小括

以上のとおりであるから、現在の科学的知見を前提とすると、被告らが、広島第1種健康診断特例区域の指定を宇田雨域の大雨地域に限定していることは、不合理という他ないのである。

6 まとめ

以上のとおりであるから、現在の科学的知見によれば、広島原爆投下により形成された原子雲が、水平に広がる原子雲となって、爆心地から北北西に移動したことによって、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域に放射性微粒子を含んだ「黒い雨」が降ったという事実が優に認められる。

そして、これら地域では、雨滴や灰や微粒子に混じって地上に落下した放射性微粒子を含む「黒い雨」が降り注ぎ、放射性微粒子が地上に落下して、地上に積もったり、川水や井戸水に紛れ込んだりした。当時この雨域にいた人々は、「黒い雨」によってもたらされた放射性微粒子を浴び、あるいは「黒い雨」によってもたらされた放射性微粒子に汚染された畑の作物を食べたり、井戸水や川水を飲んだり、あるいは汚染された空気を呼吸によって吸引することによって、放射性微粒子を体内に取り込んだのであるから、身体に放射能の影響を受けたことを否定できない事情が存することは明らかである。

よって、これら地域に居住していた「黒い雨」被爆者が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

したがって、以下の第4において個別原告の被爆状況等を主張するところではあるが、被告らが行った被爆者健康手帳交付申請却下処分に被爆者援護法1条3号該当性についての判断を誤った違法が認められ、原告らについて被爆者健康手帳交付の義務付けが認められることは明らかである。

7 手続的瑕疵に関する主張について

なお、以上は、実体面に関する主張であるが、原告らは、第30準備書面で整理したとおり、被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する手続的瑕疵として、①「黒い雨」被爆者を前提とした審査基準が定められていないこと（訴状（第1次訴訟）21～22頁等）と、②国（厚生労働省）の不当な指揮監督により、被告広島県・広島市が交付申請却下処分を強いられたのであるから、国（厚生労働省）の指揮監督は被告広島県・広島市の自主性・自立性ひいては住民自治・団体自治を侵害する違法な行為と評価すべきであり、そのような国（厚生労働省）の度を越えた指揮監督により県・市は事実上「意思能力」のない状態に置かれていたのだから交付申請却下処分は違法・無効であること（原告ら第11準備書面・第12準備書面）を主張している。

第4 「黒い雨」被爆の被爆者援護法1条3号該当性～各論～

1 はじめに

第3の「黒い雨」被爆の被爆者援護法1条3号該当性～総論～で詳細に検討したとおり、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域に居住していた「黒い雨」被爆者は、現在の科学的知見によれば、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当する。

そして、本件訴訟の原告らは、いずれも「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域に居住していた者であり、これら地域には、雨滴や灰や微粒子に混じって地上に落下した放射性微粒子を含む「黒い雨」が降り注ぎ、放射性

微粒子が地上に落下して、地上に積もったり、川水や井戸水に紛れ込んだりした。そのため、これらの地域で生活していた原告らは、川水、井戸水に混入したり、野菜に付着したりした放射性微粒子を摂取したり、あるいは呼吸を通じて空気中に滞留している放射性微粒子を体内に吸引することにより、放射性微粒子を体内に取り込んで内部被曝をし、現に健康管理手当の対象となる11種類の障害を伴う疾病に罹患しているのであるから、身体に放射能の影響を受けたことを否定できない事情が存する、すなわち、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

以下、当時の自治体毎に、原告らの被爆状況及び健康影響等について、主張する。

2 砂谷村で被爆した原告らについて

(1) はじめに

当時の砂谷村で被爆した原告ら8名（原告番号市21，市22，市25，市27，市28，市35，市44及び市46）の被爆状況及び健康状態等については、第14準備書面で主張したとおりであるが、ここでは、砂谷村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと、並びに、被告らの第13準備書面の認否（9～19頁）も踏まえても、各原告らは被爆者援護法1条3号に該当することを主張する。

(2) 砂谷村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと

当時の砂谷村は、宇田雨域外となっている（甲A71の106頁第4図，第28準備書面別紙地図参照）。これは、宇田技師らの調査の中で、住民1名が「雨は降っていない。紙片などがたくさん落ちてきた。」供述していることに基づいていると思われる（第13準備書面別紙体験談一覧表の9頁「調査メモ頁」欄46）が、たった1名の供述で砂谷村全域を「黒い雨」降雨地域外とすることは不当である。

むしろ、『広島原爆戦災誌第四巻』第二編第五章第十一項「佐伯郡湯来町」（甲A75の753～757頁）には、当時の砂谷村に関して、「砂谷地区からは、山合いの関係で視野がきかず、炸裂のキノコ雲は見えなかったが、村民らは、火薬庫の大爆発か、よほど大きな砲撃かと感じた。わずかに雨がふってきた。」（同754頁）との記載があること、増田博士の調査では砂谷村の全域で雨が降ったとの結果が得られており、砂谷村全域が増田雨域に入っていること（甲A35の1の153～170頁）、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること、そして以下に述べる原告らの供述から、砂谷村全域に「黒い雨」によって放射性微粒子が降下したことは明らかである。

(3) 原告番号市21・[] (甲B市21の1)

原告番号市21・[] (以下「原告」という。)は、1932(昭和7)年[]生まれであり、1945(昭和20)年8月6日当時、原告は12歳で[]国民学校高等科1年生[]であった。なお、被告らは、第13準備書面別紙において、交付申請書には「[]国民学校6年生」と記載されていると指摘するが、原告の生年月日からすると、原告が国民学校高等科1年生(現在でいう中学1年生)であったことに間違いはない。

そして、原告は、別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、学校から原告の自宅まで歩いて1時間弱くらいかかる道中、たくさんの襖の紙切れや焼け焦げた紙切れが空から落ちてきて、そのうち雨が降り出し、ずぶぬれになった。また、当時、原告は、自宅の横にあった手動の汲み上げポンプで水をくんで飲んだり、自宅の横穴からわき水が出ていたので、夏はその水を飲んだりしていたのであるから、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された井戸水やわき水を飲んだり、汚染された野菜等を食べたり、汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる運動器機能障害（変形性腰椎症）を患っている（甲B市21の2）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(4) 原告番号市22・■■■■■（甲B市22の1，2）

原告番号市22・■■■■■（以下「原告」という。）は、1934（昭和9）年■■■■■生まれであり、1945（昭和20）年8月6日当時、11歳で■■■■■国民学校5年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、自宅にいたところ、ゴロゴロと雷が鳴り始め、空がだんだん暗くなり、たたきつけるような大粒の灰色の雨が降ってきて、母が、原告に、田の草取りに来ていた近所の女性2人に蓑笠を持って行くように言い、持って行く際に、大雨だったので、全身ずぶぬれになった。また、その後、雨がやんだ後、空から、本や新聞が半分くらい焼け焦げたものなどがヒラヒラと飛んできたのを、拾って見たり読んだりした。さらに、当時は、横穴に鉄管を通してそこから山水を取って飲んだり、野菜中心の食事だったことから、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された山水や野菜を体内に取り込んだり、汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる内分泌腺機能障害（2型糖尿病）、循環器機能障害（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患）、運動器機能障害（両変形性膝関節症、変形性脊椎症、骨粗鬆症）を

患っていたが（甲B市22の2ないし5），2019年（令和元年）7月■■■■死亡し，同年11月8日付けで，■■■■が，訴訟受継の申立てを行っている。

よって，原告が，被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(5) 原告番号市25・■■■■（原告■■■■，甲B市25の1，2）

原告番号市25・■■■■（以下「原告」という。）は，1942（昭和17）年■■■■生であり，1945（昭和20）年8月6日当時，原告は2歳■■■■だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり，原告は，音がした後，空から焼けた紙がたくさん降ってきたこと，それを見た原告が「ヘビが降る」と言っていたこと，その後自宅敷地内の防空壕に逃げたことを直接見て記憶している他，祖母や母から当時の状況について聞いており，「黒い雨」については，祖母から「雨が降ってきて外に洗濯物が干してあって，それにしみがついていた」「黒いしみがついた」と聞いている。また，当時，原告ら一家は，井戸から地下水を手押しポンプでくんで飲み，農業をしていた祖母と母が畑で作ったきゅうり，なすなどの野菜を食べていた（以上，原告■■■■1～5，11～12頁）。

なお，被告らは，第13準備書面10頁において，「原告は，原爆投下当時，2歳■■■■であり，原告の述べる被爆状況は，母親や祖母からの伝聞であるため，その内容について直ちに信用することはできない」と指摘する。しかし，上記被爆当時の状況は，原告自身が記憶していることでもある。また，母親や祖母から伝え聞いたことは，原爆投下，紙などが空から降ってくる，あるいは「黒い雨」が降ってくるという特異な出来事に関することであるから，誤りが介在する余地はない。よって，原告の供述が信用できることは明らかである。

以上のとおりであるから，原告が，「黒い雨」によって汚染された井戸水や

野菜を体内に取り込んだり、汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

また、原告は、「黒い雨」被爆の後、子どものころは貧血や胃の調子が悪く、大人になってからは、胃潰瘍で吐血し2か月間■■■■病院に入院したり、変形性膝関節症になり、■■■■病院で、2011（平成23）年に右膝、2012（平成24）年に左膝に人工関節の置換え手術を受け（甲B市25の3）、同年3月に、身体障害者手帳の3級を取得した（甲B市25の4）。また、リウマチを患ったり、膝の手術をしたときから高血圧症になり現在まで降圧剤を飲んだりしている（以上、原告日下5～7頁）。

なお、上記の疾病のうち、診断書を提出しているものは、別紙原告一覧表の「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、運動器機能障害（両変形性膝関節症）である（甲B市25の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。なお、原告と同様に被爆した一番上の兄は■■■■喉頭癌で死亡し、2番目の兄は■■■■胃癌で死亡し、妹も悪性リンパ腫で余命宣告を受けたことがあるのであって（原告■■■■7～8頁）、その意味でも、当時の砂谷村で被爆した原告らが身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかであろう。

(6) 原告番号市27・■■■■（甲B市27の1、2）

原告番号市27・■■■■（以下「原告」という。）は、1935（昭和10）年■■■■生であり、1945（昭和20）年8月6日当時、原告は10歳で■■■■国民学校■■■■4年生だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は原爆投下当時学校におり、しばらくすると、黒いキノコ雲がぐわぐわと空高く上ってきて、少しす

ると、空から寺の経本が焼けたのとか色々な物が降ってきた。先生から帰宅するように指示され、原告が、友達5人くらいと一緒に帰宅途中、あたりが暗くなり、「黒い雨」が降りだしてびしょ濡れになったりした。また、原告の隣の家の人が「外に白い洗濯物を干していたら真っ黒になった。」と言っていた。原告は、当時は、家の北側の谷から湧いてくる川水を飲み、自宅で作った野菜を食べたりしていた。

以上のとおりであるから、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された川水や野菜を体内に取り込んだり、汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる循環器機能障害（高血圧性心疾患）を患っている（甲B市27の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(7) 原告番号市28・■■■■（甲B市28の1，2）

原告番号市28・■■■■（以下「原告」という。）は、1938（昭和13）年■■■■生まれであり、1945（昭和20）年8月6日当時、原告は7歳であり、■■■■国民学校2年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、学校から帰宅途中、真っ黒な雲が広島市の方から上がってきて、雨が降り出し、途中から大雨になり、ずぶ濡れになった。その後、雨が止んでから、紙の焼けたものが飛んできたが、紙の中には広島市内の横川町や小網町のものがあつたと聞いている。

よって、原告が、「黒い雨」を浴び、また当時の農村の生活状況からすれば、「黒い雨」によって汚染された山水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚

染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、

「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる細胞増殖機能障害（腓癌）を患っていたが、2018年（平成30年）████████████████████
████████████████████死亡し（以上、甲B市28の3、4）、2019（平成31）年3月8日付けで、████████████████████が、訴訟受継の申立てを行っている。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(8) 原告番号市35・████████████████████（甲B市35の1、2）

原告番号市35・████████████████████（以下「原告」という。）は、1938（昭和13）年████████████████████生で、1945（昭和20）年8月6日当時、原告は7歳で████████████████████国民学校（現在の████████████████████小学校）の1年生だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、学校から疎開先の家に一人で帰る途中、歩いていたら新聞や鳥の羽などの燃えかすのようなものがたくさんおちてきて、その後、雨が降ってきて、家に帰ってみると白いシャツが黒く汚れていた。

よって、原告が、「黒い雨」を浴び、また当時の農村の生活状況からすれば、「黒い雨」によって汚染された山水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる水晶体混濁による視機能障害（白内障術後）を患っている（甲B市35の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(9) 原告番号市44・[REDACTED] (甲B市44の1, 2)

原告番号市44・[REDACTED] (以下「原告」という。)は、1935(昭和10)年[REDACTED]生であり、1945(昭和20)年8月6日当時、原告は9歳で[REDACTED]国民学校(現在の[REDACTED]小学校)4年生だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、学校から下校する途中、雨が降り出し、葛原郷の客人神社の辺りに来たときには大雨になり、びしょ濡れになった。その後、紙の焼け焦げた切れ端などがたくさん飛んで落ちてきたので、面白がってみんなで拾って集めたり、蹴って散らしたりして遊んだりし、雨は帰宅しても降り続けた。なお、[REDACTED]客人神社の側で笹刈りをしていて、「黒い雨」がヌルついて鎌で手を切ったりした。また、当時、原告の家族は山の谷の水を飲料水に使っており、農家だったので、自宅の畑で取れた野菜なども食べていた。さらに、原告は、[REDACTED]家の様子や父の友人の様子を見に行くために、8月14日～15日頃に父と二人で知人に会いに行き、入市している。

以上のとおりであるから、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された山水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる運動器機能障害(変形性股関節症、変形性腰椎症、変形性頸椎症)を患っている(甲B市44の3)。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響

を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(10) 原告番号市46・■■■■ (甲B市46の1, 2)

原告番号市46・■■■■ (以下「原告」という。) は、1930 (昭和5) 年■■■■生まれ、1945 (昭和20) 年8月6日当時、原告は14歳で、その年の3月に■■■■国民学校を卒業し、家の農業の手伝いをしていた。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、原爆投下当時、砂谷村伏谷の川角の交差点にあるバス停辺りにいたところ、突然、ピカッと光ったり、しばらくして、黒い雲が広島市方面から出てきて雨がひどく降り出した。雨が降り出した後に、新聞紙などの色々な紙切れがちぎれたり焦げたりして雨と一緒に降ってきて、ひどく濡れたので、自宅に帰って着替えたが、自宅に帰るまでの30分くらいの間、雨が降り続いていた。

よって、原告が、「黒い雨」を浴び、また当時の農村の生活状況からすれば、「黒い雨」によって汚染された山水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

この点、被告らは、第13準備書面別紙において、原爆投下時にいた場所や、自宅に帰った後の行動が、交付申請書と異なることを指摘する。しかし、原爆投下時にいた場所は、川角の交差点つまり三叉路であることに違いはない。また、自宅に帰った後の行動については、■■■■まで行ったことは間違いないが、その後■■■■まで行ったのが、原爆投下の日か別の日か記憶が判然としないので、素直に陳述書にそのように記載しただけのことである。よって、いずれも原告の供述の信用性に影響を及ぼすようなものではない。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる循環器機能障害 (高血圧性心疾患) を患っている (甲B市46の3)。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

3 水内村で被爆した原告らについて

(1) はじめに

当時の水内村で被爆した原告らのうち、安野村との境界付近の宇佐・久日市の各地区で被爆した原告らを除く原告ら12名（原告番号市6，市7，市8，市9，市17，市24，市26，市38，市39，市41，市45及び市51）の被爆状況及び健康状態等については、第15準備書面及び第15準備書面（補充）で主張したとおりであるが、ここでは、水内村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと、並びに、被告らの第13準備書面の認否（13～18，20頁）も踏まえても、各原告らは被爆者援護法1条3号に該当することを主張する。

(2) 水内村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと

当時の水内村は、水内村久日市の住民1名から「黒い小雨がバラバラ降り、油かと思った。30－60分降った。50銭札の束などが飛んできた。」という供述が得られており（原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の8頁「体験談聴取録番号」欄111・「調査メモ頁」欄96，同体験場所地図1・2参照），この供述等をもとに、当時の水内村の爆心地寄りの一部地域が宇田雨域の大雨地域，その外延が小雨地域，そしてそのさらに外延が宇田雨域外となっている（甲A71の106頁第4図，原告ら第28準備書面別紙地図）。

しかし、原告ら第5準備書面及び第13準備書面で述べたとおり、宇田技師らの原爆被害調査は、時間的・物理的制約のある中で行われたものであり、とりわけ水内村のような山間部の調査は手薄なものにならざるをえなかったと解され、宇田雨域は、「黒い雨」降雨域の全域を確定するものではあり得ない。

むしろ、『広島原爆戦災誌第四巻』第二編第五章第十一項「佐伯郡湯来町」（甲A75の754～755頁）には、当時の水内村について、「水内村役場

付近では、稲妻のような光と共に大音響がきこえ、役場の窓ガラスなども軽震程度の音をたてた。・・爆発後、数分たって東北方面、祇園町方面の空かと思われる山頂から入道雲のような雲がムクムクとのぼり、次第に空一面をおおい、大粒の雨がパラパラと降って来た。十時から十一時ごろにかけて、広島通信局の文書らしいものが、夕やみのようにうす暗くなった空から、黒焦げになってたくさん飛んで来た。」などと記載されており、大粒の雨が降ったり、飛散物が飛んできたりした旨の記載があること、増田博士の調査では水内村の全域で雨が降ったとの結果が得られていること（甲A35の1の181～195頁）、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること、そして以下に述べる原告らの供述から、水内村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したことは明らかである。

(3) 原告番号市6・■■■■■（甲B市6の1，2一地図）

原告番号市6・■■■■■（以下「原告」という。）は、1944（昭和19）年■■■■■生まれで、被爆当時、生後■■■■■か月であった。

被爆状況等については、当時、背負われていた母から、原告が後日聞いた内容に基づくものである。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原爆投下時、親戚の家から母に背負われて帰宅している途中、原告の母が水内村大字和田の水内大橋を渡った付近で、突然水内川の山の後ろが雷のように光り、大きな音が轟き、やがて上空より焼けた紙切れや様々な物が降ってきた。しばらくすると、急に空が雲で暗くなり、黒い油が混ざったような雨が激しく降った。母と原告は、濡れながら大急ぎで家に帰った。

原告の家族は農業をされており、田や畑で取れた米や野菜を食べていた。また、当時の生活用水は家のそばの裏山の湧き水を家まで引いて貯めたものを使っていた。

以上、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された山水や野

菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことが否定できない事情に置かれたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現れた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる運動器機能障害（変形性脊椎症、変形性膝関節症）及び細胞増殖機能障害（前立腺癌）に罹患している（甲B市6の3、4）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3項の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(4) 原告番号市7・■■■■（甲B市7の1、2）

原告番号市7・■■■■（以下「原告」という。）は、1945（昭和20）年■■■■生まれで、原爆投下当時、生後■■■か月であり、当時の記憶はなく、被爆状況等については、平成17年ころ、母から、聞いた内容に基づくものである。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、1945（昭和20）年8月6日朝、原告の母は、原告を背負い、自宅近くの■■■■実家から、自宅へ帰る途中、長登路橋（水内村大字和田字向吉）付近にいたところに雨が降ってきて、母は、原告を背負ったまま濡れながら急いで家に帰った。この時に降っていたのが黒い雨である。

また、飲料水、生活用水は一帯が宇田雨域の大雨域となっている恵下谷の水を利用していった。

以上、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された山水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことが否定できない事情に置かれたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる運動器機能障害（変形性腰椎症）に罹患している（甲B市7の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3項の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(5) 原告番号市8・[REDACTED]（甲B市8の1，2）

原告番号市8・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1945（昭和20）年[REDACTED]生まれで、当時、生後[REDACTED]か月であり、当時の記憶はないが、被爆状況については、平成24年ころ、当時の記憶のある姉[REDACTED]や伯父[REDACTED]から自己の被爆状況について聞いた内容に基づくものである。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、母が、原告を背負い近くの田圃で農作業をしていたところ、雨が降り出したので、母はずぶ濡れになりながら真っ黒な顔をして帰宅した。

以上、原告が、「黒い雨」を浴び、また当時の生活状況から「黒い雨」によって汚染された山水を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことが否定できない事情に置かれたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる造血機能障害（多発性骨髄腫）に罹患している（甲B市8の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3項の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(6) 原告番号市9・[REDACTED]（甲B市9の1，2）

原告番号市9・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1944（昭和19）

年■■■■生まれで、当時1歳■■■■であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告の母が原告を背負ったまま家の前を掃除していたところ、黒い雨が降ってきて、原告、原告の母とも濡れた。

食べ物については、原告の両親が作っていた米や野菜を食べ、水については、山の湧き水を引いてきて、飲料水などに使っていた。

以上、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された山水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことが否定できない事情に置かれたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる細胞増殖機能障害（前立腺癌）に罹患している（甲B市9の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3項の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(7) 原告番号市17・■■■■（甲B市17の1, 2）

原告番号市17・■■■■（以下「原告」という。）は、1941（昭和16）年■■■■生まれで、被爆当時4歳であった。被爆状況等は、当時の記憶と後日他人から聞いたことに基づくものである。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、8月6日、原告が、母と一緒に■■■■畑にいたとき、閃光と大きい黒い雲が上がっていた。雨が降り始めたため、母は原告に雨が降っているから家に入ろうと言って原告の手を引き、家に帰った。

自宅や近隣の家は、源泉を引き、冷泉の水を飲んだり、生活水として利用していた。

以上、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された源泉を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことが否定できない事情に置かれたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる循環器機能障害（高血圧性心疾患）に罹患している（甲B市9の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3項の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(8) 原告番号市24・██████（甲B市24の1, 2）

原告番号市24・██████（以下「原告」という。）は、1936（昭和11）年██████生まれで、被爆当時、9歳、██████国民学校3年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、██████国民学校から帰宅し、友人4, 5人と水内川の方に遊びに行ったところ、黒い雨が降り始めたので、皆帰宅した。新聞紙などの紙切れが空から降ってきたので、原告は友人とそれを拾った。

食べ物については、原告の家族の畑、田があり、野菜、米を作っていたので、原告はそれを食べていた。

以上、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された川水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことが否定できない事情に置かれたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、また、2016（平成28）年██████，死亡したが（甲B市24の3）、存命中に、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健

健康管理手当の支給対象となる脳血管障害（脳出血），腎臓機能障害（慢性腎不全）に罹患していた（甲B市24の4）。

よって，原告が，被爆者援護法1条3項の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

なお，原告の死亡後，[REDACTED]が訴訟手続を受継した。

(9) 原告番号市26・[REDACTED]（甲B市26の1～3，6，原告本人調書）

原告番号市26・[REDACTED]（以下「原告」という。）は，1940（昭和15）年[REDACTED]生まれで，被爆当時5歳であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり，自宅前で，出荷作業の手伝いをしていたところ，塵や灰のような黒い物，茶色や黒に焼けた新聞紙や雑誌の破片などが舞い落ちてきた。そのうち，空が真っ暗になり雨が降り始めた。

当時，原告の家に井戸はなく，料理や洗濯などの水もお茶も，沢の水を使っていた。黒い雨を浴びた野菜を食べていた。

以上，原告が，「黒い雨」を浴び，「黒い雨」によって汚染された沢水や野菜を体内に取り込んだり，あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって，身体に放射線の影響を受けたことが否定できない事情に置かれたことは明らかである。

なお，原告は，「黒い雨」被爆の後，別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現れた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており，現在は，「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり，健康管理手当の支給対象となる水晶体混濁による視機能障害（両眼白内障），運動器機能障害（変形性腰椎症）に罹患している（甲B市26の4，5，7）。

よって，原告が，被爆者援護法1条3項の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(10) 原告番号市38・[REDACTED]（甲B市38の1，2）

原告番号市38・[REDACTED]（以下「原告」という。）は，1939（昭和

14) 年■■■■■■■■■■生まれで、当時5歳であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告が当時の水内郵便局の前で遊んでいると、黒焦げた畳の破片、新聞紙、紙くず、鉛筆、ペンなどが落ちてきた。その後、黒い雨が降り始め、着ている服などが黒くなるので、家の中に走り込んだ。

食べ物については、■■■■■■■■■■をしており、客が代金の代わりに米や野菜を置いていくが多かったため、それを食べるが多かった。近所の人たちが自分で作っていた野菜や米であった。飲料水については、付近の山から引いていた水を分けてもらい、飲んでいた。

以上、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された山水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことが否定できない事情に置かれたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる循環器機能障害（高血圧性心疾患）に罹患している（甲B市38の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3項の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(11) 原告番号市39・■■■■■■■■■■（甲B市39の1, 2）

原告番号市39・■■■■■■■■■■（以下「原告」という。）は、1934（昭和9）年■■■■■■■■■■生まれで、被爆当時、11歳、■■■■■■■■■■国民学校5年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、学校の運動場にいたところ、物が空から降ってきた。原告はそれらを拾った。その後、恵下谷入口を通過して下校しているとき、雨が降り始め、暑かったので、口を大きく開けて雨を飲むなどした。

食べ物については、祖父母が作った米や野菜を食べ、水については近くの山から引いてきた水を使った。

以上、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された山水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことが否定できない事情におかれたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現れた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる内分泌腺機能障害（2型糖尿病）に罹患している（甲B市39の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3項の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(12) 原告番号市41・■■■■（甲B市41の1, 2）

原告番号市41・■■■■（以下「原告」という。）は、1945（昭和20）年■■■■生まれで、当時生後■■■か月であった。被爆当時の記憶はなく、被爆状況等は、後日、母や親戚から当時の状況を聞いて内容に基づくものである。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、8月6日朝、原告は、■■■■母の実家で寝かされ、原告の母は、原告の子守りをしながら、家事をしており、そのとき、空がピカーと光り、ドーンと音がして、やがて空が暗くなり、空から紙の焼けたものなどが落ちてきて、黒い雨が降った。

食べ物については、原告は、水内村で採れた米、野菜、近くの川の魚を食べていた。水については、山から引いてきたり、井戸から取ってきたりしたものを飲んでいました。

以上、原告が、「黒い雨」によって汚染された山水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことが否定できない事情に置かれたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる運動器機能障害（変形性脊椎症）に罹患している（甲B市41の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3項の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(13) 原告番号市45・[REDACTED]（甲B市45の1, 2）

原告番号市45・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1934（昭和9）年[REDACTED]生まれで、被爆当時、11歳、[REDACTED]国民学校5年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告が、[REDACTED]国民学校から下校中、雲が上がってきて周囲が暗くなり雨が降り出し、濡れながら帰った。雨がやんだ後、遊ぼうと外に出たところ、紙切れの焼けたものなどが飛んできており、原告はそれらを拾ったりして遊んだ。

当時、山から谷の水を引いて飲料水や生活用水として使っていた。また、自宅近くで作られた野菜なども食べていた。

以上、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された谷水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことが否定できない事情に置かれたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現れた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる運動器機能障害（変形性腰椎症）に罹患している（甲B市45の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3項の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(14) 原告番号市51・■■■■ (甲B市52の1, 2)

原告番号市52・■■■■ (以下「原告」という。)は、1928(昭和3)年■■■■生まれで、被爆当時、16歳であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、8月6日朝、畳を外に出して、家の中を大掃除していたところ、突然ピカーと光りドーンと大きな音がし、そのうち、夕立のようにザーッと雨が降り始めた。干している畳を雨に濡れながら全部家の中に入れた。また、紙の焼けたものなどが落ちてきた。

飲料水、生活用水は川の水を利用しており、原爆投下以降も、利用し続けていた。

以上、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された川水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことが否定できない事情に置かれたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる内分泌腺機能障害(糖尿病)、循環器機能障害(高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患)に罹患している(甲B市51の3)。

よって、原告が、被爆者援護法1条3項の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

4 上水内村で被爆した原告らについて

(1) はじめに

当時の上水内村で被爆した原告ら3名(原告番号市1, 市19及び市47)の被爆状況及び健康状態等については、第15準備書面で主張したとおりであるが、ここでは、上水内村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと、並びに、被告らの第13準備書面の認否(18～20頁)も踏まえても、各原告らは被爆者援護法1条3号に該当することを主張する。

(2) 上水内村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと

当時の上水内村は、宇田雨域外となっている（甲A71の106頁第4図、第28準備書面別紙地図参照）。これは、宇田技師らの調査の中で、上水内村の住民1名から「太陽光線を鏡で反射したように感じ、7～8分？後爆風来。」という供述が得られている（原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の8頁「体験談聴取録番号」欄114、同体験場所地図1・2参照）からと推察されるが、たった1名の供述で上水内村全域を「黒い雨」降雨地域外とすることは不当である。

むしろ、『広島原爆戦災誌第四巻』第二編第五章第十一項「佐伯郡湯来町」（甲A75の753～757頁）には、当時の上水内村に関して、「上水内村では、・・・爆発音と共に黒煙が東の空の方向の上空に立ち昇り、たちまちにして日蝕のように太陽も見えず、薄暗やみとなった。正午前後、東方上空から薄暗やみの中を、小風に乗じて通信済みの郵便葉書、商店の伝票、その他広島市内からの紙片が、多数飛来した。」（同755頁）との記載があり、水平に広がる原子雲が上水内村まで到達し、紙片等の飛来物も確認されていること、増田博士の調査では上水内村の全域で雨が降ったとの結果が得られており、上水内村全域が増田雨域に入っていること（甲A35の1の172～178頁）、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること、そして以下に述べる原告らの供述から、上水内村全域に「黒い雨」によって放射性微粒子が降下したことは明らかである。

(3) 原告番号市1・■■■■■（甲B市1の1, 2, 原告本人調書）

原告番号市1・■■■■■（以下「原告」という。）は、1938（昭和13）年■■■■■生まれで、当時、7歳、■■■■■国民学校■■■■■1年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、8月6日朝、原告が、■■■■■
■■■■■国民学校■■■■■で朝礼を受けていた際、強烈な光と強い爆音があった。そして、下校途中、空が暗くなり、たくさんの焼け焦げた物が落ちてきて、その

後、小雨程度の黒い雨が降り、原告は、雨に濡れて帰宅した。

帰宅後、原告は、飛来物が気になり、一人で黒谷の方へ向かい、途中から次第に雨が降り始め、小原、松根油工場、石ヶ谷の方を通過してびしょ濡れになって家に帰った。

なお、原告は、雨の降雨状況について、増田博士が行った一連の聴き取り調査の過程で増田博士から、直接聴き取りを受けているところ、「広島原爆”黒い雨”最終まとめ（第一冊）と題するノート」（甲A35の1）には、聴き取り結果として、小雨程度の雨が降ったとの記載があり、雨脚の強い雨が降った趣旨の記載がない（178頁の「 」で始まる行以下）。

しかし、原告は、原告本人尋問において、増田博士からの聴き取りの際にも、原告が原告本人尋問で供述した経路を述べ、経路に即した降雨状況をありのまま説明したと供述している（原告本人調書15頁「それは今のようルートで実際降つとりますよということは話したと」「はい。これは真実のことは話しました。」）。

そして、原告が、雨脚が強くなったと供述している区域には、「中組」という地名の区域があり（甲B市1の2「被爆状況説明図面」の中央部分）、上記の増田作成のノート（甲A35の1）の178頁によると、その「中組」の降雨状況について、小雨ではなく、並雨（たちまち水たまりになり、雨の音もよく聞こえる程度の雨）（甲A35の1の2枚目）が降った旨の報告が複数なされている。これらの報告は、強い雨脚の雨が降ったとの原告の陳述（甲B市1の1）、供述と符合するもので、小雨だけでなく雨脚の強い雨も降ったとの原告の供述等の信用性を裏付けるものである。また、雨脚の程度に関する原告の供述等は、雨が降り始めた場所、降っていた場所を指摘しながら具体的かつ詳細なものである。したがって、上記の増田博士の聴き取り結果の記載をもって、小雨しか降らなかったとの事実を認めることはできず、かえって、原告が所在し移動した経路には小雨だけでなく雨脚の強い雨が降ったことを認めるのが合

理的である。

また、原告は、毎日の飲料水、生活用水は、谷の水を使っていた。

以上、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された谷水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことが否定できない事情に置かれたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現れた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる細胞増殖機能障害（右尿管癌）、腎臓機能障害（慢性腎臓病）、水晶体混濁による視機能障害（白内障）、運動器機能障害（脊柱管狭窄症）に罹患している（甲B市1の3～6）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3項の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(4) 原告番号市19・■■■■■（甲B市19の1, 2）

原告番号市19・■■■■■（以下「原告」という。）は、1935（昭和10）年■■■■■生まれで、被爆当時9歳、■■■■■国民学校■■■■■4年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、8月6日朝、原告は、■■■■■国民学校■■■■■で教師の話を聞いていたところ、鋭い閃光と大きな音がし、広島市方向の山の上から空が暗くなり、キノコ雲を見た。原告は、一旦、自宅に帰り、自宅の周辺で遊んでいたところ、空から焼け焦げた新聞紙や布などが飛んできたので、他の人と拾ってみた。そのうち、黒い雨が降ってきた。

原告宅では、川の水が、飲用水・生活用水であり、毎日、川の水を飲んで生活していた。

以上、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された川水や野

菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことが否定できない事情に置かれたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる内分泌性腺機能障害（2型糖尿病）に罹患している（甲B市19の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3項の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(5) 原告番号市47・■■■■■（甲B市47の1, 2）

原告番号市47・■■■■■（以下「原告」という。）は、1937（昭和12）年■■■■■生まれで、被爆当時、7歳、■■■■■国民学校1年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、8月6日朝、自宅から少し上がった近くの山の中の広場で、子ども約10人が集まり、遊んでいたところ、閃光を見た。そして、しばらくして、周囲が暗くなり、大雨が降り始めた。雨が止んだ後、子どもらの顔には黒い線（スジ）が付いていた。また、焼けた新聞や紙などがヒラヒラと飛んできたので拾い集めたりした。

当時は、川の水を毎日カメにためて飲んだり、生活用水として使用していた。

以上、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された川水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことが否定できない事情に置かれたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現れた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象とな

る運動機器脳障害（両変形性膝関節症，腰部脊柱管狭窄症，両肩関節周囲炎）に罹患している（甲B市47の3）。

よって，原告が，被爆者援護法1条3項の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

5 亀山村で被爆した原告らについて

(1) はじめに

当時の亀山村で被爆した原告ら8名（原告番号市10，市20，市23，市40，市48，市49，市52及び県4）の被爆状況及び健康状態については，第17準備書面で主張したとおりであるが，ここでは，亀山村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと，被告ら第13準備書面の認否（20頁～24頁）を踏まえても，各原告らは被爆者援護法1条3項に該当することを主張する。

(2) 亀山村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと

1945（昭和20）年に行われた宇田技師らによる原爆被害調査において，当時の亀山村に関しては，同村の北西に位置する飯室村での調査において，飯室村の「古市では10分くらいばらばら雨が降った。紙片などは飛んでこなかった。」（原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の8頁「体験談聴取録番号」欄108）という供述に続いて，亀山村について「敵機の落としたるもの（ボンデ）3個，亀山村役場付近に落ちた」（同別紙体験談一覧表の4頁「調査メモ頁」欄95）という供述が得られているだけであるが（甲A69，70の95頁），前記飯室村での供述や，亀山村の南南西に位置する安村での「しばらくして黒雲空一面になり，光ってから1時間位経って雨が夕立のようにザーザー降り（伴の方はひどかったと思われる），大粒の雨が30分位も降った。相当出水があった。安川の水が墨のようになり2日間位黒かった。」（同別紙体験談一覧表の7頁「体験談聴取録番号」欄94など）などの供述をもとに，当時の亀山村の西側一部地域が宇田雨域の小雨地域となっていることを除いて，

その余の地域は宇田雨域外となっている（原告ら第13準備書面別紙体験場所地図1・2，第28準備書面別紙地図）。

しかし、『広島原爆戦災誌第四巻』第二編第五章第十九項「安佐郡可部町」（甲A75の目次，甲A77の783～787頁）には，当時の亀山村に関して，「可部上空を敵の大型飛行機が通過，まもなく三つの大きな落下傘が，風に揺れてキラキラと輝きながら，だんだん落下しはじめた。落下傘は，その下に長い物体を吊っていた。時刻は，午前9時15分ごろであった。」「3個の落下傘は，亀山村大字大毛寺福王寺山麓の■■■■宅から300メートル離れた山林中に1個，同じく福王寺山麓で，上記のものより約600メートル離れた上大毛寺山林中に1個，もう1つは大毛寺の報恩寺裏から50メートルばかり離れた田の中に，それぞれ落下していた。」との記載や，「炸裂後，朝の快晴はどこへやら，昼からどんより曇って今にも雨が降り出しそうな空模様となった。」との記載があることから，水平に広がる原子雲が亀山村まで到達したことは明らかである。にもかかわらず，『広島原爆戦災誌第四巻』に「昼からどんより曇って今にも雨が降り出しそうな空模様となった」とのみ記載し，「黒い雨」が降った旨の記載がないのは，「黒い雨」が降った地域となると，差別の対象となることを人々が恐れており，この地域一帯で「黒い雨」について口止めがなされていたからであり（甲B市23の1，甲B市40の1，原告■■■■本人調書5～6頁，甲B市48の1，甲B49の1，甲A78参照），実際にはこの地域にも「黒い雨」が降っていたのである。

そして，増田博士の調査では亀山村の全域で雨が降ったとの結果が得られていること（甲A35の1の132頁～133頁），黒い雨の降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること，以下に述べる原告らの供述から，亀山村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したことは明らかである。

(3) 原告番号市10・■■■■（甲B市10の1，2）

原告番号市10・■■■■（以下「原告」という。）は，被爆当時7歳で■■■■

国民学校2年生であった。

別紙原告一覧表「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、自宅[REDACTED]まで1.5 kmくらいを歩いて帰る途中に雨が降りだし、びしょびしょに濡れてしまった。その後、黒い雨の降った小川の水を飲み、雨のかかった野菜を食べ（畑のきゅうりを切ったら黒い汁がでてきたこともある。）、小川の水で風呂を沸かし、広島市内から避難してきた子供達とため池で一緒に泳いでいたのであるから、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された水を飲んだり、野菜を食べたりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる細胞増殖機能障害（胃癌）を患っている（甲B市10の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(4) 原告番号市20・[REDACTED]（甲B市20の1，2）

原告番号市20・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、被爆当時9歳で[REDACTED]国民学校の4年生であった。

別紙原告一覧表「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、8月6日午後から弟と山へ薪を取りに行く途中から雨を浴びはじめ、ザーザー降りとなって、全身がびしょ濡れになり急いで薪を拾って家に帰った。その後も原告は、灰が降り黒い雨が降った小川の水を汲んで飲料・風呂に使い、ため池で泳ぎ、黒い雨のかかった畑の野菜・果物等をいつも食べていた。

したがって、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された水を飲んだり、野菜等を食べたりすることによって、身体に放射線の影響を受け

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(6) 原告番号市40・[REDACTED] (甲B市40の1, 2, 原告本人調書)

原告番号市40・[REDACTED] (以下「原告」という。)は、被爆当時、7歳で[REDACTED]国民学校の2年生であった。

別紙原告一覧表「被爆状況」欄記載のとおり、原告は[REDACTED]国民学校にいたときにピカッとした光をドーンという音を感じ、学校の窓ガラスが割れるほどの衝撃を受けた。教師の指示で防空壕に入り、しばらくして防空壕から出たときには空が暗くなっていた。その後雨が降り始め、学校から自宅[REDACTED] [REDACTED]に帰るまでの間に雨に濡れびしょ濡れになってしまった。自宅に戻ると、雨で汚れた原告の姿を見て、姉に「どうしたんねそれは」と怒られ、すぐに服を川で洗うよう言われ、着ていた服を川で洗濯した。

原告は、黒い雨が降った小川の水を汲んで飲料・風呂に使い、ため池で泳いでいた。また、黒い雨のかかった畑の野菜・果物等をいつも食べていた。

したがって、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された水を飲んだり野菜を食べたりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現れた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる内分泌腺機能障害(慢性甲状腺炎、甲状腺機能低下症)を患っている(甲B市40の3)。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(7) 原告番号市48・■■■■ (甲B市48の1, 2)

原告番号市48・■■■■ (以下「原告」という。)は、被爆当時、9歳で■■■■国民学校の4年生であった。

別紙原告一覧表「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、■■■■山裾に掘った横穴から昼過ぎくらいに自宅へ帰るとき、地面には灰が積もり、黒い雨がザーザー降っていてびしょ濡れになった。原告は、黒い雨が降った小川の水を汲んで飲料・風呂に使っていたし、ため池で泳いでいた。また、黒い雨のかかった畑の野菜・果物等をいつも食べていた。

したがって、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された水を飲んだり野菜等を食べたりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現れた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる呼吸器機能障害（慢性間質性肺炎）及び運動器機能障害（骨粗鬆症）を患っている（甲B市48の3）。

よって、原告■■■■が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(8) 原告番号市52・■■■■ (甲B市52の1, 2)

原告番号市52・■■■■ (以下「原告」という。)は、被爆当時、8歳で■■■■国民学校の3年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■田んぼの草取りをしていた母に蓑を持って行った時に、黒い雨でびしょびしょに濡れた。服が黒く汚れていたため、近くの小川で服を下洗った。また原告は、小川の水を汲んで飲料・風呂に使っていた。そして、黒い雨のかかった畑の野菜・果物等をいつも食べていた。

したがって、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された水を飲んだり野菜等を食べたりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現れた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる循環器機能障害（慢性虚血性心疾患）及び水晶体混濁による視機能障害（両白内障）を患っている（甲B市52の3，4）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(9) 原告番号県4・[REDACTED]（甲B県4の1）

原告番号県4・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、被爆当時、4歳であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告が自宅の庭[REDACTED] [REDACTED]でひとりで遊んでいたときに雨が降ってきた。だんだんと強く降ってきたので、原告はあわてて家に入った。家に入った原告を見て、母は「あんた、どこで墨をつけてきたんかい」と言っていた。雨が強く大粒になってきたので、母が傘を持って、小学校へ友達を迎えに行くのについて行った。雨がひどかったのでびしょびしょに濡れた。黒い雨が降ったあとも、小川の水を飲み、雨のかかった野菜を食べ、小川の水で風呂を沸かし、広島市内から避難してきた子供達とため池で一緒に泳いでいた。

したがって、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された水を飲んだり野菜を食べたりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管

理手当の支給対象となる運動器機能障害（変形性腰椎症）を患っている（甲B 県4の2）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

6 殿賀村で被爆した原告らについて

(1) はじめに

当時の殿賀村で被爆した原告ら3名（県9，県12及び県31）の被爆状況及び健康状態等については第19準備書面で主張したとおりであるが，ここでは，原告ら3名が原爆投下時に所在した場所を含む殿賀村の広範囲に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと，被告らの第13準備書面（24頁～26頁）をふまえても，各原告らは被爆者援護法1条3号に該当することを主張する。

(2) 殿賀村の広範囲に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと

当時の殿賀村の西調子近辺は，紙片などの飛撒降下物が雨と共に降ったとされ宇田雨域の小雨地域となっているが，その余の地域は小雨地域外となっている（甲A71の104頁第2表の8，106頁第4図，第28準備書面別紙地図参照）。これは，宇田技師らの調査において，同村西調子で「大粒の雨がばらばら降った。雷鳴もした。紙片が飛んできた。」という供述が得られたことに基づいている（第13準備書面別紙体験談一覧表の8頁「体験談聴取録番号」欄112，同体験場所地図2参照）と推察されるが，宇田技師らの原爆被害調査は，時間的・物理的制約のある中で行われたものであり，殿賀村のその余の地域は調査すらされていないのであるから，宇田技師らの調査は，殿賀村の「黒い雨」降雨域の全域を確定するものではあり得ない。

宇田技師らの調査方法を踏襲しつつも，さらに信頼性が確保されたデータの収集とそれに基づく細かな分析が試みられた増田博士の調査からは，殿賀村において，杉ノ泊，鶺渡瀬，西調子，草尾，明ヶ谷（堀の対岸）の各地域で降雨

や紙切れの降下が確認されるなど、殿賀村の西調子以外の広範囲に「黒い雨」が降ったことが明らかになっている（甲A35の2の25～27頁）。

さらに、殿賀村の広範囲が、広島市が2010（平成22）年5月に公表した、広島市報告書（甲A9）で提示された「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っており、以下で述べる原告らの供述と併せ考慮すれば、殿賀村の広範囲に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したことは明らかである。

(3) 原告番号県9・[REDACTED]（甲B県9の1，2）

原告番号県9・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1936（昭和11）年[REDACTED]生まれで、1945（昭和20）年8月6日当時、原告は9歳で[REDACTED]国民学校4年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告が[REDACTED]国民学校の校庭を何人かで歩いている時、標高450～500mの山の方でピカッと光り、大きな音がして、すぐ雲がきのこ状に広がって、広銀と書いた封筒、焼け焦げた紙などのごみが空から飛んできており、その後、先生に帰れと言われ、原告が帰宅中に真っ黒になった雨に濡れて帰った。

以上より、原告が、「黒い雨」を浴び、当時の生活状況を考えると、「黒い雨」によって汚染された川水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

また、原告は、「黒い雨」の被爆後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現れた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載の通り、健康管理手当の支給対象となる水晶体混濁による視機能障害（白内障）、運動器機能障害（両側変形性膝関節症）を患っている（甲B県9の3，4）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(4) 原告番号県 1 2 ・ [REDACTED] (甲 B 1 2 の 1, 2, 原告本人調書)

原告番号県 1 2 ・ [REDACTED] (以下「原告」という。) は、1933 (昭和 8) 年 [REDACTED] 生まれであり、1945 (昭和 20) 年 8 月 6 日当時 11 歳で、[REDACTED] 国民学校の 6 年生だった。

そして、原告の供述によれば、原爆が広島に投下された 1945 年 8 月 6 日の朝は [REDACTED] 国民学校に登校し、朝の朝礼に参加していた。するとその朝礼の最中、広島市内 (市街地) の方向である [REDACTED] 山 [REDACTED] の方がピカッと光って地が揺れたような感じになったとのことである。広島の市街地の方向から閃光が来て地鳴りがしたという事実と、8 月 6 日の朝という事実からすれば、上記事実が広島市内で原爆を投下された際の出来事であるということは明らかである。

そして、原告は、原爆投下後、紙切れやら、いろいろなものが、空から飛んできた旨供述している。これは原爆の爆風等によって、広島市の市街地から紙片などが殿賀村まで飛んできたことを示す事実である。紙切れが飛んできたときの状況について、珍しい百円札が飛んできて女の子が百円札を拾って、男の子がそれをとって逃げたというという出来事や、広島市内にある竹屋小学校から疎開してきた生徒が「広島が焼けた、うちのお父ちゃんやお母ちゃんが死んだかも分かん」と言って泣いていたという当時の出来事を交えて話しており、具体的かつ迫真性のある供述であるといえる。

また、原告が「[REDACTED] から向こうに見えます野竹いうところの部落に山が見えるんです。その野竹いうところから向こうを見たら広島の市内の明かりが見えよつたんです。」と供述するように、殿賀村から猿彦山 (野竹) に登ると、昭和 20 年当時は、広島の市街地の明かりが見えるような位置関係にあり、広島の市街地の紙片が野竹を越えて殿賀村にやってくる、さらには黒い雨を降らせた雲が広島の市街地からやってくることも十分にありうる。

さらに、「黒い雨」の降雨状況について、原告は、学校近くの田圃に皆で草

取りに行くこととなり、そこで雨が降り出したと供述している。雨の状況については、「その雨が顔に流れてきたら黒くなって」と述べており、原告が浴びた雨が黒い雨であったと供述している。

原告は、黒い雨を浴びた後、「みんなタヌキのようになって言うたら、先生にタヌキとはどういうことかいうて、また罰を食うて雨の中ずっと立たされとったんです。」と、黒い雨で汚れた顔をタヌキと表現したことで先生に怒られたという当時のエピソードを供述しており、その具体性、迫真性から、草取り中に黒い雨を浴びたという点についてもやはり十分に信用ができる供述であるといえる。また、原告と同様の体験を、同級生であった原告番号県31 [REDACTED] [REDACTED]がその陳述書（甲B県31の1）において供述をしており、同人の供述は、原告の供述の信用性を裏付けている。

以上からすれば、別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載の通り、学校の朝の朝礼後に空から破れた紙、焼けた紙がたくさん飛んできて、原告は紙を拾いに行くなどしており、また、勤労奉仕で学校の少し上流の田の草取りに行き、草取りをしている最中、夕立のようにざーっと雨が降ってきて、雨を浴びて顔が真っ黒になりながらも草取りを継続する等していることから、原告が、「黒い雨」を浴び、また、当時の生活状況を考えると、「黒い雨」によって汚染された川水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

また、原告は、「黒い雨」の被爆後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現れた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載の通り、健康管理手当の支給対象となる細胞増殖機能障害（甲状腺癌）を患っている（甲B県12の3ないし5）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(5) 原告番号県31 [REDACTED] (甲B県31の1)

原告番号県31 [REDACTED] (以下「原告」という。)は、1933(昭和8)年 [REDACTED] 生まれで、1945(昭和20)年8月6日当時、12歳で [REDACTED] 国民学校6年生だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告が勤労奉仕で田の草取りをしていると、空から焼け焦げた紙切れがどんどん降ってきて、その後、真っ黒い雲が山の向こうからもくもくとのぼってきて、昼間とは思えないくらいに空一面が暗くなってきて、紙と一緒に雨がパラパラと降り出し、その雨が降りしきる中草取りを継続し、また、草取りの最中に「ユガヤ」(グワイのようなもの)を見つけては、田の水で洗って食べていたのであるから、原告が、「黒い雨」を浴び、また「黒い雨」によって汚染された食物を食べたりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、前述したように、原告の「黒い雨」を浴びた際の供述内容は、同じく [REDACTED] 国民学校の6年生だった原告番号県12 [REDACTED] の供述内容とほぼ一致しており、双方の供述内容の信用性を高めあっている。

また、原告は、「黒い雨」の被爆後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現れた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載の通り、健康管理手当の支給対象となる循環器機能障害(高血圧性心疾患)を患っている(甲B県31の2)。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

7 安野村(水内村宇佐・久日市の各地区を含む。)で被爆した原告らについて

当時の安野村(水内村宇佐・久日市の各地区を含む。)で被爆した原告ら38名の被爆状況及び健康状態等については、第20準備書面で主張したとおりであるが、ここでは、安野村全域に「黒い雨」が降り、放射性物質が降下した

こと、被告らの第13準備書面の認否（26頁～46頁）を踏まえても、各原告らは被爆者援護法1条3号に該当することを主張する。

(1) 安野村（水内村宇佐・久日市の各地区を含む。）全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと

1945（昭和20）年に行われた宇田技師らによる原爆被害調査において、当時の安野村（水内村宇佐・久日市の各地区を含む。）については、安野村の全域及び水内村の西部を除くほぼ全域が宇田雨域の小雨地域に含まれ、うち久地村及び戸山村に接している安野村の南側のごく一部地域及び水内村の南東部の一部地域のみ大雨地域とされている（甲A71の106頁第4図、第28準備書面別紙地図参照）。

そして、現行の被爆者援護制度は宇田雨域のうち大雨地域のみを健康診断の特例の対象としており、大雨地域に含まれている安野村の島木及び段原の各地区及び水内村の津伏、小原、井出ヶ原、矢流、草谷、古持、森、下井谷、門出口、木藤及び恵下の各地区が第1種健康診断特例区域に指定されているが、その余の安野村（水内村宇佐・久日市の各地区を含む。）の各地区は宇田雨域の小雨地域に含まれているにもかかわらず、援護対象外となっている（訴状別紙「被爆者の法区分」参照）。

このように、安野村（水内村宇佐・久日市の各地区を含む。）全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したことは明らかであるにもかかわらず、降った雨が大雨とされるか小雨とされるかによって、援護対象地域となるか否かを区別する合理的根拠は乏しいと言わざるを得ない。

以上と原告らの供述とを併せ考慮すれば、安野村（水内村宇佐・久日市の各地区を含む。）全域の広範囲に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したことは明らかである。

(2) 安野村大字穴（船場地区）で被爆した原告らについて

ア 原告番号市2・■■■■（甲B市2の1，2，原告本人調書）

原告番号市2・■■■■（以下「原告」という。）は，1942（昭和17）年■■■■生まれで，1945（昭和20）年8月6日当時は3歳だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり，原告は，母と■■■■妹と家にいたときにピカッとした光を目にし，その後，隣に住んでいた■■■■氏と河原に出ていたところ，空から焼けこげた紙切れのようなものが落ちてきたことから，これを拾い，そして，それから少ししてから辺りが真っ暗になり雨が降ってきたことから■■■■家まで戻り，その軒先で雨宿りをしていたところ，通りかかった姉■■■■に雨の中を連れて帰られ，着ていた服が黒くなった。

また，当時，原告の家は，養蚕業の他，畑で野菜などを作っており，畑で採れた野菜を食べ，飲み水などの生活水は井戸水に頼っていた。

以上のような被爆当時の状況からすれば，原告は，「黒い雨」を浴び，また，「黒い雨」によって汚染された井戸水や野菜を体内に取り込んだり，あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって，身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

なお，被告らは，原告が交付申請書（乙A2）には原爆投下時にいた場所として「自宅附近の河原」と記載しているので，原告の主張と交付申請書の記載に齟齬していると指摘する。しかし，被告らが指摘する交付申請書は，第1種健康診断受診者証の交付申請書であるところ，原告は，原爆投下時いた場所及び「黒い雨」が降ったときにいた場所のいずれの項目にも，「自宅付近の河原」と記載して「別紙」を付けており，その別紙には，「晴天の朝，山の向こうから真っ黒い雲がもくもくと沸き上がり，昼間というのにうす暗くなった。そのうち空から多くの黒いものがひらひら舞い降りてきた。隣家の■■■■さんと河原におり，砂地でその黒いものをそっと拾い集めた。・・・少し間をおき，

あたりが真暗になり急に大雨が降ってきたため・・・。」などと記載されているのであるから、別紙は原爆投下時の出来事ではなく、原爆投下後に降下物が降った状況や、雨が降った状況を述べているものであることは明らかである。この別紙の記載からすれば、原告は、ピカッと炸裂した瞬間のことではなく、その後の空から物が落ちてきたことや雨のことを記載していることは明らかであって、原告がそのような体験をした場所は「自宅付近の河原」であるという原告の供述は一貫している。被告らの指摘は交付申請書の全体を見ない枝葉末節のものと言わざるを得ない。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄に記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる細胞増殖機能障害（前立腺癌）、脳血管障害（脳梗塞）、水晶体混濁による視機能障害（左白内障）を患っている（甲B市2の3～5）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

イ 原告番号市5・■■■■（甲B市5の1，2）

原告番号市5・■■■■（以下「原告」という。）は、1940（昭和15）年■■■■生まれで、1945（昭和20）年8月6日当時は5歳だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄に記載のとおり、原告は、同じ船場の部落の子どもらと河原に出て渡し場で遊んでいたところ、空から紙の焼け残りといった黒い物が落ちてきたので、みんなでこれを拾い、その後、辺りが暗くなって、ザーザー降りの雨が降ってきたので、河原を出て家に帰ろうとするも、帰宅途中の家の軒先で雨宿りをしていたところ、通りかかった姉■■■■に雨に濡れながら連れて帰られ、着ていた服は黒くなった。

また、当時、原告の家では、養蚕業の他、畑で野菜などを作っており、畑で採れた野菜を食べ、飲み水などの生活水は井戸水に頼っていた。

以上のような被爆当時の状況からすれば、原告は、「黒い雨」を浴び、また、「黒い雨」によって汚染された井戸水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、その身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、水晶体混濁による視機能障害（両白内障）を患っている（甲B市5の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

ウ 原告番号市30・■■■■（甲B市30の1，2）

原告番号市30・■■■■（以下「原告」という。）は、1937（昭和12）年■■■■生まれで、広島に原子爆弾が落とされた1945（昭和20）年8月6日当時は8歳で、■■■■国民学校の2年生だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、船場の集落の子どもら10人くらいで、追崎向の谷ぞいに「むしお」を採りに行っていたところ、ピカッという光を目にし、もくもくと普通ではないような色の雲が山の向こうからどんどん上がっていくのが見えたため、家に帰ることとなったが、その帰宅途中、急に雨が降り出し、家に帰るまでにはびしょ濡れになり、服の白い襟に黒の斑点が着いた。また、その日、外に出ていると、空から紙のようなものが落ちてきているのを見たが、大人が拾ってはいけないというので拾わなかった。

当時、原告の家では、農業を営んでおり、畑で色々な野菜を作り、それを食べ、生活水は井戸水を利用していた。

以上のような被爆当時の状況からすれば、原告は、「黒い雨」を浴び、また、「黒い雨」によって汚染された井戸水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、その身体に放射線の影響

を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、運動器機能障害（変形性腰椎症）を患っている（甲B市30の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

エ 原告番号市31・■■■■■（甲B市31の1, 2）

原告番号市31・■■■■■（以下「原告」という。）は、1936（昭和11）年■■■■■生まれ、1945（昭和20）年8月6日当時は9歳、■■■■■国民学校の4年生だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、朝から追崎向の谷まで「むしお」を採りに行っていたところ、急にピカッと光り、辺りが暗くなって山の方から雲がもくもくと上がってきたことから、家に帰ることになり、途中、太田川沿いを歩いている雨がザーッと降ってきたので、濡れながら家に帰った。原告が着ていた白のシャツは油がついたように黒くなっていた。家に帰ってから、空から紙切れや焼けかけた襖（カラカミ）が落ちてくるのを見た。

当時、原告の家では、農業を営んでおり、畑で色々な野菜を作り、それを食べ、生活水は井戸水を利用していた。

以上のような被爆当時の状況からすれば、原告は、「黒い雨」を浴び、また、「黒い雨」によって汚染された井戸水や野菜を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、その身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、内分泌腺機能障害（甲状腺機能低下症、甲状腺癌術後）、運動器機能障害（骨粗鬆症）を患っている（甲

B市31の3)。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

オ 原告番号市32・[REDACTED] (甲B市32の1, 2)

原告番号市32・[REDACTED] (以下「原告」という。)は、1943(昭和18)年[REDACTED]生まれで被爆当時2歳であり、当時は[REDACTED] [REDACTED] 自宅で、父[REDACTED]、母[REDACTED]、姉[REDACTED] [REDACTED]の4人で生活していた。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、空から紙切れが降ってきたため、姉[REDACTED]に連れられ、近くの山まで拾いに行き、その途中で雨に当たり、肌や服が黒っぽくなった。

当時、原告の家では、飲み水は共同の井戸を使い、洗濯は近くの川を利用していた(甲市42の1)。

以上のような被爆当時の状況からすれば、原告は、「黒い雨」を浴び、また、「黒い雨」によって汚染された井戸水を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、その身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

なお、被告らは、原告の交付申請書(乙A32)と主張内容との齟齬を指摘するが、本裁判になって、代理人らから詳細な聴き取りを受けた結果、申請書に記載された事実をより具体的に主張することがあるのは当然のことである。原告は、「家の外で遊んでいた」という交付申請書の記載の具体的な内容として、「空から焼けた紙切れなどが降ってきた・・・近くの山まで拾いに行き、・・・黒っぽくなっていた。」という事実を主張するものであって、齟齬があるとは到底言えないのであるから、被告らの指摘は失当である。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、細胞

増殖機能障害（甲状腺癌）、運動器機能障害（変形性脊椎症）を患っている（甲B市32の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

カ 原告番号市33・■■■■（甲B市33の1，2）

原告番号市33・■■■■（以下「原告」という。）は、1934（昭和9）年■■■■生まれ、被爆当時10歳で、■■■■国民学校の5年生だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、朝から「むしお」採りに行っており、いつ、どこで体験したのかは明らかではないが、ピカッという光と大きな音を覚ええているほか、広島市内の方向から大きな入道雲ができ、雲の上が赤い色だったこと、「むしお」採り作業を終えて家に帰り、太田川で遊んでいたときに雨が降ってきた上、焼けた紙切れや布切れも降ってきて、着ていた白いシャツには黒い染みが着いていたことを覚えている。

当時、原告の家では、近くで採れた野菜を食べ、生活水としては太田川の水を使っていた。

以上のような被爆当時の状況からすれば、原告は、「黒い雨」を浴び、また、「黒い雨」によって汚染された川水を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、その身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

なお、被告らは、原告の交付申請書（乙A33）の記載と準備書面における主張との齟齬を指摘しているが、いわゆる近距離被爆者とは異なり、爆心地より相当距離の離れたところにいた原告らにおける被爆経験は、光や音もあるが、その主たるものは「黒い雨」であったり、空からの様々な降下物であることは明らかであり、原爆投下時にいた場所について、「黒い雨」や降下物を体験した場所を記載したとしても、なんら不思議なことではないし、不合理であるとも言えない。まして、本裁判になって、代理人らからの詳細な聴き取りにより、

申請書に記載のない項目についての事情や、記載のある事項であってもより細かな事情を主張するようになったとしても、これが不自然・不合理であり、その供述に信用性がないとは到底言えない。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、水晶体混濁による視機能障害（両白内障手術後）（甲B市33の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

キ 原告番号市34・[REDACTED]（甲B市34の1，2）

原告番号市34・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1934（昭和9）年[REDACTED]生まれで、被爆当時11歳、[REDACTED]国民学校5年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は追崎の向かいの谷沿いで「むしお」を採っていたところ、稲光のように光った後、ドーンという音を聞き、その後、帰宅することになったが、途中「黒い雨」が降り始め、濡れて帰った。帰ってから、姉と一緒に牛の餌にする草を刈っていたところ、焼けた紙や出席簿の表紙が空から降ってきた。

以上のような被爆当時の状況からすれば、原告は、原告は、「黒い雨」を浴び、また、当時の生活状況からすれば、「黒い雨」によって汚染された川水を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、その身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ている。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

ク 原告番号市42・[REDACTED]（甲B市42の1, 2）

原告番号市42・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1935（昭和10）年[REDACTED]生まれで、被爆当時10歳、[REDACTED]国民学校の4年生だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、朝から勤労奉仕のため、追崎の谷沿いまで「むしお」を採りに行っていたところ、突然ピカッと光り、大きな音がし、雨が降り始めたため「むしお」採取が中止となり、家に帰ることとなったため、濡れながら家へ帰った。家に帰ってから、空から焼け焦げた紙切れが降ってくるので、妹[REDACTED]や友達と近くの方までこれを拾いに行ったが、このときも雨は降っており、家に帰ると服に黒い染みのようなものが付いていたことから、母に怒られることとなった。

当時、原告の家では、飲み水は共同の井戸を使い、洗濯は近くの川を利用していた。

以上のような被爆当時の状況からすれば、原告は、「黒い雨」を浴び、また、「黒い雨」によって汚染された井戸水を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、その身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

なお、被告らは、原告の主張に関し、交付申請書（乙A42）に記載がないと指摘するが、本裁判になり、代理人より詳細な聴き取りの結果、具体的な事実が明らかとなったため、これを主張することは当然のことであり、矛盾があるとは言えないし、また、井戸水や川の水の利用については、そもそも申請書にこうした事情を記載する欄がないのであり、記載しないのがむしろ通常であって、原告の供述に不自然・不合理な点はないし、まして、信用性がないとは到底言えない。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、細胞増殖機能障害（甲状腺

癌)を患っている(甲B市42の3)。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

ケ 原告番号県11・■■■■ (甲B県11の1, 2)

原告番号県11・■■■■ (以下「原告」という。)は、1934(昭和9)年■■■■生まれで、被爆当時10歳、■■■■国民学校の5年生だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、■■■■国民学校の男子生徒5, 6人で川向こうの「タラゴ部落」へ渡り、「むしお」を採っていたところ、8時すぎにピカッと光り、4秒くらい後にドンという大きな音がしたことから、恐くなって船場の自宅へ帰ったが、しばらくすると、屋根や空き地に焦げた紙切れや領収書などが落ちてきて、そのうち雨がバラバラを降ってきて、着ていた半袖シャツに黒い斑点が付いたことから、黒い雨だと思った。

以上のような被爆当時の状況からすれば、原告は、「黒い雨」を浴び、また、当時の生活状況からすれば、「黒い雨」によって汚染された川水を体内に取り込んだり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、その身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

なお、被告らは、ピカッと光った時点につき、原告の主張と交付申請書(乙B11)の記載が齟齬していることを指摘するが、「8時過ぎ」と「8時15分」とで齟齬があるとは到底言えないことは明らかである。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、運動器機能障害(両手指変形性関節症)を患っている(甲B県11の3)。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(2) 安野村大字穴(澄合・早木・芦杉・本郷・修道の各地区)で被爆した原告ら

について

ア 原告番号市4・[REDACTED]（甲B市4の1－陳述書，2－地図）

原告番号市4・[REDACTED]（以下「原告」という。）は，1940（昭和15）年[REDACTED]生であり，被爆当時，5歳であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり，原告は，兄[REDACTED]と妹[REDACTED]
[REDACTED]の3人で母を呼びに芋畑まで行き，[REDACTED]芋畑から自宅に帰る途中，雨が降り出した。その日はとても暑かったので，原告は，家に着くと服を脱ぎ，外に飛び出して雨を浴びた。雨水が黒ずんでいたことは分かったが，原告は裸だったので後で洗い落とせば良い，と気にすることなく，雨を浴び続けた。芋畑から帰ってくる時に来ていた衣服を洗濯しても，衣服に付いた黒い雨の染みはなかなか落ちなかった。

当時，原告宅は生活用水として谷水を利用していた。黒い雨が降ってからも原告らは変わらずその他に水を利用していたし，黒い雨を浴びた芋や野菜を食べていた。

以上のような被爆当時の状況からすれば，原告が，「黒い雨」を浴び，また，「黒い雨」によって汚染された谷水を飲んだり，汚染された野菜等を食べたり，あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって，身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

そして，原告は，「黒い雨」被爆の後，別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており，現在は，「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり，循環器機能障害（狭心症）を患っている（甲B市4の3）。なお，原告が被爆当時一緒に生活していた家族10人のうち5人がガンにより死亡した。

よって，原告が，被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

イ 原告番号市56・[REDACTED] (甲B市56の1, 2)

原告番号市56・[REDACTED] (以下「原告」という。)は、1929 (昭和4)年[REDACTED]生まれであり、被爆当時16歳、[REDACTED]学校[REDACTED]3年生で、農業の手伝いもしていた。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、自宅近くの[REDACTED]広場で、麦の出荷準備の作業を見ていたところ、突然、閃光がピカッと光り、その後ドーンと大きな音がした。その後、空がだんだん真っ黒な雲でおおわれてきて、雨がパラパラと降り出した。原告は、濡れながら、200段以上の急な階段を走って、自宅に帰った。自宅に帰ったときは、白いブラウスが黒くよごれていた。また、雨と一緒に、焼け焦げた紙切れや封筒が飛んで来たので、拾ってみたりした。また、[REDACTED]工場へ徴用に行っていた[REDACTED]の世話をしたりした。

以上のような被爆当時の状況からすれば、原告が、「黒い雨」を浴び、また、当時の生活状況からすれば「黒い雨」によって汚染された谷水を飲んだり、汚染された野菜等を食べたり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、内分泌腺機能障害 (糖尿病) 及び循環器機能障害 (高血圧性心疾患) を患っている (甲B市56の3)。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

ウ 原告番号県1・[REDACTED] (甲B県1の1, 4～6, 原告本人調書)

原告番号県1・[REDACTED] (以下「原告」という。)は、1925 (大正14)年[REDACTED]生まれであり、被爆当時満20歳で、農業をしていた。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告が、 豊平線
県道の路上で叔父と立ち話をしていた時、青白い閃光が走って、地響きがする
ような大音響があった。その後、原告が太田川中河原に行ってみると、空から
焼けた紙切れが落ちてきた。千田町小学校の生徒の絵や会社の伝票があったの
を覚えている。その後、原告が田舎の百姓の習慣で家に帰って昼寝をし目を覚
ましたところ、父から大雨が降ったと聞かされた。

秋になって翌年の堆肥にするために毎日山に行って草刈りをしたが、葉っぱ
が黒っぽくなっていた。毎日やかんを持って行って、熊笹（甲B県1の6）を
火で炙って煎じて笹茶を飲んだりした。

この点、被告らから、原告本人尋問において、大雨が降ったのなら、昼寝を
していても目がさめるのではないかとの指摘があったが、原告宅は石州瓦であ
り、原告は2階で寝ていたのであるから、雨に気付くことはなかったとの供述
は十分に自然かつ合理的であり、被告らの指摘はあたらない。

以上のような被爆当時の状況からすれば、原告が、「黒い雨」によって汚染
された熊笹を煎じてお茶を飲んだり、あるいは当時の生活状況からすれば、汚
染された谷水や川水を飲んだり、汚染された野菜等を食べたり、あるいは汚染
された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けた
ことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記
載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、造血
機能障害（悪性貧血）及び運動器機能障害（両側変形性股関節症）を患ってい
る（甲B県1の2, 3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響
を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

エ 原告番号県6・ （甲B県6の1）

原告番号県6・ （以下「原告」という。）は、1942（昭和17）

だんと暗くなり夕方になったのかと思うほど暗くなって、雨が降りだした。その雨は、油っこい黒い雨だった。そのため、雨に降られて、身につけた着物は黒く染まり、後で洗濯しても黒い跡は落ちなかった。また、顔や手や足など衣服に覆われていないところは黒い雨に濡れて、黒くなっていた。また、その後、原告宅には爆心で被爆した3人の親族が避難してきたため、原告はこれらの看病をした。

以上のような被爆当時の状況からすれば、原告が、「黒い雨」を浴び、また、当時の生活状況からすれば「黒い雨」によって汚染された山水を飲んだり、汚染された野菜等を食べたり、被爆者を看病したり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、運動器機能障害（変形性腰椎症）を患っている（甲B県13の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

カ 原告番号県14・XXXXXXXXXX（甲B県14の1, 2）

原告番号県14・XXXXXXXXXX（以下「原告」という。）は、1940（昭和15）年XXXXXX生まれ、被爆当時4歳だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告が外に出てみると、南東の山頂から、黒い雲のような大きな黒煙の塊が現れ、ものすごい量の物が次々と飛ぶように吹き出し、山に降り落ちたので、原告はそれを取りに行き、拾ったりした。すると、曇っていた空がにわかになんて暗くなり、ポツリポツリと黒い雨が降りだした。雨は次第に強く降りだしたが、原告は、それでも濡れるのに任せて、しばらく山の上を見ていたので、びしょ濡れになって家に帰った。

以上のような被爆当時の状況からすれば、原告が、「黒い雨」を浴び、また、当時の生活状況からすれば「黒い雨」によって汚染された山水を飲んだり、汚染された野菜等を食べたり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、運動器機能障害（変形性腰椎症、両膝変形性関節症）を患っている（甲B県14の3、4）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

キ 原告番号県30・■■■■■（甲B県30の1）

原告番号県30・■■■■■（以下「原告」という。）は、1934（昭和9）年■■■■■生まれであり、被爆当時10歳で■■■■■国民学校5年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、勤労奉仕のため、■■■■■国民学校へ登校していたが、学校から自宅に帰る途中、それまでよく晴れていたのに、だんだん黒い雲がでてきて、空が暗くなり、曇がちぎれて焦げたようなものとか、紙切れなどが落ちてきた、加えて、パラパラと雨が降りだしたので、原告らは雨に濡れて帰った。上に着ていた肌着が雨に濡れてしまったが、肌着に黒い筋のようなものがついていました。

また、当時、原告宅では自然に流れる水を飲んで生活をしていました。

以上のような被爆当時の状況からすれば、原告が、「黒い雨」を浴び、また「黒い雨」によって汚染された水を飲んだり、汚染された野菜等を食べたり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記

載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、内分泌腺機能障害（糖尿病）を患っている（甲B県30の2）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(3) 安野村大字坪野（澄合・宇佐地区），水内村大字下（宇佐・久日市）で被爆した原告らについて

ア 原告番号市16・[REDACTED]（甲B市16の1，2）

原告番号市16・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1942（昭和17）年[REDACTED]生まれで、原子爆弾投下当時3歳だったので、当時の記憶はほとんどなく、以下の被爆状況は、母や姉から聞いたことである。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、田んぼで仕事をす
る母と祖母の近くで妹[REDACTED]の子守をして遊んでいたところ、雨が降ってきたので、妹を連れて家に帰った。帰宅後、雨に濡れてしまっていたので、着替えをした。また、原告は、その日、家の前の芋畑に紙のようなものが空から舞いながら落ちてくるのを見た記憶がある。

当時、原告宅では、田んぼで作った米や麦や野菜を食べていた。裏山で筍や山菜を取ったり、川で魚やうなぎを採って食べたりしていた。また、裏山から水を引いて、風呂水や飲料水として使っていた。

以上のような被爆当時の状況からすれば、原告が、「黒い雨」を浴び、また「黒い雨」によって汚染された水を飲んだり、汚染された野菜等を食べたり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、細胞増殖機能障害（甲状腺腫瘍（悪性））及び水晶体混濁による視機能障害（白内障）を患っている（甲B市16の3，4）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

イ 原告番号市18・[REDACTED]（甲B市18の1，2）

原告番号市18・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1943（昭和18）年[REDACTED]生まれで、原爆投下当時2歳[REDACTED]であり、以下の被爆状況は、姉[REDACTED]から聞いたことである。。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、姉と、自宅近くの田んぼに草取りに出ていた祖母と母について行き、姉と遊んでいたところ、雨が降り始めたので、姉と一緒に家に戻った。なお、原告は、ヒラヒラと空から物が降ってくるのを見たことは、記憶に残っている。

当時、原告宅では、田んぼで作った米や野菜を食べていた。裏山で山菜を取ったりして食べたりしていた。また、裏山から水を引いて、風呂水や飲料水として使っていた。

以上のような被爆当時の状況からすれば、原告が、「黒い雨」を浴び、また「黒い雨」によって汚染された水を飲んだり、汚染された野菜等を食べたり、あるいは汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、循環器機能障害（高血圧性心疾患）を患っている（甲B市18の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

ウ 原告番号市36・[REDACTED]（甲B市36の1，2）

原告番号市36・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1941（昭和16）年[REDACTED]生まれであり、1945（昭和20）年8月6日当時、4歳で

で遊んでいたところ、焼けた新聞の切れ端みたいなものが空から降ってきた。その後、川で現在の津伏橋のあたりで遊んでいると、急に雨が降ってきたので、雨宿りをしたが、やみそうもないので、宇佐の方に泳いで川を渡り、雨に濡れながら家に帰った。シャツは油を油を含んだ感じになっており、色も墨汁を垂らしたような灰色になっていた。

食べ物については、畑で採れた菜っ葉、とうきび、さつまいも、栗、そして母が山で採ってくる山菜を食べていた。飲み水は、もっぱら裏山から引いてくる水を生活用水として使っていた。

以上のとおり、原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された食べ物、水を摂る生活をしていたのであるから、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる脳血管障害（虚血性脳血管障害）を患っている（甲B市37の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

オ 原告番号市43・[REDACTED]（甲B市43の1，2）

原告番号市43・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1935（昭和10）年[REDACTED]生まれで、原爆投下当時10歳、[REDACTED]国民学校の5年生だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、当日[REDACTED][REDACTED]授業を受けていたが、原爆投下後、先生の指示で自宅に帰った。家に帰ってしばらくして雨が降ってきた。また、紙や障子の棧、新聞や畳の焼け残り、看板の焼け端などが飛んできた。原告は、山や川、田んぼや畑に黒い雨が降る中を友達と拾い集めて、村会議員の家に持って行った。家に帰ると母から

「油のようなものが服について。いつこんなに汚して。」と言われた。

また、原告は、広島市内で被爆し自宅で療養していた■を便所に連れて行ったり、風呂に入れたり、衣服の着替え、傷の手当てなどで救護の手伝いをした。

当時、原告宅では、畑で作った芋やよもぎ、どろどろび、山の木の葉っぱなどを採って粉にしたもの、川で釣った稚魚など調味料もなく煮炊きして食べていた。

以上のとおり、原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された食べ物、水を摂る生活をし、被爆した兄を看病する生活をしていたのであるから、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となるを患細胞増殖機能障害（上行結腸癌、下行結腸癌、前立腺癌）及び内分泌腺機能障害（糖尿病）っていた（甲B市43の3）が、2018年（平成30年）■
■，死亡し、2019年（平成31年）3月11日付けで、■
■が、訴訟受継の申立てを行っている。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

カ 原告番号県5・■（甲B県5の1，2）

原告番号県5・■（以下「原告」という。）は、1942（昭和17）年■生まれで、原爆投下当時3歳だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、被爆当時3歳だったので、具体的なことはほとんど覚えていないが、空から紙が降ってきたことについては、あまりに特殊な出来事だったので記憶に残っている。また、中学生くらいの頃、母が言いにくそうに「あんたも黒い雨を浴びたんよ」と原告に

話してくれたことがある。また、兄 [REDACTED] から、兄が自宅からほど近い太田川で水遊びをしていた時、突然灰色で油のような雨が降ってきたとのことである。

原告の実家の生活用水は、山から流れてくる水だった。飲み水はもちろん、食材を洗ったり、服の洗濯もすべてその山からの水を利用していた。黒い雨が降った直後も、山から流れてくる水を利用した。

以上のおり、原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された食べ物、水を摂る生活をしていたのであるから、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のおり、健康管理手当の支給対象となる水晶体混濁による視機能障害（両眼白内障）及び運動器機能障害（変形性脊椎症、骨粗鬆症）を患っている（甲B県5の3、4）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

キ 原告番号県29・[REDACTED]（甲B県29の1）

原告番号県29・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1931（昭和6）年 [REDACTED] 生まれであり、1945（昭和20）年8月6日当時、14歳で [REDACTED] 高等科2年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のおり、原告は、学校から帰宅後外で遊んでいると、空から焼け焦げた紙切れが落ちてきた。紙切れを拾っているうちに雨が降り始め、白い服に点々と黒い跡がついた。原爆投下当日、原告宅に直爆した被爆者が立ち寄ったので、原告は避難してきた被爆者に接していた。

また、原告宅では、地元の野菜、山野で取れるものを食べ、井戸水を飲んでいた。

以上のとおりであるから、原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された食べ物、水を摂る生活をしていたのであるから、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる運動器機能障害（両側変形性膝関節症、両側変形性肩関節症）を患っている（甲B県29の2）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(4) 安野村大字坪野（坪野・光石地区）で被爆した原告らについて

ア 原告番号市53・■■■■（甲B市53の1）

原告番号市53・■■■■（以下「原告」という。）は、1933（昭和8）年■■■■生まれであり、1945（昭和20）年8月6日当時、12歳で■■■■国民学校6年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告が筒賀村吉ヶ瀬で「むしお」を採っていたところ、坪野の方面から空が夜のように真っ暗になり、しばらくして黒い雨が降り始めたので、原告は雨にぬれながら走って向光石（むかいみついし）の吊り橋を渡って津浪地区の杉か檜の林の中に入って雨宿りをした。その後、空が明るくなってから■■■■国民学校に寄って、原告は自宅へ帰った。

以上のとおり、原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された地域で生活をしていたのであるから、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象と

なる細胞増殖機能障害（胃癌術後），内分泌腺機能障害（糖尿病），循環器機能障害（高血圧性心疾患）を患っている（甲B市53の2）。

よって，原告が，被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

イ 原告番号市54・■■■■（甲B市54の1）

原告番号市54・■■■■（以下「原告」という。）は，1939（昭和14）年■■■■生まれであり，1945（昭和20）年8月6日当時，5歳で未就学の幼児であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり，原告は弟■■■■と一緒に遊びに外へでて■■■■農道で遊んでいると，焼け焦げた紙切れが降ってきて，その後，空が真暗くなってポツポツと泥みたいな雨が降り始め，途中でザーと激しい雨になり，履いていた草履やブラウスがぐちゃぐちゃになり，泥みたいな色がついた。

以上のとおり，原告は，「黒い雨」を浴び，「黒い雨」によって汚染された地域で生活をしていたのであるから，身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお，原告は，「黒い雨」被爆の後，別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており，現在は，「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり，健康管理手当の支給対象となる内分泌腺機能障害（糖尿病）を患っている（甲B市54の4）。

よって，原告が，被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

ウ 原告番号市55・■■■■（甲B市55の1）

原告番号市55・■■■■（以下「原告」という。）は，1936（昭和11）年■■■■生まれであり，1945（昭和20）年8月6日当時，9歳で■■■■国民学校4年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は外で遊んでいると、ドーンという大きな音の後、紙の燃えかすが数え切れないほど降ってきた。原告が、その後も外で遊んでいると、空が暗くなって雨が降ってきた。雨に濡れた手にポタポタと黒い点がついたが、黒い雨が降る中、原告は遊び続けた。

以上のとおり、原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された地域で生活をしていたのであるから、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる循環器機能障害（動脈硬化性心疾患）、水晶体混濁による視機能障害（両目白内障術後）を患っている（甲B市55の2、3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

エ 原告番号市57・■■■■（甲B市37の1、2）

原告番号市57・■■■■（以下「原告」という。）は、1934（昭和9）年■■■■生まれであり、1945（昭和20）年8月6日当時、11歳で■■■■国民学校6年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、「むしお」を採りに加計町大字津浪の「あさで」の谷沿いを登って行く途中で、ピカッと光り、地響きがするような大きな音がした。その後、だんだんとあたりが薄暗くなり雨が降ってきたので、トンネルで雨宿りをしていたが、黒い雨の降る中を帰宅し、帰るまでに黒い雨でびしょびしょになった。その後、原告は、山や畑に飛んできた紙切れ等を妹達と拾ってあそんでいた。

黒い雨が降った後、原告は、黒い雨が降った畑のトマトやきゅうりを食べ、黒い雨が降り注いだ川で毎日泳いでいた。お風呂の水もその川の水を汲んで使っていた。

以上のとおり、原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された野菜を食べたり、汚染された水を生活用水として使うなどしていたのであるから、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる運動器機能障害（腰部脊柱管狭窄症）を患っている（甲B市57の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

オ 原告番号県15・[REDACTED]（甲B県15の1, 2）

原告番号県15・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1935（昭和10）年[REDACTED]生まれであり、1945（昭和20）年8月6日当時、10歳で[REDACTED]国民学校3年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、学校から[REDACTED]砂ヶ瀬（ごみがせ）に採りに行く途中のトンネルを歩いている時に、ピカッと光り、地響きするような大きな音がした。どうしたんだろうかと話をしているうちに空一面から焼け焦げた紙切れが大量に落ちてきて、空が暗くなった。その後、夕立のようにザーザーと黒い雨が降り始めたので帰宅したが、長い道のりのため、帰るまでに黒い雨でびしょびしょになった。

原告は、黒い雨が降った後、黒い雨がついた畑のトマトやきゅうりを食べたり、黒い雨が降り注いだ川で毎日泳いでいた。お風呂の水もその川の水を汲んで使っていた。

以上のとおり、原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された野菜を食べたり、汚染された水を生活用水として使うなどしていたのであるから、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたこと

は明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる腎臓機能障害（慢性腎不全）を患っている（甲B県15の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

カ 原告番号県16・[REDACTED]（甲B県16）

原告番号県16・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1939（昭和14）年[REDACTED]生まれであり、1945（昭和20）年8月6日当時、5歳で未就学児であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は一人で自宅の母屋と納屋の間の空き地で遊んでいたところ、ドーンと突然大きな音がした。しばらくして、太田川の向こう（広島方面）の山の上空から黒い雲が上がり、沢山の焼け焦げた紙切れや小学校のテスト用紙などが飛んできた。その後、黒い雨が降り始め、原告が雨に濡れ、雨に濡れたシャツが黒ずんでいた。

原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された地域で生活をしていたのであるから、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる細胞増殖機能障害（膀胱癌）を患っている（甲B県16の2）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

キ 原告番号県 17・[REDACTED] (甲県 17 の 1)

原告番号県 17・[REDACTED] (以下「原告」という。) は、1942 (昭和 17) 年 [REDACTED] 生まれであり、1945 (昭和 20) 年 8 月 6 日当時、2 歳で未就学児であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は [REDACTED] 農道で、姉 [REDACTED] と一緒に遊んでいたところ、色々な紙が空から降ってきて、ポツポツと雨が降り始め、途中からザーザーと雨が降り出した。姉の [REDACTED] 着ていた白いシミーズには黒い点々がたくさんついていたが、原告は、その後も、雨の中でずっと遊んでいた。

以上のとおり、原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された地域で生活をしていたのであるから、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11 障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる内分泌腺機能障害 (糖尿病)、循環器機能障害 (高血圧性心疾患) を患っている (甲 B 県 17 の 2)。

よって、原告が、被爆者援護法 1 条 3 号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

ク 原告番号県 18・[REDACTED] (甲 B 県 18 の 1, 原告 [REDACTED] 本人調書)

原告番号県 18・[REDACTED] (以下「原告」という。) は、1936 (昭和 11) 年 [REDACTED] 生まれであり、1945 (昭和 20) 年 8 月 6 日当時、9 歳で [REDACTED] 国民学校 3 年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、[REDACTED] 国民学校の [REDACTED] グラウンドで作業をしていたところ、原爆投下から 1 時間から 2 時間程すると、紙切れや焦げた紙幣、布などが降ってきて、空も曇り始めた。原告がまだ校舎内にいた午後 2 時頃、雨が降り始めた。雨が降っている中、原告

は家まで7, 8分歩いて帰ったが、服はびしょ濡れになり、着物が黒ずんでいた。

食べ物については、原爆投下後も、自分たちの田畑で作ったものを食べ、また、魚は近くの太田川でとって食べていた。水は家にあった井戸からとっていた。

以上のとおり、原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された野菜、魚、井戸水を摂っていたのであるから、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載のとおり、高血圧症を患っていたが、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる循環器機能障害（急性心筋梗塞）によって、2018年（平成30年）[redacted]死亡し（甲B県18の2）、同年10月5日、[redacted]が訴訟手続を継した。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

ケ 原告番号県19・[redacted]（甲B県19の1）

原告番号県19・[redacted]（以下「原告」という。）は、1932（昭和7）年[redacted]生まれであり、1945（昭和20）年8月6日当時、13歳で[redacted]高等科2年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、原爆投下時、八幡神社横の小道で「むしお」を採っていた。「むしお」採りを続けていた午前中、数時間程度経ってから、空が曇り始めた。また、空から焼け焦げた紙切れなどが落ちて来た。その後、「むしお」採りをしている間に、雨が降り始めた。この時着ている衣服が黒い点点がべっとりついていていた。

原告は、食べ物については、自分たちで作っていた農作物、配給されたものを食べていた。近くの川でとった魚を食べることもあった。水は、家のそばの谷水を飲料に使っていた。

以上のとおり、原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された農作物、魚、谷水を摂っていたのであるから、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる脳血管障害（右放線冠脳梗塞）、水晶体混濁による視機能障害（白内障）を患っている（甲B県19の2）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

コ 原告番号県20・■■■■■（甲B県20の1，原告本人調書）

原告番号県20・■■■■■（以下「原告」という。）は、1937（昭和12）年■■■■■生まれであり、1945（昭和20）年8月6日当時、8歳で■■■■■国民学校2年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原爆投下時、■■■■■国民学校の芋畑の草取りをしていた。下校の指示を受けて下校途中、新聞紙や本の切れ端などの無数の紙切れが降ってきた。昼前頃に帰宅して昼食をとった後、畑仕事を手伝っていると、北東の太田川沿いの山の空が暗くなり雨が降り始めたので、家に帰ったが、雨に濡れた。シャツが黒く染まって洗濯しても取れないと、後日母が言っていた。

食べ物は、自分の田畑で作ったものを食べていた。太田川で捕った魚も食べていた。水は家の庭にあった井戸から飲料水を取っていた。

原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された農作物、魚、井戸水を摂っていたのであるから、身体に放射線の影響を受けたことを否定でき

ない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる細胞増殖機能障害（早期胃癌、早期食道癌）を患っている（甲B県20の2）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

サ 原告番号県21 ■■■■■（甲B県21の1、2）

原告番号県21・■■■■■（以下「原告」という。）は、1933（昭和8）年■■■■■生まれであり、1945（昭和20）年8月6日当時、12歳で■■■■■国民学校高等科1年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、原爆投下時、「むしお」を採りに自宅の北側の山道に入り歩き始めていた。その後、空が急に黒く曇り始め、焼け焦げた紙切れが少し落ちてきた。原告が山へ行くのをやめて、原告の自宅の縁側にいたところ、雨が降り始め、また、紙も一緒に落ちてきた。原告は雨に濡れながら洗濯物を取り込む手伝いをした。その後、雨は大降りになったり、小降りになったり、少しやんだりしながら、午後2時ころまで雨が降っていた。また、雨が止んでからも紙類がいろいろを飛んできた。

また、食糧確保のために農地を耕作していた。

原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された農作物を摂っていたのであるから、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる脳血管障害（小脳梗塞）を患っている（甲B県21の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

シ 原告番号県22・■■■■ (甲B県22の1, 2)

原告番号県22・■■■■ (以下「原告」という。)は、1924(大正13)年■■■■生まれであり、1945(昭和20)年8月6日当時、21歳で農業をしていた。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、原爆投下時、家の畑で草取りをしていた。空から紙きれが飛んできて、草取りを続けていたところ、黒い雨が降ってきた。原告は家に帰って、干していた洗濯物を家の中に入れた。着ていた服にも雨がかかり、黒くなった。

原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された野菜を食べたりしていたのであるから、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる内分泌腺機能障害(糖尿病)、循環器機能障害(虚血性心疾患)を患っている(甲B県22の3)。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

ス 原告番号県23・■■■■ (県甲23の1, 2)

原告番号県23・■■■■ (以下「原告」という。)は、1942(昭和17)年■■■■生まれであり、1945(昭和20)年8月6日当時、3歳で未就学児であったため、被爆時のことはほとんど記憶にないが、父から以下のように聞いている。。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、家の前で遊んでおり、原告の家の近くでもその日に雨が降った。

なお、原告宅では、田では米を作り、畑では、麦、いも、その他色々な野菜を作っており、採れたものを家族で食べていた。また、家には井戸があり、井戸水を生活用の水として使っていた。

以上のとおり、原告は、「黒い雨」を浴びた地域に住み、「黒い雨」によって汚染された農作物、井戸水を摂っていたのであるから、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる運動器機能障害（頰椎症性神経根症、両変形性膝関節症）を患っている（甲B県23の3、4）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

セ 原告番号県24・[REDACTED]（甲B24の1、2）

原告番号県24・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1939（昭和14）年[REDACTED]生まれであり、1945（昭和20）年8月6日当時、5歳で未就学児であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は家の中にいた。その後、原告が家から広島方向の山の方を何気なく見ていると、真っ黒い雲が立ち上っているが見え、空から紙切れが舞うように落ちてきたので、原告は、[REDACTED]
[REDACTED]国民学校の校庭に拾いに行った。そして、紙切れが降ってきた。

自宅の田畑では、米や麦、白菜、ホウレンソウなどの野菜、さつまいも等を作っており、家族は家で採れたものを食べていた。また、原告の家の裏の山の湧き水を飲み水などの生活水として利用していた。

以上のとおり、原告は、「黒い雨」を浴びた地域に住み、「黒い雨」によって汚染された農作物、井戸水を摂っていたのであるから、身体に放射線の影響

を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる内分泌腺機能障害（糖尿病）、循環器機能障害（虚血性心疾患、高血圧性心疾患）を患っている（甲B県24の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

ソ 原告番号県27・■■■■■（甲B県27の1）

原告番号県27・■■■■■（以下「原告」という。）は、1936（昭和11）年■■■■■生まれであり、1945（昭和20）年8月6日当時、9歳で■■■■■国民学校4年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、原爆投下時、採草をしながら、吉ヶ瀬から筒賀村に入り、向光石に差し掛かったころだった。食草採取は直ちに中止になり、学校の校庭に集合していたところ、空からたくさんの紙などが落ちてきた。また、坪野の方の空がどんよりと曇ってきて、雨が降り始めた。友達や自分の白いシャツに黒っぽいしみがついており、雨の色は黒色だった。雨脚は強くなく、30分程度で止んだ。その後、毎日のように遊んでいた太田川へ泳ぎに行った。

原告宅では自宅の水路で米を研ぐなど、水路の水を生活用水として利用していた。

以上のとおり、原告は、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された水を使っていたのであるから、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる腎臓機能障害（尿管結石性腎盂腎炎）を患っていたが（甲B県

27の2), 2019年(平成31年) [REDACTED] 死亡し, [REDACTED]

[REDACTED] が訴訟手続を受継した。

よって, 原告が, 被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

8 筒賀村

(1) はじめに

当時の筒賀村で被爆した原告ら2名(原告番号県25, 県26)の被爆状況及び健康状態については, 第21準備書面で主張したとおりであるが, ここでは, 原告ら2名が被爆当時在住していた箇所を含む筒賀村の広範囲に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと, 被告ら第13準備書面の認否(46～47頁)を踏まえても, 各原告らは被爆者援護法1条3項に該当することを主張する。

(2) 筒賀村の広範囲に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと

1945(昭和20)年に行われた宇田技師らによる原爆被害調査において, 筒賀村のほぼ東側に位置する佐伯郡水内村久日市で「黒い小雨がバラバラ降り, 油かと思った。30-60分降った。50銭札の束などが飛んできた。」という供述が, また筒賀村のほぼ北側に位置する殿賀村西調子で「大粒の雨がばらばら降った。雷鳴もした。紙片が飛んできた。」という供述が, それぞれ得られている(原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の8頁「体験談聴取録番号」欄111, 112, 同体験場所地図2参照)ことから, これらの供述をもとに, 当時の筒賀村の大字中筒賀近辺は宇田雨域の小雨地域となっているが, その余の地域は小雨地域外となっている(甲A71の106頁第4図, 第28準備書面別紙地図参照)。

しかし, 筒賀村については宇田技師らによる調査が全くされていないのであるから, 宇田技師らの調査をもって筒賀村の小雨地域外の地域を「黒い雨」雨域外とすることは不当である。

増田博士の調査では筒賀村の大字中筒賀以外の地域でも雨が降ったとの結果が得られていること（甲A35の2の26，29～32頁），「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも筒賀村の広範囲が入っていること，そして以下に述べる原告らの供述から，筒賀村の広範囲に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したことは明らかである。

(3) 原告番号県25・[REDACTED]（甲B県25の1，原告本人調書）

原告番号県25・[REDACTED]（以下「原告」という。）は，1938（昭和13）年[REDACTED]生まれで，被爆当時7歳，[REDACTED]国民学校1年生であった。

別紙原告一覧表「被爆状況」欄記載のとおり，原告が母と妹と一緒に隣家の庭にいたときに，突然山がピカッと光り，大きな音を聞いた後，空が赤く染まったり黒いけむりのような色に染まったりし，空一面から焼け焦げた紙切れや焼け焦げた物が落ちてきた。その後，原告が畑に行っていたときに雨が降り始め，母が洗濯物をしまいに家に戻った。黒い雨が降った後，自宅の庭に干してあった洗濯物が黒くぬれていた。

また，自宅周辺の畑の野菜もぬれて黒くなっていた。その黒い雨がついた畑の野菜を食べ，黒い雨が降り注いだ川で毎日泳いでいた。お風呂の水もその川の水を汲んで使っていた。飲み水は山から水を引いて使っていた。

したがって，原告が，「黒い雨」を浴び，「黒い雨」によって汚染された水を飲んだり野菜を食べたりすることによって，身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

この点，被告らは，原告の交付申請書（乙B25）に黒い雨のことが書いていないことを指摘する。しかし，原告が被爆当日のことで最も鮮明に覚えていることはピカッと光ったり物が落ちてきたことであり，だからその出来事を申請書に書いたというにすぎない。雨については母が洗濯物を仕舞いに行くからと行って自宅に戻ったので覚えているが，ピカッと光ったことや空から物が落ちてきたことに比べれば衝撃的なことではなかったので，書かなかつたに過ぎな

9 加計町

(1) はじめに

当時の加計町で被爆した原告ら5名（原告番号県2，県3，県7，県8及び県10）の被爆状況，健康状態，及び加計町の広範囲に「黒い雨」が降ったことについては，原告ら第29準備書面で主張したとおりであるが，ここでは，被告らの第13準備書面の認否（51～53頁）を踏まえても，各原告らは被爆者援護法1条3号に該当することを主張する。

(2) 加計町の広範囲に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと

加計町については，宇田技師らの原爆被害調査での調査結果はないが，原告ら第29準備書面3頁で指摘したように，加計町の周辺に位置する安野村澄合，安野村宇佐，水内村久日市，都谷村長笹，殿賀村西調子において，黒い雨や紙片・ソギ板が降った旨の供述が得られていることから，これらの供述を踏まえ，当時の加計町の南半分が宇田雨域の小雨地域の北限とされ，北半分は小雨地域外とされている。

しかし，加計町については宇田技師らによる調査が全くされていないのであるから，宇田技師らの調査をもって加計町の小雨地域外の地域を「黒い雨」雨域外とすることは不当である。

むしろ，原告ら第29準備書面で詳述したとおり，『広島原爆戦災誌第四巻』には，「爆発の閃光・音響・衝撃を感じたあと，しばらくして，太田川の下流方向にあたる南方の山上に，キノコ型の雲が湧きあがるのが，加計町一帯から望見された。これが午前八時二十分から三十分ころまでのことで，山から田から皆驚いて家路に帰ったという。そのキノコ型の雲が崩れるにつれて，快晴の夏の朝であった加計町一帯が，急に異様な暗さにつつまれたから，人々は不審に思った。炸裂後二，三時間たったころ，大つぶの油まじりのような雨が降って来た。白い衣服は，この雨に濡れてみな黒い斑点で汚れた。また，この時間ごろ，加計町方面一帯にかけて，広島市から舞いあがったいろいろの物が飛ん

で来た。帳簿のページ切れ・伝票類・電車の切符・その他の紙片や、屋根のソギの破片などが、なかには一部焦げて欠けた形のものもまじって、たくさん落下してきた。」と、加計町一体においても降雨や降下物があったことを示す具体的な事実が記録されていること、増田博士の調査では加計町一帯に黒い雨が降ったとの結果が得られていること（甲A35の2の21～23頁）、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも加計町の広範囲が入っていること、そして以下に述べる原告らの供述から、加計町の広範囲に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したことは明らかである。

(3) 原告番号県2・[REDACTED]（甲B県2の1, 2）

原告番号県2・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1932（昭和7年）[REDACTED]生まれ、被爆当時13歳、[REDACTED]国民学校6年生だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、[REDACTED]公民館で草取りの勤労奉仕をしていたところ、ピカッと光り、地鳴りがして振動を感じた後、すぐ同公民館近くにあったセキトウ河原と呼ばれていた丁川（ようろがわ）の[REDACTED]国民学校指定の遊泳場に行き、多くの子どもらと泳いでいたところ、午前中のうちに急に暗くなり雨が降ってきたので河原にあがると、シャツに黒い筋がついており、驚いて家に帰った。

当時、原告の家は、農業を営んでいたことから、採れた作物を食べていたことは明らかである。

また、当時、原告と一緒に丁川で水泳したことが確認できた原告を含む6名

[REDACTED]のうち、原告は昨年未癌で死亡し、[REDACTED]は平成2年に肺癌で死亡、[REDACTED]は平成17年に胃癌で死亡した。また、[REDACTED]も昭和48年に鼻血が止まらず出血多量で危篤状態になり、平成24年に突発性間質性肺炎等で死亡し、[REDACTED]も平成21年に白血病を診断され[REDACTED]病院に1年半隔離入院したり、平成23年に鼻血が止まらず出血多量となったりしたものの一

命を取り留めていたが、平成24年に交通事故で死亡した。唯一生存している
[REDACTED]も、後述のとおり、前立腺癌を患う等している。

以上のような被爆当時の状況や同じ場所で黒い雨を浴びた6名のその後の健康状態等からすれば、原告は、「黒い雨」を浴びたことによるほか、原爆の原子雲に含まれ、降下してきた放射性微粒子に曝され、また、これらの放射性微粒子を含んだ食べ物を摂取してきたのであるから、その身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、細胞増殖機能障害（悪性黒色腫、転移性肝がん）を患っていたが、2018年（平成30年）
[REDACTED]、死亡し（以上、甲B県2の3）、2019年（平成31年）3月8日、
[REDACTED]が訴訟手続を受継した。。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(4) 原告番号県3・[REDACTED]（甲B県3の1，2）

原告番号県3・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1937（昭和12）年
[REDACTED]生まれで、被爆当時8歳で、[REDACTED]国民学校の2年生だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、丁川（ようろがわ）の淵と呼ばれる
[REDACTED]国民学校の指定水泳場に、友達5人
[REDACTED]

[REDACTED]と泳ぎに行っていたところ、広島市内の方から雲がもくもくと上がってくるのを見、その後、突然雨が降り始め、大雨になったので河原に上がり服を着てみると、皆の顔についた雨粒が黒ずんでおり、服も黒ずんでいた。その後、家に帰り、山に紙切れが落ちていたので、それを拾いに行った。なお、一緒に泳ぎに行っていた友達らのその後の健康状態については、前記(3)で述べ

たとおりである。

当時、原告の家では、農業を営んでおり、また、生活水は谷からの水を利用して
していた。

以上のような被爆当時の状況や同じ場所で黒い雨を浴びた6名のその後の健康状態等からすれば、原告は、「黒い雨」を浴びたことによるほか、原爆の原子雲に含まれ、降下してきた放射性微粒子に曝され、また、これらの放射性微粒子を含んだ食べ物や水を摂取してきたのであるから、その身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、運動器機能障害（変形性脊椎症）を患っている（甲B県3の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(5) 原告番号県7・[REDACTED]（甲B県7の1）

原告番号県7・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1928（昭和3）年[REDACTED]生まれ、被爆当時17歳であり、[REDACTED]学校の3年生だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、朝8時ころからの学校の朝礼に出ていたところ、突然、ドンという音が響き、広島の方から立ち上る煙のようなものを見、学校からの退避指示に従い、学校近くの林に避難した。すると、急に空が曇り、空から紙の焼け焦げたようなものがパラパラと落ちてきた。午前9時すぎころ、その日の実習が開始されることになり、近くの果樹園に移動して作業していたところ、雨がパラパラと降ってきて、着ていた白いシャツに黒い斑点が付いたが、作業を継続し、黒い雨に濡れた梨を食べた。

原告は当時、[REDACTED]実家を離れて寄宿舎生活であったが、週末には実家に戻っており、寄宿舎では実習で収穫したものを食べ、実家は百姓をしていたため、実家でも家で採れたものを食べて暮らし、また、実家では、

裏の山からの湧き水を生活水として利用していた。

以上のような被爆当時の状況等からすれば、原告は、「黒い雨」を浴びたことによるほか、原爆の原子雲に含まれ、降下してきた放射性微粒子に曝され、また、これらの放射性微粒子を含んだ食べ物や裏の山からの湧き水を摂取してきたのであるから、その身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、造血機能障害（再生不良性貧血）・運動器機能障害（変形性膝関節症）を患っている（甲B県7の2）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(6) 原告番号県8・■■■■■（甲B県8の1，2）

原告番号県8・■■■■■（以下「原告」という。）は、1931（昭和6）年■■■■■生まれ、被爆当時13歳であり、当時の■■■■■国民学校高等科2年生だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、国民学校高等科の先生の引率により、寺尾部落で草刈の勤労奉仕をしていたところ、広島の上空にB29が飛んできたのを見、これが見えなくなってしばらくすると、大きな音がした。その後、黒い煙が上がって空が真っ黒になり、大量の紙切れや電車の切符の燃えカスが降ってきた。また、しばらくすると、今度は灰色の雨が降ってきたが、涼しくなってよいと思い、そのまま1時間30分くらい草刈を続けた。

原告の家には、水道も井戸もなかったことから、生活水は、すべて山の谷水を使っていた。

以上のような被爆当時の状況等からすれば、原告は、「黒い雨」を浴びたこ

とによるほか、原爆の原子雲に含まれ、降下してきた放射性微粒子に曝され、また、これらの放射性微粒子を含んだ山の谷水を摂取してきたのであるから、その身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、内分泌腺機能障害（糖尿病）・水晶体混濁による視機能障害（白内障）を患っている（甲B県8の3～4）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(7) 原告番号県10・[REDACTED]（甲B県10の1）

原告番号県10・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1934（昭和9）年[REDACTED]生まれで、被爆当時11歳、[REDACTED]国民学校の6年生だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、学校の教室で教育勅語の朗読をしていたところ、東山の方がピカッと光った後、ドンという大音響があり、先生からの指示で竹藪に避難して1時間くらいじっとした後、帰宅するよう指示を受けた。6人の友人と一緒に家に帰っていると、紙片やぼろぎれなどが落ちてきたので拾っているとポツリポツリと雨が降ってきたが、気になるほどではなく、家に帰り、外で父の畑作業を手伝っていると、しばらくしてから本格的に雨が降ってきたので家に帰ったが、帰る途中に雨に濡れ、肌についた雨水は黒ずんでいた。

当時、原告の家では、畑で採れた作物を食べ、生活水としては井戸水を利用していった。

以上のような被爆当時の状況等からすれば、原告は、「黒い雨」を浴びたことによるほか、原爆の原子雲に含まれ、降下してきた放射性微粒子に曝され、また、これらの放射性微粒子を含んだ作物や山の谷水を摂取してきたのである

から、その身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、循環器機能障害（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患）を患っている（甲B県10の2）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

10 小河内村

(1) はじめに

当時の小河内村で被爆した原告1名の被爆状況、健康状態、小河内村に「黒い雨」が降ったこと等については、原告ら第24準備書面で主張したとおりであるが、ここでは、被告らの第13準備書面の認否（48頁）をふまえても、原告が被爆者援護法1条3号に該当することを主張する。

(2) 小河内村の全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと

1945（昭和20）年に行われた宇田技師らによる原爆被害調査において、当時の小河内村での聴取結果はないようである。

もっとも、原告ら第24準備書面で詳述したとおり、原爆被害調査では、小河内村と太田川を挟んで南西に位置する久地村瀬谷、小河内村の南東に位置する飯室村古市、小河内村の北東に位置する都谷村長笹の各地において、「黒い雨」や降下物に関する供述が得られている。このような供述をもとに、小河内村の北東の西ヶ迫近辺を除く地域が宇田雨域の小雨地域とされたものと推察される。

しかし、小河内村については宇田技師らによる調査が全くされていないのであるから、宇田技師らの調査をもって小河内村の小雨地域外の地域を「黒い雨」雨域外とすることは不当である。

むしろ、その後の、増田博士による調査の結果、西ヶ迫を含む小河内村の全域で黒い雨が降ったとされていること（甲A35の1の137～138頁）、
「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも小河内村の全域が含まれていること、そして以下に述べる原告の供述から、小河内村の全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したことは明らかである。

(3) 原告番号市29・[REDACTED]（甲B市29の1, 2）

原告番号市29・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1935（昭和10）年[REDACTED]生まれ、原爆投下当時は、[REDACTED]国民学校[REDACTED]4年生で、年齢は9歳だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、朝から学校供出用の「むしお」を採りに近くの山に行っていたところ、木の間からピカッと光りが差し、ドンという音がしたので、爆弾が間野平発電所に落ちたのではないかとみんなで話し、家に戻る事となった。帰宅途中に、広島市の方向から煙が立ち上るのが見え、家に帰って外を見ると、空から紙切れの焼けたようなもの等が落ちてきていたのでこれを拾い、その後、太田川に行って遊んでいると急に雨がザーザーと降ってきたが、すぐには家に帰らず、そのまま遊び、太田川の対岸の宇賀の川岸あたりに何度か行って、そこでも遊んだ。

原告の家は、農業を営み、取れた作物を食べ、生活水は、家の裏の山の湧き水を利用していた。

以上のような被爆当時の状況等からすれば、原告は、「黒い雨」を浴びたことによるほか、原爆の原子雲に含まれ、降下してきた放射性微粒子に曝され、また、これらの放射性微粒子を含んだ作物や山の谷水を摂取してきたのであるから、その身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれてきたことは明らかである。

そして、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、脳血

管障害（脳梗塞）を患っている（甲B市29の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

1.1 吉坂村

(1) はじめに

当時の吉坂村で被爆した原告（原告番号市50）の被爆状況及び健康状態等については、第22準備書面で主張したとおりであるが、ここでは、吉坂村bの広範囲に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと、被告らの第13準備書面の認否（47頁）も踏まえても、同原告は被爆者援護法1条3号に該当することを主張する。

(2) 吉坂村の広範囲に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと

1945（昭和20）年に行われた宇田技師らによる原爆被害調査において、当時の吉坂村大字吉木字戸坂（本件の原告番号市50が当時住んでいたところ）は、殿賀村西調子が宇田雨域の西側の北限としたら、同雨域の東側の北限として位置づけられており（甲A71の106頁第4図、「戸坂」と記載されているのは、吉坂村大字吉木字戸坂のことである。）、吉坂村大字吉木字戸坂の近辺は宇田雨域の小雨地域となっているが、その余の吉坂村の地域は小雨地域外となっている（第28準備書面別紙地図参照）。

しかし、吉坂村については宇田技師らによる調査が大字吉木字戸坂の1地点しかされていないのであるから、宇田技師らの調査をもって吉坂村の小雨地域外の地域を「黒い雨」雨域外とすることは不当である。

むしろ、増田博士の調査では、吉坂村の大字吉木字戸坂以外の地域でも広範囲に「黒い雨」が降ったとの結果が得られていること（甲A35の2の6～7頁）、吉坂村の広範囲が広島市が2010（平成22）年5月に公表した広島市報告書（甲A9）で提示された「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っている（訴状別紙「黒い雨」降雨地域図、甲A41の2枚目「広島原爆による黒

い雨降雨図」参照) こと, そして以下に述べる原告らの供述から, 吉坂村の広範囲に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したことは明らかである。

(3) 原告番号市50・[REDACTED] (甲B市50の1, 2)

原告番号市50・[REDACTED] (以下「原告」という。) は, 1942 (昭和17) 年 [REDACTED] 生まれで, 原爆投下当時3歳だった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり, 原告は3歳になったばかりで, 母とともに自宅の近くの畑に出かけていた。父母からは, 原告の自宅の辺りにも, 黒い雨が降ったことや紙片など色々な物が飛んできたと聞いている。なお, 原告の [REDACTED] は, 1965 (昭和40) 年発刊の亀田正士著『ああ広島の原爆』 (甲B市50の2) という本の中に, 家の近くに登ってみたキノコ雲の様子や飛来物のことや黒い雨のことを絵と文章で書いている。

また, 原告の家族は, 原爆投下後も, 山の水を飲んだり, 雨に濡れた農作物を食べたり, 川の「はや」等の魚を食べたりして過ごしたのである。

以上のとおり, 原告が, 「黒い雨」を浴び, 「黒い雨」によって汚染された山の水を飲んだり, 汚染された農作物や魚を食べたりすることによって, 身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお, 原告は, 「黒い雨」被爆の後, 別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており, 現在は, 「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり, 健康管理手当の支給対象となる内分泌腺機能障害 (糖尿病) を患っている (甲B市50の3) 。

よって, 原告が, 被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

12 緑井村

(1) はじめに

当時の緑井村で被爆した原告 (原告番号県28) の被爆状況及び健康状態等

については、第23準備書面で主張したとおりであるが、ここでは、緑井村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと、被告らの第13準備書面の認否（47～48頁）も踏まえても、各原告らは被爆者援護法1条3号に該当することを主張する。

(2) 緑井村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと

原爆投下当時、原告が所在していた地点は、宇田雨域外となっている（第28準備書面別紙地図）。これは、宇田技師らの調査結果には、緑井村とその近辺の八木村及び古市町で、黒い雨が降ったとの聴き取りの報告がなかったことに基づいているものと思われる（甲A71の128頁の体験談聴取録番号49～51）。

しかし、宇田論文のもととなった原爆被害調査メモ（甲A69）及びその転記（甲A70）を具に検討すると、以下の記述がある。すなわち、緑井村については「緑井村デハ閉メタ硝子戸ハ二階ノ分殆ンド皆破れた 一階ハ余リ破レテナイ 開ケタ所ハ破レテナイ 光ト音トノ間隔十秒位、熱感ヲ感ジタモノアリ 30分位後ニ雷鳴驟雨」（甲A69、甲A70の各3頁目）との、さらに古市町については「真っ赤な雲がうようよ湧いて雨が降ったが、入道雲が西方へ流れた。その方の山手では雨が降った模様。」（甲A69、甲A70の各4頁、第13準備書面別紙体験談一覧表4頁「体験談聴取録番号」欄50）との、いずれも「黒い雨」が降った旨の供述が得られている。

これらは、原爆被害調査メモをもとに体験談聴取録をまとめたり、あるいは降雨域を確定する作業をしている際に、誤って見落とされたものと推測され、宇田技師らによる調査によっても、緑井村及びその南側の古市町でも「黒い雨」が降っていたことは明らかとなっている。

また、増田博士による調査では、緑井村は中雨が降ったと結論付けられていること（甲A35の1の125頁以下）、緑井村は「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること、そして以下に述べる原告の供述から、緑井村全域

に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したことは明らかである。

(3) 原告番号県28・[REDACTED] (甲B県28の1)

原告番号県28・[REDACTED] (以下「原告」という。)は、1941 (昭和16)年[REDACTED]生まれで、原爆投下当時4歳で、当時のことは覚えておらず、被爆状況等については、小学生時代、及びその後、原告の母から、聞いた内容に基づくものである。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、8月6日朝、原告は、祖母、姉と自宅付近の田にいたところ、原爆が投下され、爆風で、自宅の窓ガラスや障子が壊れた。自宅にいた母は、原告や姉を心配し、必死になった探し、ようやく原告たちを見つけ、自宅まで帰り着いたころ、空から紙などが落ちてきた。また、雨が降も降ってきた。雨の色は黒色で、干していた洗濯物に黒いしみがついた。

また、飲料水や生活用水は、原告が物心ついたころも、家族全員、古川の水を使って生活していた。

以上のとおり、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された古川の水を飲んだり、汚染された農作物や魚を食べたりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことが否定できない事情に置かれたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる運動器機能障害 (両変形性膝関節症) に罹患している (甲B県28の2)。

よって、原告が、被爆者援護法1条3項の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

1 3 河内村

(1) はじめに

当時の河内村で被爆した原告（原告番号市12）の被爆状況及び健康状態等については、第25準備書面で主張したとおりであるが、ここでは、河内村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと、被告らの第13準備書面の認否（48頁）も踏まえても、各原告らは被爆者援護法1条3号に該当することを主張する。

(2) 河内村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと

当時の河内村は、宇田論文においては、河内村の東側の上小深川、下小深川、魚切、上河内付近が同じく大雨地域、その西側の上河内の一部が小雨地域とされ、さらにその西側の下河内は宇田雨域外とされている。

これは、宇田技師らの調査の中で石内村及び砂谷村での供述（石内村につき、原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の7～8頁「体験談聴取録番号」欄98、99、105、106、同体験場所地図1参照、砂谷村につき、原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の9頁「調査メモ頁」欄46、同体験場所地図1・2参照）及び雲が北西に移動していったこと等を踏まえ導かれている。

しかし、宇田技師らの調査は、時間的・物理的制約のある中で行われたものであり、「黒い雨」雨域の全域を確定させるものではあり得ない。

むしろ、当時の佐伯郡河内村は、1955年（昭和30年）4月1日、五日市町・観音村・八幡村・石内村・河内村の五か町村が合併して、五日市町となったところ、1971（昭和46）年11月6日に広島市が刊行した『広島原爆戦災誌第四巻』第二編第五章第二節第六項「佐伯郡五日市町」（甲A75の目次、甲A89・724～734頁）には、原爆投下日の同町に関して、原爆投下時の閃光、爆風、衝撃波の記載に続いて、「午前十時半ごろから、約一時間にわたって紙や布の破片が、龍巻のあとのように、灰や塵と一緒に、町全域に降って来た。また、二、三時間後、雨が強く降りはじめ、かなり長く

降り続いた。」との記載があること、増田博士の調査では河内村の全域で雨が降ったとの結果が得られていること（甲A35の1の140～141頁）、河内村の全域が「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること、そして以下に述べる原告らの供述から、河内村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したことは明らかである。

(3) 原告番号市12・[REDACTED]

原告番号市12・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1942（昭和17）年[REDACTED]生まれであり、被爆当時、3歳[REDACTED]であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、親戚の女の子が疎開してきていたので、家の外の道で絵を描いていた。そのとき、ピカッと、ピンクの光が来て、それから、稲光のような青い光が来て、それから、ドーンという大きな音と爆風、振動が伝わってきて、それから、埃が吹き付けてくる感じで、原告の体を刺すように飛び込んできた。己斐の方向にキノコ雲が現れ、どんどん大きくなっていった。塵や埃、紙や燃えかすが飛んできて、谷合を吹き上げてやってきた。その後、黒い雨が降った。原告が濡れたのか濡れていないのかはわからないが、姉3人がびしょ濡れになって学校から帰ってきた。

それからしばらくして、被災した者が、原告方の家の前の道を通って、避難してきた。火傷がひどく赤くただれた人、服が焼けて皮膚に張り付いている人など、みんな黙って、原告宅の縁側に腰かけたり、土間に座ったりして休んでいた。母や姉たちがお水やお茶を出したり、家にあった赤チンを付けてあげたり、昼にはムスビを出したりしていたが、原告は、従兄の子と2人で被災者の間を駆け回って遊んでいた。

以上のとおり、原告が、「黒い雨」を浴び、当時の生活状況からすれば「黒い雨」によって汚染された井戸水やわき水を飲んだり、汚染された野菜等を食べたり、あるいは放射性微粒子が充満する汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置か

れていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる内分泌腺機能障害（2型糖尿病、甲状腺機能低下症）を患っている（甲B市12の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

14 八幡村

(1) はじめに

当時の八幡村で被爆した原告ら2名（原告番号市11，市13）の被爆状況及び健康状態等については、第26準備書面で主張したとおりであるが、ここでは、八幡村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと、被告らの第13準備書面の認否（49～50頁）も踏まえても、原告らは被爆者援護法1条3号に該当することを主張する。

(2) 八幡村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと

宇田調査によれば、当時の八幡村は、八幡村での供述（原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の6頁「調査メモ頁」欄45，「体験談聴取録番号」欄77，同体験場所地図1参照）と、その南の五日市町（前同別紙体験談一覧表の6頁「調査メモ頁」欄45，「体験談聴取録番号」欄77，同体験場所地図1参照。）及び西の観音村での供述（前同別紙体験談一覧表の6頁「調査メモ頁」欄45，「体験談聴取録番号」欄77，同体験場所地図1参照。）と雲が北西に移動していったこと等を踏まえて、八幡村の東側の利松，口和田，高井地区の東側が大雨地域，その西側が小雨地域とされ，さらにその西側の保井田，寺田，中地等各地域は宇田雨域外とされている（甲A71の106頁第4図，第28準備書面別紙地図参照）。

しかし、宇田技師らの調査は、時間的・物理的制約のある中で行われたものであり、「黒い雨」雨域の全域を確定させるものではあり得ない。

むしろ、原爆投下当時の佐伯郡八幡村は、1955年（昭和30年）4月1日、五日市町・観音村・八幡村・石内村・河内村の五か町村が合併して、五日市町となったところ、1971（昭和46）年11月6日に広島市が刊行した『広島原爆戦災誌第四巻』第二編第五章第二節第六項「佐伯郡五日市町」（甲A75の目次、甲A89・724～734頁）には、原爆投下日の同町に関して、原爆投下時の閃光、爆風、衝撃波の記載に続いて、前述した河内村の項で指摘した黒い雨に関する記述があること、増田博士の調査では八幡村の全域で雨が降ったとの結果が得られていること（甲A35の1の142～144頁）、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること、そして以下に述べる原告らの供述を踏まえても、八幡村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したことは明らかである。

(3) 原告番号市11・[REDACTED]（甲B市11の1，2—地図，原告本人調書）

原告番号市11・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1940（昭和15）年[REDACTED]生まれで、被爆当時4歳[REDACTED]であった。

当時、原告は、[REDACTED]家族と生活していた。もともとは[REDACTED]に住んでいたが、空襲をさけるため避難した結果であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は家の前の川（汲み路）で砂遊びをしていたときに、突然、ピカッと光ったのを感じて、すぐに防空壕に避難しようとしたが、近くにあった堆肥小屋にすぐに避難した。そこに入ったと思ったら、瞬間にドカンと大きな音がして、爆風があり、堆肥小屋は壊れ、原告ら家族が住んでいたところも壊れ、窓ガラスは粉々になり、家の中はガラスだらけで、家の中のふすままで吹っ飛んでいた。

その後、原告は、同じ地区に住んでいた遠い親戚の家を目指して農道を山の

方へ歩いて行った。そのとき、これまで見たこともないような稲妻あり、雷が鳴りだし黒い雲が出て辺りは暗くなった。近くでたき火をしているのかと思うほど灰が落ちて、衣服に付くのではたきながら歩いた。灰がひらひらと雪が降るように落ち、見上げると真っ黒い雲に灰が黒く見えるのが不気味に見えた。稲妻や雷が激しくなるので恐ろしくなり、走って帰った。帰ると母が近所の人と縁側に座って外を見ていた。母が灰をかぶっとるといいふるってくれた。大きな焼け焦げた紙がたくさん落ちてきた。このような状況を原告はこれまで見たことがなかった。

以上のとおりであるから、原告には雨に濡れたという明確な記憶はないが、灰が降ってきたのであるから、原告が、この地域に降った「黒い雨」ないし放射性微粒子が充満する汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、原告本人尋問でも明らかになったように、まさに病気が連続する人生であった。現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる循環器機能障害（高血圧性心疾患）、運動器機能障害（変形性頸椎症、変形性腰椎症、変形性肩関節症、変形性膝関節症）を患っている（甲B市11の3～4）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

(4) 原告番号市13・■■■■（甲B市13の1，2）

原告番号市13・■■■■（以下「原告」という。）は、1932（昭和7）年■■■■生まれで、原爆投下当時は13歳で、■■■■国民学校高等科1年生であった。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は、広島に原爆が落ちたとき、弟の子守りをしながら添い寝をしていたが、ドーン・バリバリと障子は倒れ、天井はめくれ、家の東側の雨戸が全部内側にばらばらになって壊れ、その奥にあった障子もばらばらになったため、異変に気づいた。家から出てびっくりして外の様子を見に出たところ、ごみや焼け焦げた紙が沢山落ちてきて、灰やチリがふってきた。異変が起こってから、30分から1時間程度たったころ、バリバリと激しく黒い雨が降り出した。原告は着ていたシャツが黒くなるので、家に駆けて帰り軒下で雨の降るのを見ていた。

また、原告の家では、八幡川の水を、顔を洗ったり野菜を洗ったりするのに使っていた。なお、飲み水は隣家の井戸水をもらってきて甕に入れて使っていた。

以上のとおり、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された井戸水等を飲んだり、放射性微粒子が充満する汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる循環器機能障害（慢性虚血性心疾患）を患っている（甲B市13の3）。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

15 観音村

(1) はじめに

当時の観音村で被爆した原告（原告番号市14）の被爆状況及び健康状態等については、第27準備書面で主張したとおりであるが、ここでは、観音村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと、被告らの第13準備書面

の認否（50～51頁）も踏まえても、原告は被爆者援護法1条3号に該当することを主張する。

(2) 観音村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したこと

当時の観音村はその全域が「黒い雨」が降ったとされている宇田雨域外となっている。これは、宇田技師らによる原爆被害調査において、当時の佐伯郡観音村近辺については、観音村の東に位置する五日市町地毛や観音村坪井で、飛散降下物はあったものの「黒い雨」は降っていない旨の供述が得られていることに基づいていると思われる（以上、原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の6頁「調査メモ頁」欄45、「体験談聴取録番号」欄77、同体験場所地図1参照。）が、たった2名の供述で観音村全域を「黒い雨」降雨地域外とすることは不当である。

むしろ、原爆投下当時の佐伯郡観音村は、1955年（昭和30年）4月1日、五日市町・観音村・八幡村・石内村・河内村の五か町村が合併して、五日市町となったところ、1971（昭和46）年11月6日に広島市が刊行した『広島原爆戦災誌第四巻』第二編第五章第二節第六項「佐伯郡五日市町」（甲A75の目次、甲A89・724～734頁）には、原爆投下日の同町に関して、原爆投下時の閃光、爆風、衝撃波の記載に続いて、前述した河内村の項で指摘した黒い雨に関する記述があること、増田博士の調査では観音村の全域で雨が降ったとの結果が得られていること（甲A35の1の145～146頁）、
「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること、そして以下に述べる原告らの供述を踏まえても、八幡村全域に「黒い雨」が降り放射性微粒子が降下したことは明らかである。

(3) 原告番号市14・[REDACTED]（甲B市14の1，2，原告本人調書）

原告番号市11・[REDACTED]（以下「原告」という。）は、1941（昭和16）年[REDACTED]生まれで、原爆投下当時4歳であった。

原告の一家は、[REDACTED]

■■■■■建物疎開のため家を取り壊されることになったので、父親の実家■■■■■

■■■■■に、家族皆で引っ越した。

別紙原告一覧表の「被爆状況」欄記載のとおり、原告は原爆の攻撃を受けたとき、家の中にいた。部屋の中が強烈的な光に照らされ、その後、大音響と振動で襖や障子が内側に押し壊されるようにして、めちゃくちゃに壊れ、棚の上の物は落ち、ガラスは割れた。原告が泣きながら庭に出て、広島市の上空あたりの様子をみると、赤、黄色、青、緑とイルミネーションのように変化し、爆撃から20分から30分程度あたりは暗くなり、焼け焦げた紙が原告の家の庭に落ちてきた。

その後、原告は、2012（平成24）年に、冊子「「黒い雨」一内部被爆の告発」（甲A90）の作成に大きくかかわった。その中に、原告の近所に住んでいた■■■■■氏の証言と原告の家の近くを通過して自宅に帰った■■■■■氏の証言から、原告の住んでいる周りの様子が分かり、原告も、広島市内からの飛来物や黒い雨によって被爆していると思った。

■■■■■氏（被爆当時、■■■■■国民学校3年）の話では、「鈴ヶ峰山の中腹から真っ黒いキノコ雲がもこもこと膨れだし、広がっていきました。弟とさつまいも畑を走り回っていると灰がたくさん飛んできて暗くなり、習字の半紙や焼け焦げの新聞紙、襖も飛んで来ました。拾って遊んでいると、夕立のような雨が降り、粘りのある黒い染みをシャツに付けました。」（甲A90の16頁）とのことだった。

また、■■■■■氏（被爆当時14歳・■■■■■学校2年生）の話では、「講堂で1年、2年合同の勉強をしていました。大音響とともにガラスが割れ、高いところから落ちたガラスが、体に突き刺さり大変な生徒もいました。辺りは暗くなり、灰、紙くず、ごみがたくさん降ってきて、埃が充満しているなかを4、5人で、急いで帰りました。制服に灰や埃が付くので時々払い落としました。

薄暗い中で、ひらひらと舞い落ちるおびたしい紙切れが忘れられません。

雨が降るような空模様だったが、雨に遭った記憶はありません。・・・灰や埃が地面に積もり、その中を帰ったのは確かです。」（甲A90の14頁）とのことであった。

以上のとおり、原告が、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された井戸水等を飲んだり、放射性微粒子が充満する汚染された空気を呼吸により吸引することによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたことは明らかである。

なお、原告は、「黒い雨」被爆の後、別紙原告一覧表の「被爆の影響と思われる6か月以内に現われた症状」及び「晩発障害」欄記載の症状が出ており、現在は、「11障害を伴う疾病」欄記載のとおり、健康管理手当の支給対象となる循環器機能障害（高血圧性心疾患）（甲B市14の3～4）、脳血管障害（脳梗塞）（甲B市14の6）を患っている。

よって、原告が、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することは明らかである。

16 まとめ

以上のとおり、本件訴訟の原告ら全員とも、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域に居住していた者であり、これら地域には、雨滴や灰や微粒子に混じって地上に落下した放射性微粒子を含む「黒い雨」が降り注ぎ、放射性微粒子が地上に落下して、地上に積もったり、川水や井戸水に紛れ込んだりした。

そのため、これらの地域で生活していた原告ら全員は、川水、井戸水に混入したり、野菜に付着したりした放射性微粒子を摂取したり、あるいは呼吸を通じて空気中に滞留している放射性微粒子を体内に吸引することにより、放射性微粒子を体内に取り込んで内部被曝をし、現に健康管理手当の対象となる11種類の障害を伴う疾病に罹患しているのであるから、身体に放射能の影響を受けたことを否定できない事情が存する、すなわち、被爆者援護法1条3号の「身

体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するのである。

にもかかわらず、被告らは、原告らの被爆者健康手帳交付申請について却下処分をしたのであるから、被告らの却下処分は、被爆者援護法1条3号該当性についての判断を誤った違法が認められ、被爆者健康手帳交付の義務付けが認められる。

第5 原告らに対する第1種健康診断受診者証交付申請却下処分の違法性

1 現行の第1種健康診断特例区域の指定が違法であり、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域も含めて、第1種健康診断特例区域に指定されるべきこと

前述したとおり、第1種健康診断特例区域の指定にあたっては、被爆地域の指定に当って求められるほどの科学的知見がなくてもよいのだから、健康診断の特例は、被爆者援護施策の出発点である健康診断の対象者について、被爆者健康手帳制度よりも、さらに間口を広げる制度であるといえることができる。

そうだとすれば、原爆投下当時にある地域に在った者について、放射線の人体影響の可能性が懸念される一応の合理性をもった科学的知見があれば、当該地域を少なくとも第1種健康診断特例区域として指定し、安んじて健康診断を受けることができるようにすることが、原子爆弾の放射能に起因する健康被害の特異性及び重大性に鑑み、被爆者の置かれている特別の健康状態に着目してこれを救済する目的から被爆者の援護について定めた被爆者援護法の趣旨・目的、及び被爆者健康手帳制度において健康診断の対象者について間口を広げるという健康診断の特例措置の仕組みに合致するというべきである。

そして、被爆者援護法施行令附則2条別表第3によって、現行の第1種健

康診断特例区域は宇田雨域のうち大雨地域に該当する地域が指定されているところ、現在の科学的知見を踏まえると、宇田論文（甲A71）以降の「黒い雨」降雨域に関する調査結果として示されている、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）（甲A9）あるいは増田雨域（甲A34）に、原爆による放射性微粒子が降下して、当該地域の住民らが、放射性微粒子から放出される放射線によって被曝する環境にあった。そして、前述した、放射性微粒子を体内に取り込んで被曝する内部被曝に関する現在の科学的知見を踏まえると、これら地域に在った者について、放射線の人体影響の可能性が懸念される一応の合理性をもった科学的知見があることは明白である。

にもかかわらず、宇田雨域のうち大雨地域のみを第1種健康診断特例区域に指定している現行の第1種健康診断特定区域の指定（施行令附則2条別表第3）は狭きに失し不当であり、「黒い雨」被爆者間で著しい不平等を招来していると言わざるを得ない。

よって、現行の被爆者援護法施行令附則2条別表第3による第1種健康診断特例区域の指定は、健康診断の特例について規定する被爆者援護法附則17条の委任の趣旨に反するものであるから、違法である。

そして、前述の現在の科学的知見に従えば、宇田雨域のうち小雨地域はもとより「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域も含めて、第1種健康診断特例区域に指定されるべきであり、これら「黒い雨」降雨地域に在った「黒い雨」被爆者は、第1種健康診断受診者証を所持する資格がある。

2 原告らに対する第1種健康診断受診者証交付申請却下処分の違法性

前述のとおり、本件訴訟の原告ら全員とも、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域に居住していた者であり、第1種健康診断受診者証を所持する資格がある者である。

にもかかわらず、被告らは、原告らの第1種健康診断受診者証交付申請について却下処分をしたのであるから、被告らの却下処分は、被爆者援護法附則1

7条及び被爆者援護法施行令附則2条別表第3該当性についての判断を誤った違法が認められ、第1種健康診断受診者証交付の義務付けが認められる。

第6 訴訟承継

前述のとおり、原告番号市22、市24、市28、市43、市48、県2、県18及び県27の8名については、いずれも本件訴訟継続中に死亡し、法定相続人がこれらの原告の地位を承継するものとして、訴訟承継の申立てをしている。

訴訟承継の可否については、2019年（平成31年）3月11日付け意見書（訴訟承継）及び第32準備書面で詳細に主張しているとおりであり、法定相続人らの訴訟承継の申立てに基づき、死亡した原告らの相続人による原告たる地位の承継が認められることは当然である。

なお、原告らは、本年9月以降、随時、健康管理手当認定申請を行っており、存命中の原告らについては、現時点で原告番号市22と市34を除く全員について、健康管理手当認定申請が、被告広島市あるいは同広島県に受理されていることを指摘しておく（健康管理手当認定申請書を各原告の証拠として提出済みである。）。

第7 結語

原告らが本件訴訟を2015年（平成27年）11月4日に提起してから、早4年が経過した。来年は被爆75年をむかえる。

原告ら「黒い雨」被爆者は、被爆区域あるいは健康診断特例区域の拡大を求めて1978（昭和53）年9月から40年以上に亘り、国（厚生省、厚生労働省）に対し、要望を続けてきた。その間、多くの「黒い雨」被爆者が無念のうちに亡くなり、本件訴訟提起後も11名の「黒い雨」被爆者が亡くなった。

原告ら「黒い雨」被爆者に残された時間は本当に僅かしかない。原告らは、第

13 準備書面において、宇田論文の作成に関与した北技手の言葉を借りて、現行の第1種健康診断特例区域の指定等を「行政の愚行」と指摘し、行政が自らの手によって過ちを是正しない、できないのなら、司法の手によって即刻是正されなければならないと述べた。

原告らは、裁判所が、本件審理で明らかになった事実を踏まえ、適正な判断をされるよう、強く求めるものである。

以上